

平成25年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成25年3月8日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1	議案第 1 号	平成25年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総 括 質 疑 (一 括) 予 算 特 別 委 設 置 ・ 付 託
第 2	議案第 2 号	平成25年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 3	議案第 3 号	平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 4	議案第 4 号	平成25年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 5 号	平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算	
第 6	議案第 6 号	平成25年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 7	議案第 7 号	平成25年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 8	議案第 8 号	平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第 9	議案第 9 号	平成25年度大竹市水道事業会計予算	
第10	議案第10号	平成25年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第11	議案第11号	平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算	(原案可決)
第12	議案第21号	大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正について	
第13	議案第22号	大竹市教育環境充実基金条例の一部改正について	
第14	議案第25号	大竹会館条例の一部改正について	
第15	議案第27号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	
第16	議案第28号	大竹市民水泳プール設置及び管理等に関する条例の廃止について	
第17	議案第29号	指定金融機関の指定更新について	
第18	議案第30号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	
第19	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	
第20	議案第33号	平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号）	
第21	議案第13号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
第22	議案第14号	大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	(原案可決)

十

第23	議案第15号	大竹市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	(原案可決)	生活環境
第24	議案第16号	大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	(原案可決)	
第25	議案第17号	大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	(原案可決)	
第26	議案第18号	大竹市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	(原案可決)	
第27	議案第19号	大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	(原案可決)	
第28	議案第20号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	(原案可決)	
第29	議案第23号	大竹市介護保険条例の一部改正について	(原案可決)	
第30	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	(原案可決)	
第31	議案第26号	大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	(原案可決)	
第32	議案第32号	市道路線の廃止及び認定について	(原案可決)	
第33	議案第34号	平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	(原案可決)	生活環境
第34	議案第35号	平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	(原案可決)	
第35	平成24年陳情第2号	地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情	(継続審査)	
第36	平成24年陳情第3号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情	(継続審査)	
第37	平成25年陳情第1号	小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情	(継続審査)	
第38	議案第38号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	まちづくり対策	生活環境付託 総務文教付託
第39	議案第39号	平成24年度大竹市一般会計補正予算(第6号)	生活環境付託 総務文教付託	

○会議に付した事件

○日程第 1 議案第 1 号から日程第 11 議案第 11 号（一般質問・総括質疑・継続）

○出席議員（16人）

1 番	西 川 健 三	2 番	大 井 渉
3 番	網 谷 芳 孝	4 番	藤 井 馨
5 番	乃 美 晴 一	6 番	児 玉 朋 也
7 番	北 林 隆	8 番	山 崎 年 一
9 番	細 川 雅 子	10 番	日 域 究
11 番	上 野 克 己	12 番	寺 岡 公 章
13 番	原 田 博	14 番	二階堂 博
15 番	田 中 実 穂	16 番	山 本 孝 三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	大 原 豊
教 育 長	西 尾 裕 次
総 務 企 画 部 長	太 田 勲 男
市 民 生 活 部 長 兼	塩 田 小百合
福 祉 事 務 所 長	
都 市 環 境 部 長	長谷川 寿 男
上 下 水 道 局 長	北 地 範 久
消 防 長	賀 屋 幸 治
総 務 課 長 併 任 選 挙	西 岡 靖
管 理 委 員 会 事 務 局 長	
総 務 課 危 機 管 理 監	平 池 泰 憲
企 画 財 政 課 長	政 岡 修
福 祉 課 長	米 中 和 成
保 健 介 護 課 長	山 本 八州宏
監 理 課 長	青 森 浩
土 木 課 長	平 田 安希雄
環 境 整 備 課 長	野 田 英 之
上 下 水 道 局 業 務 課 長	重 本 隆 男
上 下 水 道 局 工 務 課 長	稲 田 正 文
総 務 学 事 課 長	小 西 啓 二
総 務 学 事 課 副 参 事 兼	船 本 哲 生
こども相談室長事務取扱	
生 涯 学 習 課 長	吉 原 克 彦
消 防 本 部 消 防 課 長	國 本 美 之

十

+

監 査 委 員
監 査 事 務 局 長

黒 田 孝 士
小 松 正 二

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

正 木 丈 治
三 浦 暁 雄

+

+

+

平成25年3月大竹市議会定例会（第1回）
一般質問及び総括質疑通告表

1

9番 細川 雅子 議員

質問方式：一問一答

玖波小学校施設整備事業について

平成25年度予算で、玖波小学校の耐震対策の調査及び基本構想策定の予算が計上されています。玖波小学校のあり方については、地域の理解を得ることが前提とのお考えと受けとめておりますが、今後の進め方についてお尋ねします。

また、基本構想については、小中一貫教育を進めている本市の公教育の考えでは、義務教育9年間を見通したものになると思いますが、教育委員会のお考えをお答えください。

広域行政の取り組みについて

一般廃棄物の処理、消防、医療などさまざまな行政サービスを効率よく合理的に進めるためには、一定規模の人口基盤が必要です。県内外の市町も厳しい財政運営をしている昨今、今まで以上に、近隣市町と協力関係が求められると思います。

広島県の西の端という地理的な条件でも、近隣市町の中で存在感を示すことで、市民の満足感が高まる広域行政ができないでしょうか。広域行政における市長のお考えをお聞かせください。

2

3番 網谷 芳孝 議員

質問方式：一問一答

玖波小学校耐震化問題に係る玖波中学校の今後について

玖波小学校耐震化問題につきましては、教育委員会ではほぼ今の現在地での建てかえの方針とのことで、安心しているところでございますが、今現在、玖波中学校の今後の方針がまだ決まっていないのが心配なところです。児童・生徒はもちろんのこと、保護者・地域住民等、総合的に判断していただきまして、今後の方針の考えを伺いたいと思います。

3

10番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

いわゆる“ちょっと気になる子”正しく理解し、事前対応を。

どの町へ行っても平然と「ふえている」と口にします。本当ですか。そうだったらなぜですか。考えたことがありますか。また、これは先天的な問題ですか。動物の本能にあたる部分の多くを、ヒトは生後の1年間で環境に合わせて身につけます。自閉症の子は、目が合わない、自発的な提示がない、叙述的表現がないと言われますが、生後1年間、脳の神経細胞の形ができる時期の、母子関係を含めた素朴な人間関係の欠如が原因ではないかという説が数年前から多くなっています。お母さんやお父さん、親戚や友人など生身の人間に囲まれて成長することを予定して生まれ出た赤ん坊が、液晶ディスプレイを見せられ、スピーカの声ばかり聞かされたら怖いですよ。

分別の成果は、どのようなデータで表れますか。ごみの減量はできますか。

ごみの減量化を理由に有料化を導入しました。分別を進めるとの言葉もありましたが、分別してリサイクル率を上げてRDF行きを減すという意味ですか。それともごみが他市から流入してこないように有料化し、それでもって減量化する、と言うのでしょうか。ごみは消費生活の副産物ですから、単にごみを減量化するなんてなかなか困難ですよね。気になるのはRDFの投入口で目撃した、袋にも詰めてない書類等の紙類が大量に破砕機にかけられている光景です。環境整備課自身に分別する覇気があるのか、とも思います。有料化がごみの減量に至る過程をお尋ねします。

議員に対する職員の説明は、うそ偽りなくお願いします。

予定価格の決定に際し、建設工事などの場合、算出された積算額を市長が減額することがあります。大願寺の予定価格について、鑑定評価より低くなっていましたが、それは先の例と同様に、市長権限で行うのだと監理課から説明を受けました。その場で「市が得するケースと損するケースを一緒にはできないはず」と反論しましたが、それから課長は無言でした。虚偽の説明をすることは、議員の軽視であり議会軽視とも言えます。今後のためにも市長のコメントを。

4

16番 山本孝三 議員

質問方式：一問一答

ごみ減量化・処理コスト削減への取り組みについて

- ・ごみの減量化は市民の理解と協力こそが基本
- ・行政としてコスト削減にどう取り組まれますか。

公共施設の老朽化・耐震化への取り組み

優先すべき事業とは、財政措置を含め、年次計画を示すべきではありませんか。

介護保険事業について

- ・平成24年度の予定事業の実施状況を問う。
- ・平成25年度のサービス給付、保険料負担等の説明を求めます。

5

2番 大井 渉 議員

質問方式：一問一答

大願寺地区土地売り払いに対する、住民監査請求棄却の理由を問う。

- 1 棄却理由が不明瞭であるので、法的根拠について
- 2 地方自治法の解釈について
- 3 適正な対価の判断の根拠について

6

12番 寺岡公章 議員

質問方式：一問一答

当初予算の基本方向について

①目指すべき行政・社会の仕組みの完成イメージは、組織、職員全体で共有できていますか。議会にもその内容をお示しくありませんか。

②単年度当初予算に先んじてある総合計画実施計画の重点事業において、施策の方向性と基本方針では、方向性がもとにあり、その上での基本方針だと解釈しています。

「大竹を愛する人づくり」では、個別の事業が先にありきで基本方針がその説明文となっている印象を拭えません。

上位であるはずの施策の方向性とのつながりに違和感を覚えておりますので、御説明をお願いします。

7

5 番 乃 美 晴 一 議員

質問方式：一問一答

発達障害を取り巻く環境整備について

平成25年度予算案に障害者福祉施設開設等補助事業が計上され、少しずつではありますが、障害者を取り巻く環境が改善されつつあることは評価できますが、まだ十分ではありません。また、小学校等での指導等、行政の全ての分野での連携が必要だと考えますが、今後の展望を伺います。

行政情報発信の強化について

国内さまざまな自治体でSNSなどを活用した情報発信が行われるようになってきました。本市の今後の考えを伺います。

災害対策の強化について

大竹ハズマツの発隊等、災害対策が進んでいる現状を踏まえ、今後の対策について伺います。

8

15 番 田 中 実 穂 議員

質問方式：一問一答

十

新年度予算主要事業について問う

- 1) 防災減災対策
- 2) いじめ対策
- 3) 健康に対する予防施策と在宅介護の支援策
- 4) 晴海臨海公園の整備

PM2.5への対応策は？

9

13 番 原 田 博 議員

質問方式：一問一答

2013年度予算案の位置づけ、事業を推進していくための役割・責任を問います。

本市の2013年度一般会計当初予算案について、市長は、先に開催された議員全員協議会の冒頭に、懸案事項であった大願寺地区造成事業に、小方小学校・小方中学校が、小方学園への移転改築や学校給食センターの竣工、住宅建設のつち音が聞こえ、目に見える形で解決を図ることの実感、更には、第五次大竹市総合計画の推進力となる「大竹を愛する人づくり」に向けての環境づくりについては、大きな施設整備が一段落した、今後も引き続き教育環境の充実に取り組んでいきたいとの考えを示されました。

ご承知のように、先の12月議会では、大竹市行財政改革の基本方針の目的「限られた人材・財源を有効に使い、持続可能な行政を実現することによって、総合計画を確実に実施すること」に沿い、「効率的で質の高い仕事ができる組織を確立すること」を目指し、「わがまちプラン前期基本計画における重点取組施策を推進する体制」を整えるた

め、この4月からの組織変更を議決しました。

『市民自治』、取分け、総合計画での重点取組施策の一つである生涯元気な心と体づくりを具体化した『予防・健康』を推進するための組織を構築するため、現行の3部制から4部制への機構改革です。

私があえて申すまでもなく、当初予算案は、1、健康増進計画・食育推進計画策、2、玖波小学校施設整備事業、3、阿多田地区漁礁整備事業、4、橋梁長寿命化対策事業などの、21件にも上る新規ソフト施策や予防推進事業や健康増進事業などの拡充施策など、健康促進や市民活動の促進を含めた事業が予算化されていることが特徴的であり、組織変更の意味、目的がこれらからもうかがえます。

つまりは、高齢社会は、人だけではなく、多くの公共インフラ施設も高齢化を迎えており、症状に合わせた救急、延命治療が急務であり、着実な術、対応が求められています。

そのことは、財政運営にも言えることであり、第五次総合計画、前期基本計画、健全な行財政運営の推進として、計画的で効率的な行財政運営から、財政の規律上の視点でうたっています。①将来負担比率②全会計借入金残高に関し、一定の目標値を設定していることは、重要な大きな戦略的方向性の一端だと捉えています。

特に、これからは、国・県を問わず、少子高齢化、厳しい財政状況が益々続いていくことは確実であり、本市の状況を見据えた活性化策、対応が効果的に、事業展開に結びついていくのかが問われます。

さて、市長は常々、行政は収入の範囲でしか事業展開はできない。その場しのぎで乗り越えるには限界がきており、負担増か支出減のどちらかを我慢するしか方法はない。そのためには、覚悟と勇気が必要であると言われます。今は、我慢をしても将来が幸福であれば、我慢は不幸ではない。今は我慢をしなければいけない時期であることを覚悟しなければならない。市民が健康であり、市民自治が向上、確立していく。次の時代には人口が増えていく仕組み。子どもが育てやすい、育ちやすい社会をつくりたい、それには、制度の在り方、方法を見直したりするなど、魅力作りと財政のバランスがベースであり、限られた財源を有効に使うためには、市民、職員さんを含めた資産全体を見ていく必要があります。

総じていえば、昨年は節目の予算でした。新年度予算は、二年連続のマイナス編成、具体的な形として、はっきりとは見えませんが、これからの仕掛けづくり、今からに向けたまちづくり、確かな将来像を目指していく、スタートしていく、土台固めの予算案だと、わたしは受け止めています。

ついては、大竹市総合計画実施計画、市営住宅整備計画、大竹市橋梁長寿命修繕計画、社会教育施設等の再編基本方針など多くの計画の遂行、更には、今予算案で提供されたわがまちプランにおける将来像メニューの具現化など、次の時代に向け、2013年度予算案の位置づけ、事業を推進していくための役割・責任を問います。

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、16番、山本孝三議員、2番、大井 渉議員を指名いたします。

本日の議事日程、一般質問及び総括質疑通告表、議案審査報告について、陳情審査報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1～日程第11〔一括上程〕

議案第 1号 平成25年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成25年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成25年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成25年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成25年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成25年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成25年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（西川健三） 日程第1、議案第1号平成25年度大竹市一般会計予算から、日程第11、議案第11号平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

2月28日の議事を継続いたします。

これより、市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際、念のため御説明いたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で、登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

9番、細川雅子議員。

〔9番 細川雅子議員 登壇〕

○9番（細川雅子） 9番、市民ネットの細川雅子です。おはようございます。

きょうは、3月8日、皆様きょうが国際女性デーであることを御存じでしょうか。

1910年に、ドイツの社会民主党女性局代表であるクララ・ゼトキンが提唱し、現在では「国連事務総長が女性の十分かつ平等な社会参加の環境を整備するよう加盟国に呼びかける日」となっているようです。世界中で多くの国、地方自治体、女性団体などが女性の権利獲得を祝いイベントが行われているそうです。このような日に、本会議における一般質問・総括質疑のトップバッターを勤めさせていただくのは、大変光栄なことと思っております。

しかし残念な紹介が一つございます。2012年10月世界経済フォーラムが発表した世界男女格差報告によりますと、日本は調査対象となった135カ国中101位となり、前年よりも順位を3つ下げたそうです。本市においては、男女共同参画プラン行動計画の見直しをしたばかりと聞いております。「笑顔・元気 かがやく大竹」の実現のためにも、行動計画を着々と進めていただき、来年、再来年には世界男女格差報告で順位が1つでも2つでもアップすることに寄与したいものだと思っております。

さて本日の質問は、男女共同参画とは全く関係ないものです。とは言え、この場におらせていただくことに感謝いたしまして一生懸命質問いたしますので、よろしくおつき合いをお願いいたします。

まず、一つ目の質問は、玖波小学校施設整備事業についてでございます。

平成25年度当初予算において、玖波小学校の耐震対策の調査及び基本構想策定の予算が計上されています。玖波小学校の耐震化診断結果が出た後に、小中一貫教育の基本方針が変更されたのが平成22年12月です。ようやく財源を用意していただき、具体的な検討ができる準備をしていただくことになりました。玖波小学校のあり方を決定するに当たっては、昨年、平成24年12月の議会におきまして、地域の理解を得ることが前提との基本なお考えについて御答弁いただいたところです。今回は、その後の経緯及び今後の進め方についてお尋ねいたします。

玖波地区の多くの方の思いは、小学校・中学校の施設整備については、第一に子供たちの教育環境をしっかりと整えていただきたい。第二に、方針を決めるときには地域の意見をしっかりと聞いてほしい。私にはおおむねこの2点に集約されているように思われます。本事業は、小学校の施設の整備が対象となっているようですが、玖波地区において小学校と中学校を全く別のステージで考えることは難しいと思います。

本市の公教育は、この4月から小方ヶ丘に施設一体型の小中一貫校である小方学園が開校するというタイミングです。小方学園では、小学校と中学校が1つの施設の中で効果的に教育実践が営まれることが期待されています。このような状況の中で、玖波小学校の施設整備の方針の決定に連動して、中学校の方向性にも影響が出てくるということになります。現在、小さな赤ちゃんや就学前のお子さんを持つ家庭であっても、他人事でない状況

となってまいります。ですからぜひ、地域説明には義務教育9年間を見通した学校教育の姿の説明が必要かと思われます。

さらに、玖波地区には玖波公民館の老朽化という課題や都市計画道路の計画もございます。学校の場所や施設整備の方針が、まちのあり方に大きくかかわってまいります。教育委員会は、本事業が小学校の施設整備の問題だけではないことをしっかりと認識して、地域の理解を得る努力をしていただきたいと思います。

今後、どのように考えていくお考えをお示ください。また、基本構想の策定についてもお考えをあわせて教えてください。

次に、広域行政の取り組みについてをお尋ねいたします。

第五次大竹市総合計画基本構想の基本理念において、「周辺市町の機能も活用しながら、市町間の役割分担による効率のよい行政サービスを行う」とあります。また、同基本計画では、「多様な住民サービスの安定的な供給や財政基盤の強化のため、生活圏を一にする周辺市町が一体となって、事務の共同処理の充実や施設の共同設置に努めることが効果的な財政運営につながる」と書かれております。

本市は、合併という選択をいたしませんでした。人口3万人弱の小さなまちが質の高い行政サービスを行いながら、安定的で持続可能な財政運営を続けるためには、近隣市町との広域での連携は必然だと思います。しかし、全てについて合理性・効率性を求めるばかりでは、市民の満足度は右肩下がりになるでしょう。単市のほうが市民サービスの向上につながるものもあるでしょうし、その逆もあると思います。本日は、第五次総合計画の基本理念にある広域での行政サービスのあり方について、現状、課題、基本的な市長の考え方についてお尋ねいたします。

具体的には、医療、ごみ行政、消防の分野に目を向けてみます。

医療は、広島西保健医療圏の取り組みの中で、廿日市と共同で補助金を出して充実を図っていく方針のようです。しかし、特に本市には、産科医療体制の課題解決という難しい課題もございます。広域の連携について、どのような考え方で取り組んでおられますか。また、課題があれば教えてください。

次に、消防についてですが、広域消防の計画が発表されたものの、一向に具体化に向けて進む様子が見られません。市民にとっての安心感だけから言えば、地域密着型の現状は歓迎なのかもしれません。しかし、消防資機材にかかる経費の負担や人材、事務の効率化などの幾つかの面から見ると、やはり広域での対応を進めるべきだと考えますが、現状と考え方について教えてください。

三つ目は、ごみ処理の方法についてです。燃えるごみ、燃やすごみの処理については、現在は福山発電所との契約をしておりますが、RDF処理契約は平成30年までと聞いています。本市の一般廃棄物処理単価が高くなってしまう一因に、ごみの全体量と直結する施設の稼働率の問題があると聞きました。一般廃棄物処理に当たってスケールメリットを出すためには、広域の処理は避けて通れないのではないのでしょうか。平成30年までは、わずか5年間です。この5年間で方向を決めて動かさないといけません。現在の考え方について教えていただければと思います。

本市は、広島県の西の端という地理的な条件です。道州制が導入されるか県の合併でもない限り、これらの物理的条件は変わりません。最近では、日常生活のさまざまな場面で国・県の機関が遠くなってしまって不便になったと市民のつぶやきを聞くことがあります。広域での連携を進めることで、このような傾向に拍車がかかってはなりません。隣の市との人口差が原因の一つかとも思われますが、それでは小さなまちが生き残るすべはなくなってしまうような気がいたします。近隣市町の中で存在感を示すことで、市民の満足感が高まる広域行政ができないでしょうか。市長は、広域での行政に当たってどのようなお考えで当たられておられますか。お考えをお聞かせください。

以上、1点目は玖波小学校施設整備事業について、2点目は医療、消防、ごみ行政の広域での現状と課題及び広域行政に当たっての市長のお考えをお尋ねいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） いつもしっかりと市民の皆様と連携され、率先して地域のために活動されていらっしゃる活動の中から、御質問の中に小さくともきらりと輝く大竹市でありたいというお気持ちが伺えました。日ごろの熱い思いを込めた御質問ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。2点目の広域行政の取り組みについてお答えし、1点目の玖波小学校施設整備事業につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

広域行政の考え方は、地方自治法第2条第15項に、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とありますように、「行政を効率的に行おうとすれば、一定の規模が必要であり近隣市町と協力し合うことを考えに入れるべきだ」との議員の御指摘はそのとおりであろうと思います。私どものような小さい市町は、特にその資源に限りがございます。協力体制を構築することで、一つの市でするよりも効率的・効果的というだけでなく、より専門的な知識を得ることができるという利点もございます。そのため、重点施策や今後、方向性が変わる可能性の高い事業を選択し、よりよい方向性を探っていくための事業ヒアリングにおける部長協議につきましても、広域行政の選択肢については論点に挙げられるものの一つになっています。

ただ、現実問題といたしましては、計画期間を合わせる作業や、かかわる全ての市町に多少なりともメリットが存在しなければならないことなど、協議を進めるためには複数のハードルがございます。そのような中、現在本市では、小・中学生の受け入れなどを廿日市市から、また下水及びし尿の処理を和木町から受託しております。

また、広島市を生活圏域とする市町の集まりである広島広域都市圏協議会では、各市町が共同で取り組むことで効果が大きくなるような取り組みについて、アイデアを出し研修を一緒に行ったり、人事交流などの協力体制をとっています。また、本圏域内の市町では、図書館の相互利用も行っているところでございます。

次に、近隣市町との協力をということで、具体的に挙げられた事業の広域化の状況につ

いてお答えいたします。

まず、現在の処理契約が平成30年度までのRDF施設につきまして、その後の燃やすごみの処理方法は単独処理の継続、広域処理、民間委託の3つが考えられます。

民間委託につきましては、半径100キロ圏内に大竹市の一般廃棄物である可燃ごみ年間7,000トンを受け入れ可能な施設はないことから、処理及び運搬経費が非常に高額となることが考えられます。

次に、単独処理か広域処理かですが、熱効率から考える環境保護と経済合理性の点からは日量100トン以上かつ24時間連続運転能力を持つ廃棄物処理施設のほうが、熱回収やごみ発電が行え効率がよいとされています。大竹市が単独でごみ量に見合った小規模な施設をつくると、24時間連続運転するだけのごみ量はございません。また、小規模焼却炉は環境省の循環型社会形成推進交付金の対象にならないこともあり、建設資金の面からも運転費用の面からも、コストがかかることが想定されることを考えますと、広域処理は大竹市にとってメリットが多いと想定される手法ではありません。

しかしながら、広域処理には相手が必要でございます。また、一般廃棄物の処理は、各市町村が最終処分までの責任を持つことが廃棄物処理法に明記されていますが、その処理に関しては、自区内処理の原則に基づいて行われることもあり、感情的に難しい部分があるのも事実でございます。大竹市が広域処理を考える場合、山口県岩国市と廿日市市がありますが、岩国市は既に山口県東部で広域処理を進めており、大竹市が参加することにより相手方のメリットはなく、非常に難しいのではないかと思います。

十

廿日市市は、本市と同じRDFを製造し福山リサイクル発電と契約しており、今後の可燃ごみの処理方法を検討する時期も同じであることから、協議もできると考えます。しかし、廿日市市は現在、合併後の市域での処理の検討をしており、廿日市市域の可燃ごみだけでも交付金の対象となる大きな施設を建設できることから、本市と広域を組むメリットは余り感じられないのではないかと思います。

また、廿日市市に施設を建設し、大竹市のごみも受け入れる場合、廿日市市民から見れば、なぜ他市のごみを受け入れるのかという反対が起きることも想定され、本市といたしましても、地元対策費も含めて考える必要が出てまいります。逆に、本市に施設を建設し、廿日市市のごみも受け入れる場合、本市の4倍もの量のごみを運搬しなければならなくなる廿日市市としては、輸送コストが大きくなり過ぎてメリットが出ないという可能性も考えられます。いずれにいたしましても、廿日市市と大竹市を一つの組織として見たときに、全体としてメリットが出る方向性はないかという視点で協議してまいりたいと考えております。

今後、ごみ減量化に取り組み、結果を出していくことは、平成30年以降の燃やすごみの処理を考えるに当たっても重要な意味を持っています。単独処理では、もっと小規模な施設で処理できることの可能性、広域処理では運搬量が少ないことによる負担感の減、また本市における運搬費用の減などごみ減量のシミュレーションも加えながら、総合的に考え結論を出していきたいと考えています。

続きまして、消防の広域化につきましては、広島県内を5ブロックに分け、大竹市を含

む西部ブロックは広島市を核とした4市2町で構成されています。ただ、広域化対象市町で協議を行う段階から、各市町の思惑が異なっており検討会設置までには至らず、現状は困難な状況になっております。

しかしながら、昨今の複雑多様化、高度化する消防需要に対応し、いずれの地域においても生活の安全が確保されますよう、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防活動をしていかなければならないと考えます。消防の広域化は、小規模な消防本部を広域的に再編することにより、消防力における耐応力を強化し、より高度な消防活動と効率的な消防行政の推進を図ることを目的とするものでございます。規模のメリットを生かし、具体的には、災害時の出動体制の強化を初め、救急部門や救助部門等における専門職員の充実、また、人員の配置の範囲が広がることにより職場の活性化、職員の士気の高揚、さらに財政基盤が強化されることによる高度な消防施設・整備の充実、その他本部機能の一元化に伴う業務の効率化などが挙げられます。

大竹市と岩国市は、石油コンビナート等災害防止法で、岩国大竹地区特別防災区域に指定され、災害時には県境を越えた連携が重要なことは言うまでもございません。岩国地区との広域化につきましても、過去に広島県や山口県と協議した中で、両県とも不可能ではないがハードルはかなり高いと認識されておりました。

また、岩国地区消防組合消防本部との協議では、広域化されれば、大竹市は本部機能を削減でき職員数の減少にはつながるものの、消防本部が岩国市に置かれることによる大竹市民の利便性の低下など、新たな問題が生じることも考えられました。加えて、大竹市に相当の負担が発生するなどの理由から合意には至りませんでした。今後とも合併によるエリア拡大なども十分配慮しながら、消防防災行政の面から、効率化と基盤の強化などに関して検討していきたいと考えています。

最後に医療につきましては、大竹市と廿日市市で広島西二次保健医療圏を形成しております。圏域のさまざまな保健医療の問題に連携して対応するため、医療関係、介護関係、福祉関係などのほか、行政関係の代表者が参加し、西部地域保健対策協議会を設置しており、具体的には、救急医療、小児医療、周産期医療など広域で連携が必要な問題のほか、がん対策、糖尿病対策、在宅医療など圏域内での課題などへの対策を協議しています。

また、広島西二次保健医療圏内における二次救急は、広島西医療センターとJ A広島総合病院があり、輪番制で救急を実施しております。これまでJ A広島総合病院へは、廿日市市と一緒に二次救急にかかわる運営費の補助を行ってきたところでございます。25年度からは、広島西医療センターへも運営費補助を行う予定でございます。三次救急につきましては、広島全域を対象として広島市民病院、県立広島病院、呉医療センター、広島大学病院、福山市民病院そして広島総合病院地域救命救急センターの6つの医療機関がございまして、三次救急の運営状況もかなり厳しいとのことであり、また施設整備も一段落したことから、25年度から3年間は、これまで行ってきた施設整備補助からシフトし、三次救急にかかわる運営費補助を、廿日市市と一緒に実施することとしております。

また、小児科は、若干、広島西二次保健医療圏の圏域と異なっており、小児科の二次救急は広島市立舟入病院が指定されております。このほかに周産期医療にかかわる連携で

ざいますが、大竹市の場合、分娩施設がありませんので、J A広島総合病院の産科を取り巻く環境を改善し、一定の医療の水準を確保するため、産科医の処遇改善のための補助や看護師・助産師育成のための事業にかかわる費用の補助を行っているところでございます。

以上で、細川議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、玖波小学校施設整備事業についての御質問にお答えいたします。

玖波小学校の施設整備に関しましては、昨年3月と12月の議会におきまして、「玖波小学校の耐震化の具体的な検討案として、現在地における既設校舎の耐震補強または改築する案、小方中学校に玖波中学校を統合し玖波小学校を玖波中学校に移転する案、そして玖波中学校へ玖波小学校を統合移転し小中一貫教育を実施する案の3案を提示させていただき、今年度中に方向性を取りまとめたい」とお答えしておりました。

また、方向性がまとまりましたら市議会に報告し、保護者、地域へ説明する手順であるとの考えもお答えさせていただきましたが、議会の報告がおくれていることにつきましては、大変申しわけなく思っております。

玖波小学校の耐震化に当たっては、施設の整備がその後の教育施設環境の方向づけに大きく影響すると考えられるため、教育委員会では、これまで学校教育施設に関して進めてきた小・中学校充実のための基本方針と小中一貫校に関する基本方針、それぞれの方針との関連性も踏まえて協議を進めてまいりました。また、いつ発生するかわからない地震に対する備えです。国が学校施設の耐震化率100%を達成する目標年度と設定した平成27年度までに玖波小学校の耐震化を完了することを目標に協議をしてまいりました。これらを踏まえ、本年1月には玖波小学校及び玖波中学校の保護者を対象に、玖波小学校の施設整備や玖波中学校の今後のあり方について4項目のアンケート調査も実施しております。

教育委員会といたしましては、現在地が小学校の位置としては適地ではないかとの方向性のもと、現在地での整備方法を選択し、現敷地内での改築を目指したいと考えておりますけれども、今後、アンケート調査の結果や教育委員会の考え方について、保護者、地域の皆様に丁寧に説明し御意見を賜ってまいりたいと思っております。

新年度予算では、現在地での玖波小学校の耐震化の方向性を具体化するための調査関係経費を計上させていただきました。そのうち基本構想の策定は、保護者、地域への説明を行った後に取り組むこととなりますが、できる限り早期に玖波小学校の耐震化のための工事に取りかけられるよう取り組みたいと考えております。

基本構想は、教育内容を踏まえた学校の使い方や地域に必要とされる施設としての学校の使い方など、施設整備の基本設計、実施設計をするための前提となる諸条件について考え方を取りまとめるものとなります。策定に当たっては、保護者、地域の皆様、学校を交えた意見交換の場を設けるなどしてまいりたいと考えております。限られた時間の中での協議となりますけれども、子供たちが生活の多くの時間を過ごす学校での安心のため御協力をいただきたいと考えております。

以上で、細川議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） それではまず、玖波小学校施設整備事業についてから取り上げさせていただきますが、12月議会においても教育長のほうから、しっかりと地域の思いを大事にという御答弁をいただいておりますし、このたびも玖波小学校のあり方が、玖波地区のまちづくりにかかわることだという認識のもと、教育委員会では協議をしてきたといった御答弁をいただきました。そういう意味では、玖波地区の理解をこれから説明をしながら理解を得るという作業をしていく段階となってくると思いますが、教育委員会部門だけではなく玖波のまちづくりという意味では、市長部局にもしっかりとフォローをしていただく必要が出てくると思いますので、市長にはぜひその点、よろしく御支援をお願いしたいと思います。

また、議会に対する報告についても触れていただきましたが、こういったタイミングで報告をされるのかとか内容についてに関しては、今後も適切に判断した上で、私ども議会が広い視野で、玖波のまちづくりを見通せるような情報提供をお願いしたいと考えております。玖波小学校については以上の思いがありますが、何かコメントいただければお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、玖波のまちづくりの視点からもしっかりと考えてほしいということでございます。学校をどのようにするかということは大変難しい問題で、また、多くの市民の皆さん方の異なる意見が多くある中での結論になるかというふうに思いますので、その節はぜひ議員の方々にも、地域の皆さん方の意見をまとめていただくことの御努力もひとつよろしくをお願いしたいと思います。我々は一生懸命、市民の皆さん方の御意見を聞いた中で、最終的には51対49でも決めなければいけないような事態が来るような気がいたしますので御協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） ありがとうございます。

地域の声をまとめていくためには、きっちりの情報提供が必要かと思いますので、地域の皆様も広い視野で学校教育についても考えられ、玖波の地域についても今後考えられるような、さまざまな情報提供をお願いいたします。

さて、施設整備についてはこの程度にさせていただきまして、広域行政について移りたいと思います。

ただいま市長のほうから、具体的なごみと消防と医療について3点についての御答弁をいただきました。お伺いいたしました感想としましては、既に医療についてはかなり具体的に広域で財政面でも協力しながら進めていっておられるということでしたが、どうしても大竹市については分娩施設がないというのが市民の皆様の中でもマイナス要因となって、事あるたびに皆様の声となって私どものところにも届いてまいります。とはいえ、現実的にじゃあどうするのかというあたりが、市民の皆様も一緒になって今の現状を理解していただきながら、でも、ないからといって必ずしもマイナスではないと、大竹市は大竹市な

りの独自の施策もとっているということをPRしながら、しっかりと市民の理解を得る活動をしていただきたいと思います。

ごみについてと消防については、メリットもありながらもなかなか厳しいハードルが控えていて、これから必要性は感じながらもなかなか難しいのではないかとといった困難な思いも抱えてらっしゃるように感じました。そのような場面だからこそ、市長にはぜひ、大竹市のトップセールスマンとしての力量を発揮していただきたいというふうに思いますが、担当課というのは、日々の恐らくそれぞれの業務が大変でんこ盛りになっておりますので、それをこなしていくだけでもかなりのエネルギーを使っておられると思いますし、さらにそれを今後の課題として進めていくという困難さ、広域についての困難さというのが大変あると思います。それらをやはり広い視野で考えて、他市との調整もとりながら進めていくというのは、市長の大きな役割ではないかと思っております。

また、担当課だけに任せるのではなくて、それぞれの担当課の動きを有機的に結びつけて、さらにより化学反応を起こさせていくといった役割を担う部署も必要かと思いますが、そこら辺について、どのようにお考えかお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、議会のほうでも他市との連携で交流会等をやって、今までも長年やったださっております。行政のほうも、ついせんだって副市長初め幹部で交流会をやるということで、お互いの問題点を共有し合おうという会合を持たせていただきました。そういう意味で、お互いが隣町の問題点をしっかり理解した上で、協力体制がいつでもとれるような協調関係が行政の中でとれるような信頼関係を構築していくということ、これは努力してまいりたいというふうに思います。

また、近隣の市長さんとはいろいろな会合でお目にかかるときに親しく話をさせていただき、お互いで力が出せ合えるようにやっていきましょうよねということは声かけをさせていただいております。その努力は、自分の役割としてやってまいりたい。

それから、職員初めそれぞれの役割でしっかりと連携をとりながら、いざというときにはお互いが協力し合えるような体制を、ふだんから構築する努力を進めてまいりたいと思います。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） 私が今回、この教育行政についてを一般質問で取り上げさせていただいたのは、どうも最近、余り「広域、広域」と言わなくなったような気がするとか、いつときやっぱり合併前には、かなり広域でというものを意識されてきたと思います。

ちょっとこのたび気になって総務省のホームページを見てみましたら、やはり国としても余り今、広域のことをうるさく言わないような状況になっていると思ひまして、これから先は、それぞれの市町でしっかり課題を挙げながら、それぞれが進めていくようにといった方針に少し方向転換をしているような印象を受けました。

そうなってくると、廿日市市は合併をしましたし、山口県側の岩国市も、和木町は単独ですが、岩国市も大きな合併をされております。そういう意味で、両隣のまちは一段落したというふうな印象を持っておられるかもしれませんので、その中で大竹市がどうやって

進めていくかといったら、やはり市がある程度イニシアチブを取るような意識を持たないと、なかなかこれは、もう一段落済んだという気持ちでいる所には理解していただけないのではないかと思いますので、そこはぜひ意識しながら進めていただきたいと思います。

それと、今回は三つについて、消防と医療とごみ行政についてはお尋ねいたしましたが、その他の面でもまだまだ広域のほうでメリットがあるという課題も出てくると思いますので、大竹市の全体的な行政のスケジュールなども見ながら、目の前に来てから慌てて進めるということがないように、今からぜひ広い視野でお願いしたいと思います。

要望になってしまいましたが、以前、市長は県西部から岩国までを視野に入れた中の、大竹市が人の体で例えたらへそといった位置になるように頑張っていきたいというふうなことを言われたと思います。まさにへそになれば、やはり人の体の一番大事なところということで、市民の皆様も意識が変わってくると思いますし、まちの誇りもふえてくると思いますが聞いてもよろしいでしょうか。その辺で何かへそになるためにということで、意識してやられておられることがあれば教えてください。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 日本の国の将来を考えたときに、国のほうの方針も30万人を規模に地方自治体を構成していくという考えも一部で聞こえております。そうなりますと30万人の圏域を考えますと、廿日市市と岩国市が合併したら大体そのくらいになってまいるということになれば、岩国市と廿日市市を合併させることの運動を、今しっかり頭の中に入れておけば大竹市は真ん中になり得るなど。いつも廿日市市と合併してしまうと外れ、岩国市と合併してしまいますと、どうしても外れということになりますので、そういう意味でそういう視野をいつも持ち続けたいなという思いをいたしているような次第でございます。

それと、いつも自分は6年前に最初に立ったときの約束事を手元に置いて、いつも反省しているわけですが、6年前に私が約束をさせていただいたことの2番目は広域行政ということで約束をさせていただいております。産業振興、少子高齢化、行財政の改革にあわせて4点を約束をさせていただいた。そういう意味で、広域ということが大変大切なことだというふうに思いますので、そのことを今、議員からの御指摘がありましたように、いつも頭に入れながら行政を進めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） ありがとうございます。さらに大きくなると、その中で光っていくのにはどうしたらいいかというのが、また大きな課題になってくるわけですが、実は、もう最後にしたいと思うんですけれども、つい先日、職員の方から成功体験を持っている市町の皆さんの体験を聞くと、「一つ成功させる裏には199回の失敗がある」と。どうもそのようだったお話を伺いました。命にかかわることとかは失敗してはならないといった部分もちろんあるとは思いますが、現在やはり一つの成功をさせようと思ったら、失敗を恐れずに挑戦する気概というのが必要かと思います。

私ども議会も、常任委員会で毎年、先進地の調査に行かせていただいておりますが、お伺いした市町の職員の皆様が大変輝いていらっしゃるという印象を受けます。行く場合に

は、やはり成功している例を見せていただくわけですが、輝いた職員の姿を見せていただくと、199回失敗しても一つの成功が失敗を上回る大きな成果となっているのかなという印象を受けます。

昨年、佐賀県武雄市にも伺いまして、一昨年には真岡市に伺っております。ずっと前は、徳島県の上勝町にも伺っておりますが、職員の皆様から、「小さなまちでも大きなまちには負けない、県や国にも負けない。そういう気概を持ってやっています」といったお言葉をいただいております。少し広域行政の趣旨からは踏み外したような気もいたしますが、失敗を恐れないで夢を持ち続けてチャレンジしていくというそういった市役所文化もぜひ育てていただく中で、大竹市がへそとして育っていくんじゃないかという気がいたしますので、これは要望になりますがどうぞ市長、よろしくお願いいたします。

何かコメントありますか、お願いします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 6年間、職員と一緒に仕事をさせていただいて、私は職員に対して非常に誇りを持っております。今般、クラウド方式といういわゆる行政の情報処理システムにつきまして、日本で最初ぐらいに挑戦をし見事につくり上げることができました。そのヒントは、ここにいらっしゃる議員の皆さんからヒントをいただいたわけでございます。そういう形でやったこと。それから、公共交通につきましても、どこにも負けない仕組みで物事を進めているというふうに、職員皆頑張ってくれている。そして市民の皆さんも協力してくださっているということを、大変誇りに思っております。

そういう意味で、大竹は職員、私は胸を張って「どこにも負けない職員です」ということをいつも言い続けておりますので、議員の皆さん方もぜひ上手に使っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○9番（細川雅子） 終わります。

○議長（西川健三） 続いて、3番、網谷芳孝議員。

〔3番 網谷芳孝議員 登壇〕

○3番（網谷芳孝） 皆さん、こんにちは。3番、新生クラブ網谷芳孝でございます。3.11東日本大震災も早二年になり、まだまだ復興には遠いと感じております。一日も早い完全復興を国民の一人として願っております。

さて、今回私は、小学校耐震化基準に満たない問題について質問させていただきますが、先ほど細川議員からいろいろ意見を聞かせていただきましてかぶろうかと思いますが御了承のほどよろしくお願いいたします。私の場合はちょっと、小学校耐震基準問題はもちろん急がにやいけんですが、この問題につきまして、中学校の問題がどうしても私の頭から離れませんので、その辺のところをちょっと細川議員と、中学校に関する問題が詳しくなるかもわかりませんがよろしくお願い申し上げます。

今回は、玖波小学校の耐震基準に満たない問題について質問させていただきます。

市教育委員会では、平成27年度までに耐震化率100%の実現ということでございますが、これまでの経過またはこれからの計画などわかる範囲で結構ですでお聞かせ願えればと思います。これまでも大竹小・中学校の完成、また今年度末には建てかえ移転による小方

小・中学校の耐震化問題も完了しまして、大変立派なすばらしい学校が完成し、それと同時に平成25年度より小方小中一貫教育が始まるということで、大変喜ばしいことと思います。

さて、次は玖波小学校の耐震化問題でございますが、教育委員会では聞くところによりますと、玖波小学校はほぼ現在地に建てかえるとの計画のようで大変うれしく思っております。ただ、玖波小学校の耐震化問題につきましては申し分ございませんが、この耐震化問題とは別に将来的には、玖波小・中学校の児童・生徒数の減少に伴う学校統合も検討する必要があると考えているとのことですが、その中でも玖波中学校に対する10年前の方針はどうなりますか。その結果によりましては、玖波小学校の建てかえ工事の工法または設計も大きく変わるものと思われるます。いろいろなことが予想されます。児童、生徒、保護者、地域住民にとりまして大変、心配をするところでございます。

その中でも一番心配なところは、先般1月に行われました玖波小・中学校に係るアンケート調査についての設問の仕方がちょっと気になるところでございます。どこかと申しますと、「玖波中学校を改修して玖波小学校を玖波中学校に移転し、玖波小中一貫校とする」とありますが、先ほど申しましたとおり、ほぼ玖波小学校が現在地建てかえということになれば、玖波小学校を玖波中学校に移転という計画は白紙になると思うのですがどうでしょうか。その解釈でよろしいのでしょうか。

また、アンケートの質問にはございませんでしたが、玖波小学校の建てかえによることで、その逆もあるのではないのでしょうか。玖波中学校も耐震基準を満たしているとはいえ、かなりの年数がたっており、玖波小学校の建てかえを契機に玖波中学校を玖波小学校に移転し、玖波小中一貫校とするこの案もあるのではないかと、私個人ではございますが思っております。この案ですと、児童生徒の通学による距離的な位置、また今、全国的にも問題になっていすいじめ問題など今学校内ではいろいろな問題が起こっておりますが、そのようなことから大竹市内の保護者、児童生徒にも学校の選択の幅が少しでも広がる、小規模な学校も大竹市にも1校は必要だと思いませんか。玖波の地域住民にとりまして、昔から学校の位置は、今の現在地での玖波小学校の場所と思っております。そういう文化的な概念または安堵感があるのではないかと思います。事業費、教育的な観点、そのほかいろいろな事情があろうかと思いますが、御一考のほどよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、私の簡単な構想の一端を申し述べさせていただきました。

教育委員会のお考えでございます。玖波小学校の現在地での建てかえにつきましては、大変すばらしくよいことだと思いますが、先ほどから申しますとおり玖波中学校の10年前の方針があることが、大変気になるところでございます。10年前からの基本方針ですと、将来的には玖波中学校を小方中学校に統合、または分離型の小中一貫校との方針のようですが、前者のほうですと今「将来的には」となっています。玖波中学校を小方中学校に統合とのことですが、この文章、文言は地域住民にとりましては大変大きな衝撃、寂しさを感じてなりません。玖波中学校を小方中学校に統合という方針が10年前からの基本方針であったことは承知していますが、文章または活字として出す必要があったのか疑問に思えてなりません。「将来的には」と言われましても、一般市民の方の中には今すぐで

も実行されるような解釈をされるような方もおり、大変疑問に思い残念でなりません。私自身、保護者または地域住民の方から、「玖波中学校は小方中学校と一緒にするのか」「玖波中学校はなくなるのか」、そんな質問を二、三度受けたことがあります、その都度、「今は完全には何も決まっていますよ」と、取り消してはいますが、そんな声がちらほら聞こえるということは、保護者はもちろん地域住民の間にもかなり浸透しているのではないかと思います。

今、我々は地域の皆様と一緒に玖波のまちづくりのためにいろいろなことに取り組んでいますが、このような運動も完全なマイナス要因となるのは明らかでございまして残念でなりません。大竹市の人口移動状況の転出者の内訳を見ますと、特に20代、30代の若い子ども小学校、中学校の保護者ぐらいの年齢の方が割合としましては一番多く、市外に転出されているようです。大竹市の東の一角であります玖波地区から中学校がなくなるようなことになれば、第五次大竹市総合計画の定住促進または「住みたい、住んでよかったと感じるまち大竹」と、大変すばらしい目標もむなしく感じてなりません。そのようなことにならないためにも、玖波小学校の現在地の建てかえを契機に、玖波小中一貫校の実現になれば、玖波のまちづくりの観点からも大変なプラス的な効果と思われます。

質問が要望かよくわかりませんようになりましたが、簡単にこれまでの経緯またはこれからの計画などの説明をわかる範囲で結構ですのでしていただければと思います。よろしく願いいたします。これをもちまして、登壇での質問を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 市長。

十

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 地域で子供たちを育てたい。御出身の地域を熱く思う気持ちからの御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、網谷議員の御質問にお答えいたします。玖波小学校の耐震化についてでございますが、私からは、学校教育施設の建設等の予算の関係につきまして御説明申し上げます。なお、今後の方針につきましては、後ほど教育長から答弁させていただきます。

玖波小学校の校舎につきましては、老朽化が進み耐震性能も著しく低い耐震対策が必要であると、これまでの報告等で十分に認識しております。このたび教育委員会では、玖波小学校を現地で改築するのが望ましいという方向性を出されましたので、その意見を尊重し、来年度の予算には玖波小学校校舎の耐力度調査、地質調査及び基本構想策定の予算を計上しております。

この予算は、現在の玖波小学校旧校舎の老朽度合いを調査し、また、現在の校舎用地そのものが校舎の建てかえをしても安全な土地であるかどうか地質調査をするものでございます。その上で、今後の玖波小学校をどのようにしていくかを基本構想で策定するもので、校舎の耐震化を図るための事前準備という位置づけになります。

以上で、網谷議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、網谷議員への御質問にお答えいたします。先ほどの細川

議員への答弁と一部、重複いたしますけれども、御了承いただきたいというふうに思います。

小方小・中学校が2月末に完成し、今後は早急に玖波小学校の耐震化対策に取り組んでまいります。教育委員会では、国が学校教育施設の耐震化率100%を達成する目標年度と設定した平成27年度までに、玖波小学校の耐震化を達成することを目標に、将来の人口見込みや少子化傾向を踏まえ、玖波小学校及び玖波中学校を今後どうしていくのかについて、現在地において既設校舎を耐震補強または改築する案、小方中学校に玖波中学校を統合し玖波小学校を玖波中学校に移転する案、玖波中学校へ玖波小学校を統合移転し小中一貫教育を実施する案の3案について検討を続けてまいりました。

また本年1月には、玖波小学校及び玖波中学校の保護者を対象として玖波小学校、玖波中学校の今後のあり方についてのアンケート調査を行い、保護者の方の御意見も参考に教育委員会では、玖波小学校は玖波地区の中心に位置する現在地で耐震補強ではなく改築する整備方法が望ましいという方向性を出しました。

新年度予算では、玖波小学校校舎の耐力度調査、施設整備の基本構想を策定する経費等を計上させていただきましたので、今後、保護者、地域の方に説明し協議を経た上で、基本構想の策定を進めてまいりたいと考えております。

玖波中学校につきましては、施設に耐震性があるため、小学校と違い早急に結論を出さなければならない状況にはございません。平成14年6月に策定した大竹市小・中学校充実のための基本方針では、玖波中学校を小方中学校と統合することとしております。もし今後、玖波小学校の方向性が変わることがあれば、玖波中学校と玖波小学校の統合、現在地での玖波中学校と玖波小学校の連携教育等の選択肢の中で、保護者、地域の方、学校と話し合いを重ね、教育環境として何がよいのかを十分に考えて判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、網谷議員への御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 網谷議員。

○3番（網谷芳孝） 今、先ほど細川議員と同じような答弁で2回聞いて本当によくわかりました。

ただ、私も先ほど申しましたとおり小学校は耐震が足りないということでそれでいいんですが、中学校も今、耐震基準は満たしておりますが、私の素人考えと申しますかこの契機に、小中一貫校ができればと願っとるわけでございます。要するに、今現時点の中学校をこのまま別次元と申しますか小学校の今の耐震化問題よりは全然意味の違うところでの今の議論と私とちょっと、考えないところもございしますが、要望としましては先ほど申しましたとおりのこととございますので、どうか要望として受けとめていただければと思います。前回、細川議員の答弁をよく聞きましたので、コメントは要りません、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 続いて、10番、日域 究議員。

〔10番 日域 究議員 登壇〕

○10番（日域 究） 新生クラブの日域でございます。総括質疑ということで欲張って三つ

も書いてしまいましたけど、しばらくおつき合ください。よろしくお願いいたします。

1 番目は、いわゆるちょっと気になる子という表現をよくするんですけども、子供たちの問題です。これについて正しく理解し事後対応ももちろん必要なんですけども、事前対応も少しやってほしいなと思って質問させていただきます。

この前、あることで府中市の議会報告を見に行きました。もちろんそこで何人かの議員さんが市民を前に30秒ぐらいだったかな、何かそれぞれ言うんですけども。その中で女性議員の方が、やはりこの発達障害のことをおっしゃってました。私は府中というところに行ったのは初めてですけども、やはりそういうことはどのまちでも言えるのかなというふうに感じました。

私が発達障害といいますか、発達障害という言葉は割と最近ですけども。昔は自閉症という言葉しかなかったような気がするんですが、初めてそういう子供たちを目にしたのは30年ぐらい前ですけども、そのころは皆目見当がつかなかった。原因もわからない。一体なぜそうなのかというその現状すらわからなかった。そのころのそれこそ一流の大学の先生も、今思えば随分とんちんかんなことを言っていました。次第次第に解明が進んで、ということかなと、コミュニケーションの障害だなということがわかったのはもう20年ぐらい前かなという気がします。でも原因は何だかというと、今もって先天的脳の機能障害だということで、厚労省においても文科省においても行政サイドはそれ一本やりなんですけども。でも先天的な異常といえば、本来的に言えば割合が一定しているはずなんです。1,000人子供たちが生まれてきたら何人がそうだというのは、ほかの分野で言えば大体一定しているわけです。だからふえないんです、本来だったら。それが当然のように「ふえてます、ふえてます」と言われます。じゃあ原因は何ですかということになるんですけども、一概にこれだというものがあるとは思いません。ただ、可能性としてあれこれ言われ始めてます。そのことについて、どこへ行っても余り、言う人は言うんですけども行政サイドから見たときには、もう先天的な脳機能障害ただ一つです。それで、事後対応は一生懸命やってますよね。

でも本当は、人間というのは、未熟児ではありません。一般的な動物に比べて未熟な状態で生まれます。理由はわかりますか。人間は頭でっかちなんです。10カ月以上おなかの中にいたら出てこられないんです。人間はお母さんの胎盤があって産道に限られてるんです。だから人間はもうアクロバットのようなことをして出てきます。その段階が動物の常識から言えば、まだ半分くらいなんです。生まれてきたときに、一般的な他の動物に比べれば未熟なわけです。未熟というのは、ネオテニーなんていう難しい言葉も使いますが、なぜいいかというと、日本に生まれたら、日本文化に未熟ですからコンクリートがまだ固まってないわけです。だから日本で、大竹で生まれたら大竹人になれるんです。完全に固まって生まれてきたらどこへ行っても同じですけども、大竹に生まれたら大竹人になれる。アメリカで生まれたら、姿形は日本人であっても非常にアメリカ的な子供さんというか人間になりますよね。発音の仕方から思考の仕方からアメリカ的になるじゃないですか。多分、犬や猫はそうはならないと思います。そのときに、生まれてきたときに、でも想定外の環境にいたらどうなるか。そこじゃないかという学者が最近たくさんいるんですけども、

行政サイドはそれを一言も口にしない。そこをぜひ、もちろんその理由として、お母さんの育て方が悪いといってお母さんにプレッシャーをかけたくないというのがあるんだと思いますが、それは私もすごくわかります。でも、それはきちんと説明しないからであって、しつけがどうかああとかこうとかいうんじゃないで、根本的なことをもうちょっと勉強したらいいんじゃないかなという気がするんですけども、そのことについてのコメントをいただきたいと思います。それが1点目です。

2点目は、ごみ問題ですけども、私この前のごみの有料化のときには反対をしましたが、もともと受益者負担といいますか、これもさまざまあって「ごみの処理費なんて基本的な行政のサービスだから無料にしろ」と言う方がいることもわかります。でも、たくさん出す人が同じようなんでいいかという、それもいかがなものかと思いますから、有料化そのものは反対ではないです。徹底的に反対する気はありません。ただ、ごみの減量化をするために有料化するんだと言われたので、そのあたりを一応詰めておきたいと思って質問させていただきました。

ごみをつくろうと思って生きてる人はいません。スイカを買えば皮が出ます。何かを買えばごみが出てしまいます。だからそれが、有料化することがごみの減量につながるというものがあれば、ぜひ教えていただきたい。そうじゃなくて、要するに財政が厳しいんだから負担していただけるものはしてほしいというのであれば、そうおっしゃっていただければ私は反対はしません。「ごみの処理費が高いから負担してくださいね」と言うんだったらそれはそれで結構なんですけども、減量化のためと言われたのでちょっと確認をしたいと思います。

それと3番目です。一般的な話ですけども、議員というのは一般人ですから、行政の内部についてはわかりません。本当はいろいろな有能な人間であってあらゆることに深い造詣を持っていればいいんでしょうけども、なかなかそうもいきません。

それで市の職員さんにもいろいろなことをお尋ねに行きます。私もそんなに、皆様方にもつもぞんざいに扱われていると思っているわけではありませんけども、たまたまナーバスな分野だったんだと思います。

今回の大願寺絡みの話で、余り私、触れたくはなかったんですけども、予定価格について。これだけは絶対確認しておきたかったので言うんですけども。予定価格というのは、もちろん市長が決めることだと思います。市長には幅広い裁量権があって、幅広い裁量権があればこそ市政が執行できるわけですから当然の話だと思いますけども。それはそれでそう思います。

しかし、鑑定評価額より低い予定価格にしたということですけども、あのときに私が監理課にお尋ねに行きました。そしたら、「例えば建築工事の入札がありますよね。11億円という予定価格がありました。11億円は高いよ。何とか10億円にしとけやと、市長はおっしゃることがあります。それと同じです」という説明を私は受けました。そのときに、私も考えましたが、確かその場面ですぐ言ったと思うんですけども。物を売るとき安くするのと物を買うとき安くするのは意味が違う。積算結果が11億円という数字になったものを「おい、これ10億円にしとかんか」って。10億円という予定価格で入札にかけたら、例

えば9億8,000万円ででき上がった。そしたら大竹市は1億円得したわけです。11億円と10億円では1億円得するわけですから。これを禁止するルールは、私はないと思います。でも、カウントしたときに5億円と評価が出たものを、「あの辺の土地もうちょっと高く売れるやろうが。6億円にしとけや」って言って、もし6億2,000万円で売れたら、それは大竹市民が得するわけですから、そういう方向の自由度はあると思いますけども、5億円という評価が出たときに、それをむやみに。むやみかどうかわかりませんが、下げるほうの話と同じだと課長はおっしゃいました。それは行政が財政的に得をする方向と損する方向と真反対ですから。「それ同じですよ」と説明するというのは、私は偽りだと思うんです。ここだけはちゃんとしてほしいと思います。

正直言いまして我々議員は素人ですから、説明を受けるときに、そこでうそを言われたらお手上げです。人を殺してはいけないという法律はないです。うそを言ってはいけないという法律もないはずです。言うまでもないからです。殺人を犯した者は死刑もしくは無期または3年以上の懲役に処すと書いてあります。でも、人を殺してはいけないという法律はありません。言うまでもないからです。うそを言ってはいけないというのも言うまでもないことなんです。だからぜひ、いいまちにするために、いい議会と執行部といいですか職員さんといい関係をつくってお互いの知恵を出し合って、よりいいまちをつくっていくためには、都合の悪いことを、どうしても都合の悪いことは言わなくて結構ですけども、うそを言っていただいたら困ります。そこだけはちょっと確認したいと思ひまして質問させていただきますことになりました。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。1点目の配慮を要する児童生徒への対応につきましては、後ほど教育長からもお答えいたします。

まず1点目の子供の生育環境に関する御質問にお答えいたします。

近年、保育所や小学校などでは、集団になじめない、他の人とのコミュニケーションがうまくとれない児童など、いわゆる配慮を要する児童が増加していると聞いております。このような児童に対しましては、できるだけ早期に発見的な支援を行うことが必要であると考えております。日域議員が考えておられますように、乳幼児期の生育環境は非常に大切なものだと考えております。

市で行っている乳幼児及びその保護者に対する事業としましては、まず、「こんにちは赤ちゃん事業」がございます。これは、保健師のほか地域の民生委員、児童委員の方々の御協力をいただき、乳児が生後4カ月を迎えるまでに家庭を訪問し、保護者のさまざまな不安や悩みを聞きそれに対して助言を行ったり、地域のサービスを紹介したりする事業でございます。また、生後4カ月の乳児を対象とする乳児健康相談を実施し身体の異常や発達のおくれの発見、離乳指導、生活指導などを行うとともに育児相談や栄養相談を行っております。また、1歳6カ月児健診及び三歳児健診も実施しております。1歳6カ月児健診及び三歳児健診は、健診内容は若干違いますが、どちらもその対象年齢において運動機

能、視聴覚などの障害、精神発達のおくれなどの障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い心身障害の進行を未然に防止するとともに、幼児の健康の保持、増進を図るため、生活習慣の自立や幼児の栄養、育児に関する指導を行っております。

1歳6カ月児健診及び三歳児健診において、要精密検査となった幼児につきましては、幼児の現在の健康状態及び将来予測される状況などを保護者に把握していただくことにより、幼児を取り巻く養育環境を整え、幼児の健全な発達を促すことを目的とする「すくすくのびのび相談」へ参加してもらっています。ここでは、心理判定士による判定や養育相談を行い、必要な場合には医療機関の受診を促したりしています。

また、1歳6カ月児健診で要経過観察となった幼児とその保護者を対象に、幼児育成支援教室「たんぼぼ教室」を開催していますが、これは幼児の発達過程に応じてかかわることで、母親などの保護者と幼児を取り巻く養育環境を整え、幼児の健全な発達を促すことを目的としたものです。教室を通じた集団指導を行うことで、遊びを通して幼児の発達を促すことが可能となり、長期的な視野に立って個々の発達を評価し、必要であれば療育関係機関を紹介するなどの支援を行っております。このほか戸別の訪問や相談の際には、適宜、保健師が乳幼児期の子育てに関するアドバイスなどを実施しています。

今後につきましても、こうした事業や子育て支援センターなどの場を通じて早期発見に努めるとともに、家庭児童相談室や子供相談室などの相談機関や療育機関と連携して乳幼児及び児童の健全な成長を支援してまいります。加えて、乳幼児期から学齢期、就労の段階まで継続した支援ができるよう福祉、保健、教育などの関係機関が連携する体制をつくり、相談機能や適切な援助の充実に努めてまいります。

次に、2点目のごみ処理手数料導入による減量化の効果についての御質問にお答えします。これは、ごみ減量の手法に関することになりますが、燃やすごみに含まれている紙資源を分別によって再生利用することと、生ごみを自家処理することによって、土に返しごみとしないという手段が特に有効と考えております。

また、平成25年度の新規事業として電動生ごみ処理機への補助金支給がございますが、電動生ごみ処理機には、乾燥によってごみの量を減らすタイプのものがございます。乾燥により体積が大幅に減り腐敗しにくいため、ごみ出しの回数を減らすことができます。昭和50年代ごろからスイカの皮などを干してからごみに出すことを推奨している自治体がありますが、水分の多い野菜の皮やくずについては、ごみの減量に効果があるとされており、生ごみの水分を減らし乾燥させることによりごみの量が減り、ごみ処理施設に対する負担も減少します。このように生ごみを自家処理することは、直接、家庭から出るごみの量を減らすことにつながりますので、それぞれの家庭で実施しやすい方法で生ごみ減量に取り組んでいただきたいと考えております。

議員御指摘の他市町からの流入につきましては推測しか方法はないのですが、燃やすごみ袋にごみ処理手数料を導入することによって、大竹市のごみ袋を使う理由の一つはなくなることから、このようなルール違反は減少するのではないかと思います。

また、紙資源のリサイクルを市広報で訴え、4月からは良質の再生資源である牛乳パックを分別の区分に加えることとしております。これまで燃やすごみに混入していた紙資源

を雑紙としてリサイクルを進める方向で減量化を考えております。

一方で、個人情報を含む書類については、市内での再生利用は難しいのが実情でございます。少量から処理を請け負う企業も近隣にございますが、かなり高額な費用がかかります。多くの市内事業所が処理場の破砕機を利用してRDFの原料とする方法で処理を行っておられることから、搬入の際に個人情報の有無をお聞きし、問題がなければそのまま雑紙としてリサイクルできることを伝えているところでございます。

次に3点目の議員に対する職員の説明についてお答えいたします。大願寺地区の土地売却の件につきましては、議会の場におきましてこれまで十分、御説明してまいりましたが、結果として議員数名を含めた市民の方々による住民訴訟にまで発展してしまった現在の状況は、私としましては非常に残念なことでございます。今後は、この件について司法の判断に委ねることになりますので、これからの裁判に影響を及ぼす可能性のある内容の答弁は差し控えさせていただきます。

ただ、今回の件にかかわらず市が行う取り組みにつきましては、市民の皆様やとりわけ市民の代表である議員の皆様方に対しまして、正しくわかりやすく丁寧に説明するよういつも職員に指示しており、職員もそれを実践してくれていると思っております。ときには、結果としてお互いの認識のずれが生じてしまうようなことも残念ながらあろうかと思えます。お互いの認識のずれが生じないようにするためには、まずは職員と議員の皆様方が、お互いに信頼関係を持って話せる関係にあることが必要で、これは職員の側から見た議員、議員の皆様方から見た職員の関係がお互いにその立場を尊重し合う関係にあることが必要だと思えます。今後も、これまでと同様に議員の皆様にお伝えできる情報につきましては、正しくわかりやすく丁寧にということを、職員、皆で続けてまいりたいというふうに考えております。

そして、つけ加えさせていただきますが、工事費の発注に関しての予定価格につきましては、ただただ値段を下げるということの決断だけではなくて、場合によっては、これでは実質的に工事ができないと判断したときには、値段を逆に私のほうで上げた事例が過去にございます。このこともお伝えをいたしておきます。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

特別支援教育についてでございますけれども、御承知のとおり文部科学省が発達障害のある児童生徒につきまして公立小中学校の普通学級には推定値ではありますけれども、6.5%在籍していることが公表されております。

先ほど、その要因についてというふうな御質問であったかと思えますけれども、広島大学の特別支援教育の論文を集めた項の中に、発達障害の要因といたしまして、はっきりつかめておるのではないんですけども、ほとんどの発達障害には多くの遺伝子が関与した遺伝子モデルが適用できることが明らかになっており、その顕在化には環境の与える影響も大きいと述べておられます。それらの環境要因には、母体のホルモンの状況、それに関連する母親の情動的な状態、母親や父親の喫煙によるニコチン暴露、環境ホルモン等々があ

り、これらの多くの環境因子が遺伝子情報発現のスイッチにおいてオン、オフを決めるといふ。そして、慢性のトラウマ体験である虐待、学校でのいじめなどの強いストレス状況や迫害体験は環境要因の一つとして発達障害の発現に関与する遺伝子のスイッチをオンにする可能性が大きい。可能性がある。このことを考えると、虐待の防止や現在、小・中学校などで生じているいじめを防ぎ、安心して生活できる学級をつくることがいかに重要であるかということがわかっていくというふうに思います。

しかし、どんなに現場が努力いたしましても、保護者の理解と協力なく特別支援教育を進めていくことは難しいことだと考えております。そのため、こども相談室長が保護者への理解を深めるためにPTA研修会の講師として出向き、発達障害についてお話をさせていただくなど啓発にも努めているところでございます。

以上で、日域議員への御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） どうもありがとうございました。

ちょっと気になる子なんですけども、遺伝子のスイッチがオンになるってわかる気がします。いろいろな要素を持っていながら、それが現実的には作動しないというケースも多々あると思いますから、それはもう言ってしまうと正解なんか見えないんですけども。

ただ、最近、これはある人の書いた文章なんですけども、「今、保育園で」保育園に限ったものじゃないと思いますが、「笑わない赤ちゃんがふえている。多くは既に生後3から6カ月。表情が乏しくほほ笑みが消えている。3から5家庭に1家庭では、朝から晩までテレビがつけっ放しである。そのうち5から10人に1人の赤ちゃんがコミュニケーション不良を起こしている。テレビがついていても、その5倍ぐらいの時間をだっこしてあやしたり外に連れ出し応答的環境が十分確保できれば問題は発生しない。養育者は、彼らが1から3歳になると他者とのコミュニケーションがとれないことに気がついたり乳幼児健診時に発達のおくれを指摘され、専門機関へ紹介されるとコミュニケーション障害と診断される」。これは川崎医大の先生が書いてるんですが、こういう人に言わせると、早期発見じゃなくて早期発見の段階ではもう手おくれだと、ある意味ね。絶望という意味ではないですよ。だけど、早期発見じゃなくて最初の段階、60年も前ですけども自分たちが小さいときは、それこそ「いないいないばあ」ってやったり「まあかわいいね」って言ったり。よく思いますけど、赤ん坊ってそんなにかわいいとは私、思いませんが、よその子はかわいなくて我が子がかわいいんですよ。恐ろしいほどそういう意識を持てますよね。それだけ子供が生まれてくるということは、子供の出生をそのファミリーというか周りは大歓迎しているわけです。無条件に容認しているわけです。その中に子供って生まれてくるわけです。それが最近、社会の環境といいますか。例えば、よく母乳を与える。そしたらお母さんの目と子供の目が大体30センチ。子供の目というのは、まだ生後はそんなによくは見えないけども、30センチあたりに焦点があっているという話もあります。でも、そのときに、お母さんはこっちでスマートフォンをやっている。そうすると、やっぱりアイコンタクトじゃありませんけどできませんよね、コミュニケーションがちょっと雑になります。そういうことが、いろいろなことが加わって、ひょっとしたらそんな子たちができてくる

んじゃないかなという学者がいるわけですけども。それを全否定することはないだろうと。「よしよし」ってやったら、子供が悪くなるということはありませんから。そのことを、教育委員会というよりか保健師さんのほうは何て言うんでしょうかね。保健介護課ですか。役所の縦割りでいけばそうなるんでしょうけども、行政のほうも、「だからこうしよう」って言いにくいですけども、そのあたりの重要性ということをしつかり理解してやってほしいなと。

例えば、いろいろな家庭があります。見るからに恵まれているような家庭もあればそうじゃない家庭というか、その価値基準、判断基準はさまざまですから。何をもっていい悪いと言うかと言われたら困るんですけども、いろいろなお家があります。でも、いろいろなお家で、例えばこのお家はすごく豊かで家族円満ですごくいいから、じゃあそういうことにならないかといったら、そんなことないですよ。物すごく一般常識から言ったらちょっと問題があるよねっていう御家庭のお子さんであっても、すごくたくましい子はたくさんいます。目から鼻へ抜けるぐらいちゃんと人の心を読んで動き回ってるわけです。そこのところに一つ何か欠けてるんじゃないかと、そこのところをもうちょっと踏み込んでほしい。

この前、総務文教委員協議会がありました。あのときに、大竹小学校の話が出てきましたけど、私が一般質問の通告をした直後だったのですごくショックでしたけど。結局そういう子がいて、子供たちが、御本人は浮いてしまうわけですから非常にかわいそうですけども、そういう子たちがいるとクラスの運営が難しいし、担任の先生も大変だろうし。それが、さっき教育長がおっしゃったみたいに虐待とかいじめとかそういうことに連なっていく。その一番最初が、私は生後半年だと思うんです。生後半年だったら、ほとんど外部は関与できないわけです。幼稚園でも保育所でも、そんな生後半年の子というのはめったにいません。だから、これは「おたくの子が」と言うよりか、啓発というか、人間ってこうなんです、人間の「おぎゃあ」って生まれて1年間というビデオがありますけども、そりゃあさっき言いましたけど、お母さんの狭い産道を、真っすぐは出られないんですよ。一旦、90度ねじってこうやって出てくるんです、人間の赤ん坊というのは。一発目の呼吸をするというのは、肺はぺちゃんこです。水の中にいるわけですから。そのぺちゃんこの肺が、出てきて一発目、「おぎゃあ」って泣くのは、呼吸の一発目です。命がけです。そういう物すごくドラマチックな1年間を送っているんですけども、そのことをもうちょっと理解して、何かこうそういう子供たちが少しでも発現といいますかふえないように、何か子供たちが皆、できるだけ幸せに人生を送ってもらえるように、何かしていただけないかなと思うんですけども。行政はやっぱり文科省と厚労省がありますから、あの辺の。さっき教育長は何て言われましたかね。広大と言われましたよね。

私、最近見つけたのが、東大のある人のシナプスの話ですけども、やっぱりシナプスの刈り込みという、余り難しいことは言いません。私もよくわかりませんから。でも、それが発達障害に関係しているという論文がちゃんと出てます。だからそのあたりも、何か、そんな難しいことじゃなくて、みんな来てからにこにこわいわい楽しく過ごして、それでもうやってることは非常に幼いというか幼稚なことでも、みんなが集まって楽しければい

いわけですけども。最近はずごく個人が分断されてますよね。非常に人間が分断されてます。何かそれを取っ払う方法はないかなと思うんですけども。ぜひ、その辺はまた気をつけていただきたいなと思います。要望です。

次へ行きます。ごみの話は、前回の質問の帳尻合わせをしたくて入れたんですけども。ちょっと済みません、私の質問と市長の答弁、意中が食い違っていましたけど。ごみを値上げしたら減るという要素はありますよね、さっき答弁いただきましたけど、そりゃあ大竹が安くて隣のまちが高かったら、じゃあ大竹へ持っていこうかっていうインセンティブといいますか働きますから。そういう意味じゃ減るかもしれません。

さっきのごみを乾かす話。あれも私、ヒアリングで聞きました。おもしろいなと思いました。私いつも、ミカンの皮をストーブの前で乾かすんですけども、確かにそうですよね。野菜というか果物というか水だらけですから、あれが乾くだけで大違いだと思います。だからそういうようなものをちょっとおもしろ半分でもいいですから、やってみたらおもしろい、小松市でしたよね。

もう一つは、要するに行政じゃないよその民間企業のリサイクルのサイクルに回してほしいというのをヒアリングで聞きました。そのときに、市へ出せばお金を取られるけども、よそへ行ったら無料であったり1ポイントくれるとか、そういうものがあれば民間企業が上手に採算を合わせてやってくれる。だから、できたら行政のタッチする量が減ったほうがいいよねという話でいいんですよ。そのあたり、もう一回説明してほしいんですけども。そこが、例えば、いやあ、大竹市、金がないけえのおまえって、要するにお金を集めようと思うとるだけで値上げするっちゃうのは、あれは方便よ。値上げをしてごみ減すというのは方便よという捉え方もなきにしもあらずなんで。もちろん、一石二鳥なんですよ。お金は入ってくるわけですから。だから、そのとおりになるかどうかはさておいて、もうちょっと、なぜ袋を3倍にするんですしたかね。そうしたらごみが減るかもしれないという期待が持てるのかということを、ヒアリングで説明していただいたようにもう一回説明してほしいんですけども。お願いいたします。

○議長（西川健三） 環境整備課長。

○環境整備課長（野田英之） 民間リサイクルでポイント制で今、市場でリサイクルがされております。これは、企業体で努力されてそういう減量化が図れていますので、この事業そのものは民間で努力していただきたいというふうに思っております。そこに関しては市が関与しないということが出来ますので、市の処理費としては減るというふうには考えております。

それと、ごみ処理手数料の導入でなぜごみが減るかということですが、燃やすごみを減らすことで、大竹市としては次期処理施設の設備費とか処理費、その辺を削減したいというふうに考えておまして、燃やすごみに特化した、手数料を導入するのは燃やすごみと粗大ごみなんです、その辺を減量することによって将来的な経費削減を図っていきたいと思っております。

有料化の金額の設定につきましても、十分市民の皆さんが取り組んでいただくことで、そんなに負担増にならないようにというふうな考え方もしております。とにかく市民の御

協力がなければ、ごみの減量化というのは進みませんので、生ごみの減量、紙のリサイクルというものを一人でも多くの方に取り組んでいただくように、これからもごみの講習とか減量の講習とかを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） ありがとうございます。難しいですね、ごみというのは。

ただ、ちょっと文章に書きましたけど、親切といいますか、本当は違うのかもかもしれませんが、RDFといいますか燃やすごみを投入するところに、それこそ何年かぶりに上がってみましたら、破砕機がありまして、そこにいた担当の方は書類を破砕するんだと言われました。本当は書類を破砕するんじゃないくて、木の枝とか、枝とかには限らないでしょうけども、RDFの機械にとって大き過ぎる場合にそこでちっちゃくするという目的ですよ。本当に機密書類というか個人情報がかかかっていて書類の処分に困るんだったら、それはその人間が自分の会社でシュレッダーすればいいわけです。その担当の方は、「いや、これは書類をシュレッダーするんです」って。「いいですね」って私もつい言ってしまいましたけど。それと、確かに気にしたら切りがないんですけども、気にするぐあいは個人差がありますけども、あるんですけども実際。紙ベースで情報が漏えいしたという話というのは聞いたことがないです。例えば、紙って、普通、十文字に縛ってリサイクルというかどこかへ持っていくケースが多いですけども。この前、ヒアリングで聞いたのでは、ある業者がダンボール1箱何千円かで処理してくれる。それは本当に漏れたらどうしようもないもの、極端に言えば日銀なんて、札を溶かしてますね、回収して。それは漏れたら大変ですからね。でも、例えば、少々機密書類であっても、ぐしゃぐしゃにまぜてしまえば対応できるんじゃないかと思うんですけども。松竹梅じゃありませんけども、どのぐらいの重要度かによって、縛ってあったら、一番上に大竹市役所という紙があって縛ってあって、何が書いてあるだろうかと思って、物好きがそれをロープを解いて見るかもしれないですけども、ばらばらになっとなったら、もうそんなものをつなぎ合わせるってしませんよね。何かもうちょっと紙ごみをばらばらにしてもリサイクルできるんでしょう。あれ、1枚1枚分けてるわけじゃないですよ、もちろんね。雑紙という分類に入ればですよ、もう何もかもまざってるわけですね、紙がまざってるわけですね。あそこにいっぱい紙があるのを目撃してしまった手前、もったいないなという気が若干したんですけども。これは工夫の問題でしょうけども。やっぱりごみ処理が有料化になること自体、それだけとってみたら、市民から見たらいいことじゃないと思いますけども。それに見合うメリットがあればいいかもしれませんし、ましてやさっき細川議員の質問にもありましたけど、これからごみをどうするというのがあって、確かに規模が小さいがゆえの難しさというのはあるんでしょうけども。やっぱりどのぐらいでどうだという想定を立てる上にも、今たちまち少しでも減ってくれたほうがやりやすいですよ。それは痛いほどわかりますので、上手にやっていただきたいなと思います。もう一回そのあたり、コメントいただけますか。

○議長（西川健三） 環境整備課長。

○環境整備課長（野田英之） 個人情報に関する紙ごみの処理を破砕機でやっております。

それも個人情報に関しましては、所有者の判断でという形でやらせていただいております。

ので、その辺はちょっと我々では、それをリサイクルに回せというところまではいきませんので、所有者の意思で「これを破碎してくれ」と言われれば仕方ないという部分はあると思います。ただ、そうでない部分もありますので、それは十分皆様に周知していきまして、リサイクルの紙ごみもしたいというふうには思っております。

今後、ごみの減量化を維持していくためにも、今の手数料部分を、さらなる施策の必要性とか拡充とかに回していきたいというふうには思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西川健三） 都市環境部長。

○都市環境部長（長谷川寿男） 今、課長が申しましたように、有料化、手数料の導入につきましては、4月以降、市民の方に向けて十分説明をしていく機会を設けたいと思っております。その中で、分別、リサイクルそれと手数料の導入の意義につきましても、再度、説明をして理解していただくように行ってまいりたいと考えています。以上です。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） 何回目でしたか。

○議長（西川健三） 4回目です。

○10番（日域 究） 紙の回収も、あれを見ると窓空き封筒がいいとか、それから粘着テープがついてるじゃないですか。あれはまずいんですよね。結構難しいんですけども。ただ一方では、マニアックなまでに分別することに生きがいを感じている市民もいますよね。だからそういう人をやっぱり褒めてあげてほしいです。下手にまざるぐらいなら最初から燃やすごみに入れてもらったほうが楽ですよ。

だから、私、前にも1回聞いたことがありますけど、ポリ袋に紙のシールが貼ってあったらどうするかとか、そういうときにある意味迷ったら燃やすごみでええけん、そのかわりちゃんと再生できそうなものはきちんと分けてねと、私はそう思うんですけども。一つまざったために全部が台なしになったり、物すごい分けるのに労力を要したりしますよね。だから、その辺も通り一遍の言い方じゃなくて、トイレに「きれいに使っていただきましてありがとうございます」というのがあるじゃないですか。ああいう感じでやっぱりリサイクルも、「丁寧に分別していただきましてありがとうございます」と、やっぱその、ちょっとこう悪く言えばおだてるのかもしれませんが。やっぱそういうことに生きがいを感じている方は結構おられるので。だからそういう人をがっかりさせない。何かこう丁寧に分けたやつが、裏へ行ったらごちゃっと全部一緒にされているのを見たら、仮にですよ、そういうことがあると言ってるわけではないですけども、そういうのがあると、「なんや、わしら分けたのに」と思いますからね。そういうせつかくやろうと思っている市民の方の気持ちは、ぜひきちんと生かしてあげてほしいという気がいたします。

3番目の質問に行きます。ここにおもしろい資料があるんですが。さっきも言いましたが、市長のお仕事というのは大変だなと、一方ではすごく思います。厳しい決断を少なくちゃいけないし、かといってスーパーマンではないでしょうし。いろいろな意見が周りにあると思いますし。その中で物事を決めていくというのは、そりゃあ、我々みたいな外野席から見たら、外野席からはわからない難しさがいっぱいあると思います。

市長は、この前の選挙で当選された後だと思いますが、時事通信のインタビューです。ネット上にあるんですけども。市長はこうおっしゃってます。「大竹市の職員について。市長は先に結論を言うと、びっくりするぐらい皆がそれに歩調を合わせることに驚かされた。民間企業なら自分の生活がかかっているの、違ったら違ったと言う習慣が身についている。自分も気をつけないといけないし職員にも意見をしっかりと伝えてくれと話している」という、これ、私は正しいかどうか、単なるネットにある時事ドットコムという時事通信のページだと思いますけども、そこに載ってます。確かに、そりゃあ天の声じゃありませんけども、企業だったら社長でしょうし、それに異を唱えるというのは大変です、普通そんなもんだと思います。

もう一方では、ここに広島県市町村職員共済組合というと皆さん方の健康保険ですよ。その団体のチラシがあるんですけども。その団体が、公務員賠償責任保険を売っているんですよ。私学共済はこんなもん売ってませんけども、市町村の共済は、賠償責任保険を売っているわけですね。これ何に使うかって、一番先頭に事例が書いてあります。2つほど事例が書いてあるんですけども。そこには、くしくもですけどこう書いてあるんです。著しい廉価で市有地を売却したことについて、住民訴訟が提起され、裁判の結果、当該契約を行った職員に損害賠償責任があるとされた。そのときにこの保険が払ってくれるわけです。これ、皆さん方が入ってる広島に本部がある広島県市町村共済組合が売っているんです。これ、2013年度版です。

例えば、市長がかなり無理なことを言ったと。「ほんでおい、こうやろうや」って言ったときに、「いや、市長、これやめましょう」って言うのは大変ですから、「まあ、市長が言うんじゃけえしょうがないじゃん」て言ってやっておいて。例えば、それが何か、このことに限りませんよ。いろんなことがあるでしょうけども、そのときにもし裁判になって、おまえが悪いと言われても、保険が見てくれるよねって。そういう組み合わせがあるとしたら寂しいです。だから、そうじゃなくて、皆さんたちは公務員ですから、身分はちゃんと保障されてます。ですから、市長といえどもスーパーマンじゃありませんし、いろんなことを言うのが市長だと思います。民間人ですから。いろんなことをおっしゃるのが市長で、それで、「できることだったらやりましょう」でもいいですし、「市長、こりやまずいよ」っていうときは、身を挺して市長の身を守るといって軌道修正を図る。そのときに民間企業だったら、「おまえなんか首じゃ」って言われたら首かもしれませんけども。皆さん方はそうはならないわけです。ですから、これがあるから悪いんだと、私は決めつける気はさらさらありませんけども、もうちょっと勇気を持ってやってほしいと思います。

私、昔Pの会長のときに、先生方との懇親会の席で言ったことがあるんですけども。結構不満を持ってるわけです。それで、私言ったことがあるんですけど、「ほんと、あんたら言えがいいじゃん」て、「そんな東京へ飛ばされることもないし首になることもない。皆さんたちには立派な権利が与えられてるじゃん」て。「言うべきことを言える環境にあるのに、何で陰でぼそぼそ言うんか」って、先生に言ったことがありますけども。ぜひ、そういう意味でいい意味の緊張感といいますか。そして、大竹市をいい方向に持って行ってほしいと思うんですけども。わかりますよね。これ、皆さん配られるんでしょう。

十

やはり、市民のための市役所だと思いますし、そういう意味でさっきのうそを言ったという、決めつけたら申しわけないかもしれませんが、やはりいろんなことがあるでしょう。あるでしょうけども、さっき予定価格を上げたことがあると言われましたけど、それもあるんですね。私、初めて聞きました。我々は物を知らないんですよ。知らない人間が理解するためには、また教えてもらわなくちゃいけないし、あっちで聞いたこと、こっちで聞いたことがやっぱり整合性を持ってないと、あれって思いますしね。

大きな金額を動かしている行政ですから、そのあたりをいろんな市民が見ても「しょうがないよね。そんなもんじゃろうね。まあ許容範囲よね」って、言っていたけるような、そしてたとえ失敗をしても、「はいじゃがみんなが知恵を出して考えて、議会も賛成してやって決まったんじゃないけん、みんなで責任とろうよね」って。想定外の変化というのはありますよね。そういうことがそうなるんじゃないかという気がいたします。そのためには、正しい情報を開示といいますか、これもさっき玖波の小学校のことで細川議員の質問に市長、おっしゃいましたけど、「51対49ということもあり得る」私もそう思います。そのときに、「情報提供」って言われましたよね。情報提供はきちっとしていただかないと、51をとるために情報操作をしたんじゃないか、話が違ってきますから、やっぱりできるだけの情報開示をして、同じ情報を持ってテーブルにのせて、それでやりあった後、51対49だったら、それはそれで私は結構だと思います。それが民主主義ですから。結果ありきで、何か物事をしないでいただきたいと思いますが、その辺について。難しいですか。済みません。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 職員の名誉のためにははっきりと申し上げます。身を挺して私をいさめた職員もおります。ただ私のほうは、こういう考えをしているんだから、世の中の常識に考えてもう一回考え直してみてくれないかということでの差し戻しはいたしますけど。はっきりと、職員は一生懸命に、ここに職員みんなが宣誓書を就職するときに出してくれます。職員みんなは、「地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者としての誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います」という言葉をいつももらっておりまして、私はいつもこれをここに持ち、職員皆さんにこのことを訪ねるわけでございます。そういう意味で、職員は非常に真面目にやっております。

ただ、皆さん方とか市民の皆さん方に御説明するときに、その説明がなかなか理解していただけない部分もあろうかと思います。それと、皆さん方との御意見が違ふところの部分が納得できなかったら、それはうそだというふうにおっしゃられますけど、そうではない。それは職員側の真実だということも、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。その中で、議会でしっかり議論する中で一つの方向を決めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく御理解お願いいたします。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） どうもありがとうございました。ちょうど12時ですし終わります。

○議長（西川健三） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

なお、再開は午後1時を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時00分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） 16番、山本でございます。私がここの席で、市長並びに担当職員の皆さんにお尋ねしたいことは3点ございます。

今、アベノミクスという言葉がちまたではよく聞かれるようになりました。政権交代をして3カ月。この間、緊急経済対策だとか憲法の改正に向けた第96条のより緩和をするための国会の3分の2の議決を過半数にしようとかいうような動きも含めて、大変な問題の指摘も聞かれるようでございます。このアベノミクスという言葉が最近、マスコミ等でもよく言われるんですが、これは読売新聞に載った小さな記事です。

ここでも端的に今度の政権が安倍総理を先頭に、財政政策では、当面、事業費約200兆円、これを公共事業に回して全国に大型開発事業を初めとする事業の展開をやるんだというふうに言われております。一方で、物価を2%上げてデフレを脱却するんだというふうなことで日銀総裁の交代もあったようですが、物価を政府の統計上どういう統計をとるのか私にもよくわかりませんが、言われているのは、2%の物価上昇指数が実現するには国民負担は約10%の物価上昇分の負担をしなきゃならんと。一方で、給料も上がらない、地方公務員についても退職金を減らすとか給与の7.8%の削減を求めるとかいうふうなことで、消費がむしろ冷え込む中でこれに消費税まで加わって物価が自然上昇1割も上がったら、国民の生活はどうなるのかという心配のほうが行先しているのが、国民の今の率直な思いではないかと思うんです。

それで、この読売新聞の記事も、「国民の消費が回復しなければ生産を拡大しても売れないので、金融を緩和しても景気はよくなりません。国債増発で不要不急の公共事業を拡大しても、大手ゼネコンが喜ぶだけで財政は悪化します。アベノミクスには賃上げや雇用の拡大で、国民の懐を暖める政策が欠けているのではないのでしょうか」と、率直にこうした記事もあわせてアベノミクスにかかわる報道がなされているのが昨今の状況です。それで、私はこういう政権のもとで、今からお尋ねをする三つのテーマについて、いずれも関係があるかと思いますが、端的な質問ですので簡潔に御答弁をお願いしたいと思うんです。

まず、ごみの減量化・処理コスト削減への取り組みをどうするか。このテーマについて伺います。昨年12月の議会でも、一定の市長からの見解なり方向性を伺っておりますので、細かいことは省いて端的な質問にさせてもらおうんですが、先般、私どもの所掌の委員会に、ごみの有料化に向けての市民アンケートを実施したと。こういうことでアンケー

トの内容といいますか設問、それに対する市民の皆さんの回答を詳しく文書でもらいました。私が感じたのは、その中で市民の理解なり協力のもとでごみの減量、資源化にどう協力をしてもらえるか、どう理解を深めてもらえるかという設問がないんです。私は、ここに大きなせっかくのアンケートをおとりになったのにもかかわらず、そういう行政からの市民への働きかけが、あのアンケートからは伺えないというのが非常に残念なんです。結局、今説明会をおやりになると言うんですが、市の考えは、一遍ほったを張ってみて痛いかと、こういう問いかけから始まったような気がするんです。そうじゃなくて、ごみの減量化とか資源化というのは国民全体の大きなテーマであるし、持続的に経費の削減なり環境悪化を防ぐ上での施策としては、長い将来にわたって市民の意識の改革も含めた理解と協力を基本にしなきゃならん。一時的に値上げをしてごみが減量化をしたからといってよしとは言えない大きなテーマだと思うんです。そういった意味で、私はまだこの実施は、条例は確かに議会が議決したけれども、市民の皆さんにこれから、大いに減量化・資源化の問題で協力を得られるような方向での訴えを大いに展開したいというふうに思っておりますし、説明会の日程なり場所が決まれば、そこにも出向いて議会の一員としての議会の議論を踏まえた意見も述べさせてもらいたいというふうに思っております。

そうしたことでお尋ねするんですが、今、大変なコスト高で税金が使われとるんですが、経費削減の上で、行政サイドからごみ処理のコストをどう削減するかという立場での取り組みはどのようになされるんですか。私は一つには、家庭に持ち込まれるごみというのは販売がされて、いわゆる販売元、製造元、こういうところにも責任があると思うんです。その責任の一端を担うというのも7つもあるこの法律のもとで、どこまでそれが販売元や発売元に求められておるのかということが非常に疑問なんです。

そこで市として、例えば読売新聞などは、指定日を決めて新聞回収をやります。それから廿日市のあるスーパーではトレイ何かを有償で買い取る。こういうようなことも事例としてはあるわけですが、大竹市の場合、そういったことで販売元や発売元、また製造元へのアプローチをどう取り組んでおられるのか。そこんところを聞かせてもらいたいと思うんです。まだそういうことはやっておらないとおっしゃるんなら、大いにそこんところは努力をして働きかけをしてもらいたいと思うんですが、お考えを聞かせてください。

それで、大竹市の場合、コストが非常にかかるという問題の中に、RDF方式いわゆる福山リサイクル発電所との関係で処理費も高い、輸送費も高い、それからRDF施設の運転も異常な経費を食うと。こういうことでごみ処理に関するコストが非常に高くなっていると思うんです。そこでこの福山発電所との関係で、処理費にかかわる単価の決め方、これは我々には一切わかりません。何で今の単価が決まったのか。どういう根拠で決められたのかということは一切説明がありませんから。ただ予算上、その年度ごとに予算が組まれるだけで、それを知らんこめに我々も予算を議決しとるだけの話。そこで、このリサイクル発電所との関係で大竹市は株主ですから、どういう議論をされてどういう背景・根拠があつて処理費というのが決まるのか。これは契約した量を処理してもらわなくても、契約量だけは処理費を払わにゃいけん仕組みになっているように思うんですが、これも無駄な話だと思うんです。そういったことを含めてひとつこのごみ処理にかかわってのコスト

高の一番大きな要因はRDF処理方式、固形化燃料の処理費の負担、輸送費の負担、こういうことが大きな割合を占めておると思うんで、ぜひさっき指摘をしましたような問題について、この際説明をお願いしたいと思うんです。

それから、次の公共施設の老朽化・耐震化への取り組みなんですけど、これも先般の本会議で市長から、基本的な考えなりある行政分野については財政措置を含めての話も伺っておりますから細かくは言いませんが、端的に聞きますと、今の社会教育施設の耐震化とかあるいは統廃合の問題だとかいろいろ検討されている過程なんですけど、この耐震化という場合に基準は何になるんですか。震度6の地震が来ても耐えられるということをもって耐震化と言うんですか。それとも震度7の地震が来ても大丈夫だという強固さをもって大丈夫だということになるんですか。そこが我々にはよくわからんです。

同じように、例えば道路橋梁について言えば、ようやく191橋の調査と検査が終わりました。これはあくまでも目視ですから。かなづちでちんこんかんたたいて欠陥があるとかどうかということよりか、もっと単純な検査の方法で191橋が一応終わりました。その中で、緊急に対応を迫られるものとしては48橋の中でランクづけが1から番号が打っていますが、橋の名前を挙げれば玖波の恵川橋、栗谷の能保里橋というふうなことになるのかと思うんです。この橋の場合も、震度5に耐えられればいいのか、震度7に耐えられればいいのか、その強度の基準はどこに置いておられるのか。まずそこからひとつ話を聞かせてもらいたいと思うんです。今の段階は全て目視ですから、どこがどのように痛んでおってかけかえを必要とするか。単なる補強で済むのかというふうなことは、今からまた改めての調査をされるようです。新年度予算にも一定のそういう予算措置がされております。

それから、上下水道の問題ですが、先般の議論の中で、例えば公共下水について言えば、下水管の総延長は148.7キロメートルとなっているんです。そのうちの雨水管路は耐震化率は0.9%、これも震度6で耐えられればいいのか、あるいは7で耐えられればいいのか、これもよくわかりません。それから、上水のほうも同じです。耐震を必要とする配管の延長が21.2キロある。そのうち耐震化率は10.7%、1割程度。こういう現状に加えて、先般の会議で説明がありましたように防鹿の水源地の施設、これは昔、海軍が使っていた施設をそのまま払い下げをされて使っているわけですから、経過年数も相当の年数を経ているということになるんですが、これも今年度予算幾つかの事業名が予算措置されております。これもまだ調査の段階ですから、直ちに25年度にやるということではないようですが、いずれにしてもこの上水についても震度7で耐えられればいいのか5でいいということになるのか、これもよくわかりません。そういったことについて説明をお願いしたいんです。老朽管という場合、大体50年を目安にされとるようですが、先ほど言いましたように老朽管にしても上水について言えば61キロメートルある。そのうちの耐震に欠けるのが21キロある。これも1割程度しか手当てがされていないということです。

そういうことで、25年度当初予算に計上されている事業名、これも老朽化が進んだり耐震性に欠けるということでの予算措置だと思うんですが、今申しあげましたようなことで

いつ供用開始をされたのか、それから仮に調査の結果、事業をやるとしたら、参考までに聞くんですが、建設をされた当時の事業費は施設名ごとにどれだけかかっておるかということ参考をひとつ聞かせてもらいたいです。これは相当の事業費が要ると思うんです、上下水道とも。問題はそういうことを踏まえて、老朽化・耐震性に欠ける市が管理すべき公共施設の財源手当てをどうするかというのが、今からの大きな課題になるかと思うんです。新規事業を急いでやりよるんで、そういう事業には手が回りませんと。第五次大竹市総合計画の中でも、前半の5カ年は新規事業だと。後半の5カ年に、できればこうした耐震に欠ける施設、老朽化施設に手当てをすると。こういう格好になると安心安全のまちづくりという視点からすれば、優先順位が逆さじゃないかというふうに私は思うんですが。市長のお考えをひとつ聞かせてもらいたい。

それから最後に、介護保険事業についてお尋ねしますが、平成24年度は23年度に法律の改正があってサービス給付の事業の拡充を図るということでいろいろ計画はされました。第5期介護保険事業計画については、それなりの向こう3カ年間の推計値、目標値が示されて保険料の値上げを含む事業計画が策定をされております。それで、お尋ねするんですが、平成24年度の予定事業の実施状況はどういう状況でしょうか。第5期5カ年計画との関係でひとつ説明をお願いしたいんです。

それで、25年度はどうなるんかという心配を私はしてるんですが、25年度は24年度を踏まえて給付サービスの充実がより図られるということになるのか、そんなに大きな変更はありませんと、推計はあくまで推計で実績はついていっていませんということになるのか、その辺のことをひとつ聞かせてもらいたいと思います。

残余の問題については、自席で質問いたしますのでよろしくお願いします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） いつも、物事を深く考えられる山本議員と御尊敬申し上げます。その中で、今般の大竹市にとって悲しい出来事に際し「どうして」という思いも持ちますが、いつものとおり真摯に回答に努めさせていただきます。ただ、用意いたしました答弁が今ありました御質問に合っていないところもございます。お許しをいただきたいと、用意しました答弁書で答弁させていただきます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のごみ減量化・処理コスト削減への取り組みについてお答えいたします。

ごみの減量は、実際、市民一人一人に取り組んでいただかないと効果があらわれないものであり、市民の皆様の御理解と御協力が欠かせないことは痛感しているところでございます。これまでも、分別の徹底や生ごみの処理機への補助など、ごみ減量につながるいろいろな施策を進めてまいりましたが、今回の燃やすごみに対する処理手数料の導入は、他市の導入後の実績を見ましても、平成9年の指定ごみ袋導入以来のごみ減量化の大きなきっかけになってくれると考えております。これまで、紙資源の分別・リサイクルと生ごみの家庭内処理による減量が家庭からの排出、ひいては大竹市全体の燃やすごみの減少につながることと、ごみの減量がごみ袋の使用量を削減し、家計への負担を減らすことを御理

解いただきたいと考え、市民の方々には市広報でお伝えしてきておりますが、この4月からは議会議決をいただきましたので、市民説明会を実施することとしております。

次に、燃やすごみの処理費のうちRDFの処理コストであるチップングフィーの最近の動向について御説明いたします。

平成23年度1トン当たり1万409円であったものが、東日本大震災以降の電力需給の影響により売電単価が上がり、平成24年度でのチップングフィーは1トン当たり6,720円となったため、本市の処理費は前年度に比べ1,766万円減額することができました。さらに平成25年度につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度への移行に伴う売電単価の上昇によってチップングフィーは1トン当たり4,402円となり、さらに今年度に比べ1,104万円減額することができるようになります。今後の売電単価の動きについては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度への移行により、安定性が高まったものと考えますが、チップングフィーについては諸物価等の変動要因が存在いたします。

今後、行政として取り組むコスト削減につきましては、既に実施している収集業務等の民間委託や臨時職員での対応、処理施設の修繕・部品交換の見直しなどのコスト削減は、限界に近づいてきていると思われます。施設の安全を確保しながら、維持・運転にかかる費用を下げるため、ごみの減量による運転時間の短縮が燃料費、消耗品費などの直接的経費の削減につながることを期待しているところでございます。

次に、2点目の公共施設の老朽化・耐震化の取り組みについての御質問にお答えいたします。

社会教育施設、道路、橋梁など老朽化した公共施設の更新や整備の方法につきましては、昨年12月定例市議会一般質問における議員からの御質問にお答えしたとおり、現在、各課において施設の適切な整備・更新を行っていくための方針や計画の策定に向け取り組んでいるところでございます。総合市民会館や公民館といった社会教育施設につきましては、これまでも利用状況などの集計作業は行っておりましたが、今週3月4日に開催した平成24年度第15回行財政システム改善推進本部会議において、各論の策定作業に着手したことを正式に報告しております。現在進めております各施設の管理運営状況や利用状況の分析作業を終了いたしましたら、施設の耐震性やそれぞれの地域における人口動態、集会所や防災施設等の他施設の設置状況など、各施設の課題を整理した上で、今後の社会教育の取り組みに関する教育委員会の意見も踏まえ、今後の社会教育施設等の方向性を決定してまいりたいと考えています。

その後は、各論において存続の判断をしました施設の事業内容や規模を検討し、事業の緊急度や事業費等を考慮しながら具体的な事業計画を策定します。なお、事業の実施時期についてでございますが、本市の財政状況や必要な財源の確保という大きな課題と向き合いながら判断していかなければなりません。現段階において、具体的な時期をお示しできる状況ではありませんが、効率的かつ着実な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、橋梁の修繕につきましては、先般議会に報告しました大竹市橋梁長寿命化修繕計画により、維持管理の基本方針を示させていただいたところでございます。今後は、この

計画に基づき健全度の低い橋梁から順次修繕を進め、橋梁の機能を維持し、良好な道路空間が提供されるよう努めるとともに、他の公共施設の修繕計画及び市の財政状況等を勘案しながら、より効率的、効果的な維持管理に取り組む考えです。なお、平成25年度予算において、橋梁長寿命化対策事業として委託料を計上し、健全度の低い市道橋の2橋について、詳細な点検調査を行い修繕または更新を検討する予定にしております。

次に、3点目の介護保険事業についてお答えいたします。

本市では、昨年3月に平成24年度から26年度までの3年間の計画期間とした第5期介護保険事業計画を策定いたしました。本計画の中で、向こう3年間に見込まれる介護保険サービスの供給量及びそれに伴う必要給付額を試算し、3年間の介護保険料を決めさせていただいたところでございます。計画の初年度である平成24年度の事業の実施状況についてですが、今年度の実績見込みを報告させていただきます。

まず、第5期計画における特徴として、入所定員が29人以下の小規模特別養護老人ホーム及び在宅の比較的重度の認定者に対して24時間のサービスを提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所を整備することを掲げておりましたが、この二つの新規事業につきましては、残念ながら本年度中の事業開始とはならない見込みでございます。小規模特別養護老人ホームにつきましては、既に御案内のとおり昨年9月に社会福祉法人「創造」を事業実施予定者とする決定を行いました。現在、同法人により準備が進められているところでございますが、事業開始は本年秋になる見込みでございます。なお、法人からは、既に施工業者を決定し、今月中旬までには工事に取りかかるとの報告を受けております。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、昨年の公募では応募者がなかったため、現在、改めて事業実施希望者の公募を行っているところでございます。前回の公募の後、複数の事業者から問い合わせを受けており関心を持てくださる事業者もあることから、動きが出るのではないかと期待しております。

この二つの事業は、第5期計画ではともに平成24年度の中途から事業を開始すると位置づけておりましたが、既に平成24年度における給付実績はゼロになることが確定しております。平成24年度の介護保険サービス全体の給付費見込み額は、計画値を下回る見込みですが、小規模特別養護老人ホーム及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備のおくれが大きく影響していることは否定できません。その他のサービスでは、グループホームや小規模多機能型居宅介護など、既存の地域密着型サービスは計画値を上回る見込みですが、通所介護や通所リハビリテーションなどの通所系サービスにつきましては、計画を策定した際に見込んだほどの伸びはありません。ただし、ことしに入り、新たに1つの通所介護事業所が設置されていることもあり、今後の給付額は伸びることが予想されます。

続きまして、平成25年度の介護保険料についてでございますが、平成26年度までの第5期計画期間は同一の標準月額となっておりますので、65歳以上の方の保険料は、課税状況や所得等により区分される保険料段階に変動がない限り、金額が変わることはございません。

一方、平成24年度の給付額は、保険料算定の根拠である計画値を下回る見込みですが、小規模特別養護老人ホームの整備が完了し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所も

今後、順調に整備に向けた動きが進めば、今後は計画値と同等の給付額になると思われます。本市では、計画に位置づけたサービスはもちろんです、被保険者の方が望まれる在宅サービスにつきましては、事業者の参入が図られるよう積極的な働きかけを行い、介護保険サービスのさらなる充実に向けた努力をしていきたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 都市環境部長。

○都市環境部長（長谷川寿男） 私からは、3点お答えさせていただきます。

まず1点目、ごみの販売元、製造元への資源回収の取り組みについてでございますが、現時点では、取り組む予定はございません。今後、検討してまいりたいと考えております。

2点目のチップングフィーの単価の決定方法でございます。このチップングフィーとは、福山リサイクル発電株式会社との契約に基づきまして、各参画市町が事業会社つまり福山リサイクル発電株式会社に対して支払うRDFの処理委託料の単価でございます、RDF1トン当たりの処理単価でございます。この単価の決定につきましては、契約書の中でもうたっておりますが、事業開始当初における基本となるチップングフィーをまず決定しております。それは、長期事業計画に基づきまして事業会社の必要経費から売電収入等を減じた額をRDFの計画供給量で割り、平成16年から平成30年の15年間を通した市町村共通の単価として決定されているまず基本のチップングフィーというものがございます。それをもとに、各年度のチップングフィーは売電単価、売電収入、諸物価等の変動等により調整したもので各年度のチップングフィーは決定されるシステムとなっております。

3点目の橋梁の震度の基準という御質問でございましたが、震度6とか震度7という基準というのは設計上はございません。道路橋の設計における技術基準は、道路橋示方書・同解説の耐震設計基準編に基づいて設計を行ってまいります。この設計の考え方は、地震によって構造物に作用する動的な慣性力を設計水平震度という係数に置きかえて、設計水平震度を用いた静的な荷重に置きかえて算出しております。これが兵庫県南部地震以前では、0.2から0.3程度の設計水平震度として設計を行ってございましたが、平成7年の兵庫県の南部地震では、これを大きく超えるような構造物に対する加速度が記録されて、莫大な被害が発生したことから、この南部地震を機にこれは改定されました。最大でこの設計水平震度が2ということで約10倍の設計水平震度に改定されたものでございます。ただし、これは橋梁を新しくかけるとき、またかけ直すときに使用する震度、考え方、係数でございます。通常、今かかるとる橋を耐震で補強するというか国及び県におきましては緊急輸送道路、重要な道路にかかる橋梁におきましては、地震が来たときに桁が落ちないように桁同士を連結するとか橋脚が地震で壊れないように鉄板を巻くとか、そういう耐震の補強工事を行っていわゆる耐震補強工事を実施しているものでございます。

以上、説明は3点、終わります。

○議長（西川健三） 上下水道局長。

○上下水道局長（北地範久） 続きまして、上下水道局のほうから2点ほど御質問ございましたので答弁させていただきます。それではまず、来年度耐震診断予定施設についての状

況、供用開始がいつごろかという御質問でございました一連の施設について御説明させていただきますけれども、建設当時の事業費ということで御質問ございましたけれども、これは期間とかそういったものがかなり長くなりますので、大変申しわけございませんけれども、資産台帳の取得価格ということで、大体これで答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、上水のほうからでございますけれども、防鹿水源地におきましては供用開始が昭和34年度からということになっております。これは、議員御指摘のとおり旧海軍が昭和16年につくったもの、竣工したものでございまして、それを昭和34年に国より譲渡を受けたということでございまして、できたのは昭和16年という一番当初になりますということになります。ですからもう70年程度はたっているかというようなことでございます。

続きまして、配水池、加圧ポンプ等でございますけれども、おおむね30年代につくっているものでございます。配水池につきましては16施設、加圧ポンプにつきましては13施設でございます。申しわけございません。取得価格でございますけれども先ほどの防鹿水源地につきましては約4億円ということでございます。配水池、加圧ポンプ場につきましては約8億円ということでございます。

続きまして、下水の施設でございますけれども、下水処理場、小島污水中継ポンプ場ともに供用開始につきましては昭和45年ということでございます。取得価格につきましては、処理場のほうが約25億円ということでございます。小島污水中継ポンプ場につきましては約5億円ということでございます。

それから、2点目の耐用震度ということでございますけれども、一応基準といたしましてレベル1、レベル2というのがございましてL1、L2と言っておりますけれども、L2という施設、これは特に重要な施設ということでございますけれども、人命にかかわるものとかそういったことに関する重要な施設がございまして、これを震度に換算いたしますと約7程度ということでございます。それからその他の施設につきましてはL1ということございまして、震度につきましては5強に対応できるようなものということになっております。以上でございます。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） ごみの処理コストをどう削減するかということでの行政側の積極的な対応を求めたつもりなんです、これについては今から検討されるということなんで、次のまた議論の機会には、具体的な成果を含めた話を聞かせてもらえるように努力をしてみたいと思うんです。

それで、今回私がごみのコスト削減にかかわって勉強させてもらったことの一つに、福山発電所とのRDFの供給及び処理委託に関する契約書と平成22年、23年、24年株主総会の議事録をいただきました。それで、私なりにちょっと関心を持った部分があるので、議事録なり契約書に基づいてお尋ねをしたいんですが。

これは平成23年度株主総会の議事録なんです、この中で、株主のどなたか名前は記載されておりませんが、総会の席で質問されております内容に、「会社が対処すべき課題と

して、平成31年度以降の事業延長のあり方及び社会情勢の変化に伴う事業運営への影響検討に取り組む説明があった」と。議事録にありません、説明は。どういう説明をされたかは記載がないんですが、株主から今のようなことが発言されて、「市町としても非常に關心を持っており、大変よいことだと思う。できれば年内には粗々の報告をお願いしたい」と、こういうふうに発言をされまして、その回答が、「リサイクル発電事業は7年経過しており、中間年として事業の検証を行い、見直しが必要なものは見直しをしていきたい。検討状況については、中間報告等の形で関係者に適宜、お知らせをする予定である。リサイクル発電事業の性格は十分認識しており、公平、経済性を重視し安定的な事業運営に努めていきたい」と、こういう回答をされとるんです。これは、23年6月8日のことなんです、株主総会。ここでこういう議論がされて中間報告の形で関係者には説明なり報告をするとなっているんですが、大竹市も株主であるので、その検討内容の報告なり説明は受けたんですか。

それで、この契約書を私も読ませてもらいました。契約書のこれはプリントしてあるページ数を言えば17ページに、契約の有効期間、契約の延長協議ということが規定されております。ここでは、「参画市町村と事業会社」、これはリサイクル発電所です。「双方が保有する施設について、本契約の有効期間満了後に」、平成31年ですね契約期間が満了するのは。「それぞれ十分な対応が認められると判断されるときは」、この契約書ですね、大竹市も結んでいる。「有効期間満了の3年前までに相手方に対し、本契約の延長について協議会において協議するものとする」と。「この場合において、双方の協議が整わない場合には、本契約は自動的に延長される」と。こういう契約になっています。ですから、平成31年までに6年あると思ったんじゃないかと思うんですね。有効期限はまさに市長が先般、説明されたように、市としては選択肢が3つあるが、どの3つのうちの方性を持つかということには鋭意検討すると、こうおっしゃっているんですが、その検討期間は余りないんです。方向性が決まったら施設もつくらにやいけんかもわからんしね。だから6年あるんだという余裕はない、この契約で行けば。協議が整わなければ自動的に、大竹市が何ぼ考えても方向性を持つにしても、どうにもならんということにもなりかねん契約よね。もし、このRDF処理の方式から身を引くとすれば、大変な負担を強いられると。この間、今大竹市が福山発電所処理から身を引くと、3億円ぐらい賠償金を払わにやいけんだろというような話もあったように思うんですが、そういったことにもなりかねんという契約ですよ。そこで、市としてこういう契約の内容を踏まえてどう対処するんかということが、まさに余り余裕がないんじゃないかと思うんです。そういったことで、ひとつ聞かせてもらいたいんです。

○議長（西川健三） 環境整備課長。

○環境整備課長（野田英之） 福山リサイクル発電の事業計画について、契約が延長することが決まったのかということの御質問かと思うんですが、平成23年度の福山リサイクル発電事業参画市町連絡協議会において、平成30年度以降の福山リサイクル発電事業について、何年の延長が可能なのかについて協議を始めました。5年延長と10年延長で比較検討し、10年延長の場合は基幹改良工事が必要となり多額の経費がかかります。5年延長であれば、

基幹改良工事が不用となり、現状のチップングフィーよりも低く設定できるものでコストメリットがあるというふうな、その時点での評価でありました。しかしこの試算は、あくまで現状の情報量をもとにしたものであり、今後の方針整理に当たっては、あらゆる角度からの検討が必要であり、平成28年度から正式協議に入りたいということになっております。

それと、2点目の契約が自動延長になるのではないかということの御質問ですが、契約書の31条3項に、事業会社と合意できる場合、一部の市町のみで延長できる規定がございます。いわゆる延長になった場合に、どの参画市町が31年以降も参画するのかというものを決定する必要があります。期間が28年にはその方向性を決めなければいけませんので、期間は本当に余裕がありません。広域のことでも早急に協議を始めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 非常に大事なところなんよね。それで契約書を見ても、RDFに関する福山リサイクル発電所との関係では議決が要るとされとるんよね、契約内容を見ると。議決という場合に、往々にして我々も今までそうしてきたんですが、衛生費の中のごみ処理に関する予算措置が議決されれば、予算が認められればこれで議決とこうなる。しかし今のような説明は一切ないでしょう。今たまたま私がお尋ねしたからそういう話をされたんですが、予算を決めるときにチップングフィーがどうなるこうなるというようなことを説明すべきだと思うんです。それで議会も含めて将来のごみ処理をどうしたらええかということ相まって考えるのが必要なんじゃないんかと思うんです。今後そうされますか。チップングフィーだって12月に大体決まったんでしょう。契約がことしになってる。説明する機会はあっても言わないんですから。聞かんのが悪いと言われりゃあそうかもわからんが、聞いても聞かんでも議決を要するというふうに契約書にうたわれとる以上は行政から説明するのが順序だし、議会に対する礼儀だと思うんです。そういったことで今後そうしてもらえますか。

○議長（西川健三） 都市環境部長。

○都市環境部長（長谷川寿男） チップングフィーが入札が行われて改定された時点におきましては、その情報につきましてはこれから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） この問題については、先ほど来ごみのコスト削減のために販売元とか製造元への働きかけをやるということを宿題として意思表示されたことを確認をしておきたいんですが。それと今のこの処理費の増減が、市にとっては非常に大きなコストの影響を受けるということですから、大いに議会でも議論をして将来のごみ処理に関する方向性を検討をして、より合理性のあるコストのかからない処理の方式を模索すべき時期だというふうに思っておりますので、あと6年あるとかいうのんびりしたことじゃないと思うんで、そこのところについては市長のほうから、先般の私の質問について、3つの選択肢のうちからいずれかを検討の上、選択することになるだろうという話がありましたが、時間

の問題ですね、これは今契約書で言いよる。6年先の話じゃない。3年以内にとまっておりますから、契約書には。そのことについてひとつコメントをもらいたいんです。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） ごみ処理をどういうふうにするかということは、もう近々の課題ということで担当部署で検討に入らせていただいているところでございます。まだ検討中ということで議会に御相談申し上げるところまでは行っておりません。

それから、販売者初め事業者のごみのことはどういうふうに依頼するのかということでございますが、当市ではこれから、事業系のごみについてはきちっと処理代を払っていただくような処理の仕方、事業者は事業者でもって責任を持って一般廃棄物の処理をしてくださいということのお願いは確実にやっていくようにしてまいりたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） それでは、2つ目のテーマに移らせてもらいます。

登壇して基本的なことについてはお尋ねをして回答をもらったんですが、その中でいわゆる老朽化という場合、また耐震性に欠けるという場合、それぞれの目安といいますか基準めいたものがあると思うんです。そこがどうもいまいち私にははっきりせんのです。例えば橋梁については、市町村道については余りその基準が明確でないような話を今、部長がされました。震度6じゃろうが7じゃろうがそれは関係なしに使える間だけは使うんだというふうにも聞こえるんですね。

それで、往々にして大竹市の担当の皆さんを責めるわけじゃないが、こういう報道もあるんです。せんだって、笹子トンネルが、これは国が管理するトンネルなんですが、このトンネルが崩落して9人の犠牲者を出した。そのことに関連をして692の市区町村の6割に当たる402が昨年12月の中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故前に一度もトンネルを点検していなかったことが、国土交通省の調査でわかったと。これは実態だと思うんです。下手に手をかけると、やれ修理せにやいけんとか補強工事やらにやいけんとかいう財政が伴うから、なかなかそこに踏み切れんという悩みを持ちながら、市町村の段階では。気にはなりながらも事業には手をつけにくいという姿がここにも示されと思うんです。そういったことを踏まえて、私は担当課からもらいました長寿命化調査結果に基づいて、恵川と能保里橋の調査についての詳しい報告書を読ませてもらいました。この中では、橋桁なんかに使われとる鉄骨がコンクリートが剥げて中が見えるようになってるとか、床版がでこぼこで過重な車両が通行すると危険が伴うんじゃないかとかいうようなことを想像させる記述が随分あります、恵川橋にしても能保里橋にしても。目視にせよそういうことまで報告をされたり、実際問題として橋が傷んでいるということで今年度、さらなる調査をしてどうするかということをもた25年度中に結論を出すということなんですがね。これは震度5が来ようが6が来ようが関係なしにそういうことをやるということになりゃあ、地震が来て橋が落ちて犠牲者を出したということにもつながりかねん問題じゃないかと思うんよね、私は。そりゃあ来るとも限らんし来ないとも限らんわけですが、天災は。しかし、供用開始以後、50年、60年たったものについては、事前に安心できる手当てを加える

というのが、私はまた一面、行政側の責任だと思うんです。それこそが安心安全のまちづくりの基本だと思うんですが、余りにも何かのんびりしとる。従来型の手当ての手法にしか思えんのですが、そこはどうなんですか。これは橋梁だけじゃありません。公共下水も上水もそれから教育社会施設もそうなんよね。震度5とか6とかおっしやったように思いますが、そうであれば、安心できる対応を優先的に位置づけて取り組むのが責任ある対応じゃないかというふうに思うんですが。今まで落ちてからやりよったのを落ちる前に調査するんじゃないかえ、一步前進よのという言い方もあるかもわからんが、それだけじゃあ不安が残るでしょう。ましてや公共下水が使えんようになって、どうしますか、トイレが使えんようになったら。水が飲めんようになったらどうしますか。想像しただけでもあれでしょう。だから、今までのような従来型の対応ではなくて、老朽化している耐震性に欠けるという部分については、一定のテンポを持って安心できる取り組みをするというのが私は今求められとると思うんです。25年度はまだ調査の段階ですから、事業をやるかどうかはわからんので。特に公共下水や上水については、もう今の財政規模から言えばそんなに一気にではできかねる事情もあるとすれば、大竹市全体としてどうするかということも議論をされて、その対応策を示してもらいたいと思うんですが、どなたかそれぞれの担当のほうからひとつコメントをください。

○議長（西川健三） 副市長。

○副市長（大原 豊） 道路、施設含めて全般のことになりますが、まさに議員さんがおっしゃるとおりテンポを持ってしたいと思います。

ただ、財源が限られております。ということで、調査をすることによって優先度を決め、そして限られた財源の中で順次やっていくという、その方法しかないと思っております。第一歩が調査をし、橋梁、道路あるいは社会教育施設におきましても、限られた財源の中で優先順位を決めてテンポを持ってやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） きのう、あそこのなみだ橋に行ってみました。10年前にも行ったんですが。私みたいな素人が行ってただけでどうだこうだというのは失礼なことかもわからんが、あれは地震が4とか5とか来て、コンクリートの落下でもあって線路の上に落ちとったと。電車が乗り上げて転覆したと、いう事故にもつながりかねない橋よね。これは順位から言えば6番ですか。AとかBとかのランクづけで。建設部長、そうなっとりましたよね。危険度1ランク下、なみだ橋。こういうようなものでも事故が起きたらあれこれあるかもわからんが、起きる前に何とかならんのかという心配を、私はきのう行って改めてまた感じたんです。これも耐震性から言うたらようわからんような基準があるようですが、こういうようなものをひとつね、地元の人もいろいろ言っておられましたよ。「あれはもう随分古い橋で、どうなるんか、わしらも気にはなっとるんじやが」という話をしておられましたが、まさにそういう心配を持ちながら利用しとる方もおられるということで、対応策については一定のテンポと必要な財源措置が要ると思うんです。

それで、財源の問題ですが、私はあえていろいろ今までヒアリングその他で、職員の皆

さんと議論をしたり意見交換をした経過があるんですが、上下水道にしても道路橋梁にしても社会教育施設にしても、テンポから言うたら26年、27年調査が終われば、どっかからやらにやいけんことになるでしょう。これが、時がたてばたつほど時期的には集中せざるを得んということになりかねん問題よね。それでも新規事業優先で行けば、財源的にはそりゃあ5年も10年も先になりますよという話になりかねん。そうであれば、私は減災防災基金でも創設をして、財源的にも必要な時期に必要な対応ができるような準備をすべきではないかというふうにも思うんですが、この私の考えは、そうまでせんでも年度ごとのやりくりで間に合うというふうにおっしゃるかもわかりませんが、この基金制度創設についてどう思われますか。財政課長なり市長なりコメントをもらいたいです。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、御指摘のように、大竹市全ての公共施設が老朽化して更新の時期が目の前に来ております。そういうことで、教育施設、道路それから下水上水、工水も含めて全ての公共施設にどれだけの資金需要がかかってくるかということを計算するように、今、担当部署でそれぞれ積み上げをしております。

そして、これを長期にわたってどのように維持運営をしていくかという計画を確実に立てて、その中で今から物事を進めてまいるということでございます。そういうことで、財政計画をきちっと立てるということでございます。今、新規事業にばかり目が向いて、こういうことはやらないということじゃなしに、新規事業を含めてトータルでいいまちをつくって、それを維持していくためにどうするかを、トータルで考えているところでございます。新規事業、新規事業を言われましても、もう新規の事業じゃなくて30年前に決まった古い事業でございます。そのことを解決しているだけのことで、どうか御理解をいただきたいと思います。

それと、橋の件にいたしましてもそうでございますが、優先度ナンバーワンが恵川橋、先ほどお話がありましたなみだ橋にしても大変優先度が高い。でも現実にはどうやってそれを解決していくかということにつきましては、まず第一の暗礁にぶち当たっているような次第でございます。恵川橋をどのようにして直していくのか。補修していくのか新たに橋をつくっていくのか。そのことにつきましては大変大きな問題で、玖波のまちそのものの構造を変えてしまうような大きな話になってしまいます。そういう意味で、各論になってまいりますと、教育施設もそうでございますが、どこの公民館を廃止しますというような各論になってきますと、大変な議論になってまいります。そういうことを、確実に一歩一歩前進していくために、今から計画を立てますので、各論になったときに議員の皆様方、どうかお力添えをいただきたいというふうに思います。もう目の前に迫っております。お力添え、よろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 12月議会で市長の説明の中で、社会教育施設については社会教育施設等の再編基本方針、この冊子のことだと思うんです。これに基づいて、毎年約2億2,000万円から3億4,000万円程度、一般財源が必要となるだろうと。事業費については、そういう財源を手当てをするように考えざるを得ないと、更新費用がその規模のものになると

想定していると、こういう説明をもらったんですが。

それで、さっきの話と関連するんですが、減災防災それにもっと説明を加えれば、老朽化施設、耐震性に欠ける施設への対応のための基金制度を創設したらどうかということについて、私は必要なんじゃないかと思うんです。上下水道についても、全部が国の補助がもらえるわけじゃありませんから。ましてや企業会計だから、受益者負担で必要な費用を料金値上げで賄えというわけにもいかない悩みがあるわけですから。

しかし、施設の更新なり施設の整備なりについては、一番大事な部分ですよ。それは管にしても老朽化とか耐震性にかけるということで総延長の1割程度しかそれがやられてないという実態ですから。しかも、戦時中の海軍使用の施設を使っているということから考えても、上水施設についても更新なり必要だと。公共下水についても、ほとんどが阪神大震災以前の施設ですから。これも大変な費用を要すると。毎年度の事業規模というのは3億程度でしょう。だからそんな枠内じゃどうにもならんよね。ということで、私はあえて言ってるんですが、再度そのところひとつ聞かせてください。

○議長（西川健三） 企画財政課長。

○企画財政課長（政岡 修） 減災防災の基金という言い方がございますが、特定目的基金ということになるかと思いますが、その目的は、財源と事業費の年度間の調整をするという場合に基金を造成するということがございます。巨額な建物を建てるときに、前もって幾らかのお金をためておくということ、そういう使い方が一つあります。お金が先に入ってきて後の事業費を安定的にしようと。これは再編交付金を使いましてソフト事業の基金を使う、というのはまさにお金を先にためておきまして後年度の事業を継続して行うということがございます。

このたびの社会教育施設、橋梁、道路等につきましては、先ほど副市長が申し上げました「テンポよく」という形で、これは必然のことでございます。テンポよくスタートしまして継続的に事業を行うということとなりますと、今から基金をためてお金がたまったら事業を行いますというよりも、もう一つ同じ年度間の調整という機能、起債、地方債を発行してその後年度に使用する者が使用するだけ負担をします。この方法のほうが、ずっと適切なような感じが現在、しております。基金を否定するわけではございませんが、地方債ということで対応できたらというふうに考えております。

なお、社会教育施設の場合には、特に国等の財源が現在のところございません。これにつきましては、全国を挙げて、そういう社会教育施設について老朽化が進んでるということは共通認識でございますので、これについての国土強靱化における補助金の新設等は、積極的に働きかけていきたい。有利な財源を模索しながら、地方債でもって使用する者が使用するときに負担をするという形で考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 今まで聞いた課長の持論を改めて聞かせてもらったんですが、しかし私は、現役の者が使って、その施設がまた将来の孫や子供が使うんだから起債でやりゃあええと、というようなもんじゃないような気がしますね。現在生きている者が犠牲を受ける危険性があるものをどうするかというのが出発点ですから。一般論で言えば、現役も孫

や子供も使えるという施設には違いないから。そんなことを言いよったんじゃない、従来と同じような手法で、金が何とかかなりやあやりますよという言い方にしか聞こえんのじゃけどね。これだけで時間をとるわけにいかないので、そこはもう重々考えてもらいたいと思うんですが。

それで、次の話に移る前に一言、市長にお尋ねするんですが、社会教育施設等については、土地を買うにしても建物をつくるにしても、国の補助がほとんどないというふうに聞いてとるんで、そのことに関して入山市長は、いつの時期か上京された際に、関係省庁に要望をされたとか、陳情されたとかいうことを聞くんですが、これは全国市長会その他で、大きな共通問題ですね。どんな様子ですか、国のほうの反応は。市長の経験を踏まえてひとつその辺の話を聞かせてもらいたいんですが。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 要望に、中央官庁に参りますけど、それはどうしてもお会いできる方は限定をされます。その中で、地方の窮状を訴えるわけでございますので、その方が理解をしてくださって、すぐに大きく国の中で影響力があっているいろんな形で波及するというのは、すぐには大変難しいというふうに感じております。

でも、力があつた官僚の方は、すぐにいろんな部署にも問い合わせをし問題を幅広く伝えてくださる活動をしてくださいますので、やがてはそういうことが実を結んでくるようになってくよいかというふうには思います。そういう意味で、地方の出先機関また国の中央官庁に行くときも、小さいまちでございしますが、問題点について逐一お願いをし要望し、問題を共有するということに努めさせていただいております。なかなか国の制度を変えていくことというのは大変なことではございますが、小さなまちの一市長でございしますが、そういうことは挑戦をし続けてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（西川健三） 総務企画部長。

○総務企画部長（太田勲男） 事務的な補足をさせていただきます。

現在、広島県市長会のほうに、社会教育施設や文化施設等の建てかえ大規模改修に係る補助制度の創出について提案しております。春の市長会議で審議され採択されれば、広島県市長会として、国に要望。またそれが上部団体、中国市長会議になれば、中国市長会として国に要望いたします。またこれが全国で統一的なものとなれば、全国を通じてまた国のほうに要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 時間が余らないので、最後の問題に移りたいと思うんですが、先ほど私の受けとめた理解では、結局24年度は特別養護老人ホームの施設はできずに、29床を予定した介護認定者のサービスはできなかったということよね。ショートステイについても同じことになるね。だから第一年度の第5期介護保険事業計画は、1年目で言葉は悪いが頓挫したわけよね。そういうことでしょう。それで、24時間随時介護看護の事業所も、今のところまだ決まってない。こういうことよね。だから24年度は事実上、初年度で計画は

実現、実施できなかったということで、できれば25年度から早い時期に実施できるように取り組むと、こういう話よね。

それで、25年度に向けての取り組みの積極性といえますか。もう少し現実味のある話を聞きたいんですが。もう一回そのところをちょっと、詳しく言ってもらえますか。ショートステイにしても24時間体制における看護介護のサービスにしても、29床の特別養護老人施設についても。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 第5期計画の中の24年度の内容なんですが、小規模特別養護老人ホーム、これは先ほど市長のほうで申し上げましたとおり3月の中旬には着工される運びになっております。どっちみち工事の期間等ありますから、25年度に入りまして10月1日に開設、オープンを目指して、今進めていかれているはずです。

それと、24時間の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の関係なんですが、2月号の広報の中に、公募参加事前申請書、だからことしの24年度と同様の条件のもとで、できれば25年度以降やっていただけないですか。国のほうの補助金がありますから、そういった感じで応募できませんかということ、事業者のほうを募った場合、本日、1社ほど応募してくれるという返事のほうをいただきました。だから、25年度に入りまして、事務的なこともあります、中ごろくらいからは多分、対応できるんじゃないかと思います。そうしたことに基きまして、第5期の計画が地域密着型が充実しますし、またそれなりのサービスの提供のほうもできるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 応募者があったということは、24時間体制の大きな前進だと思うんですが、これは実施が4月1日からになるのか今月の半ばからになるのかわかりませんが。

それで、介護認定者数はどのような数字になっておりますか、今。これはまだ3カ月に1回か、認定が必要な人の審議会なり検討会が開かれるんでしょうが、今現在、何人になってるんですか、介護認定者数。

それから、介護要支援1、2、要介護1から5までの皆さんで、ヘルパーのサービス時間を短縮されましたよね。それに伴ういろいろな苦情というようなことは出ておりませんか。作業をしてもらう給付を受ける側からすれば、たとえ3分でも5分でも訪問された方との話の時間も大きな給付の内容だと、介護の内容だとおっしゃる人が多いんです。15分も短縮されると話すも何もない。ばたばた片づけをされて次の訪問先へ行かにゃあいけんようなことで、時間的な問題も一つはあるように聞くんですが、そういうことは担当課のほうへは耳に入っとらんですか。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 初めの質問の認定者の数なんですが、今現在が平成23年度で1,409人ほどになっております。参考までに、大竹市は認定の数が県下で低いということで、割と元気な方がおられることが私の頭の中にしっかりと入っております。

それと、ヘルパーさんの時間が60分から45分に短縮されたことに対しまして、苦情的な面が入ってないかということなんですが、平成24年度初めに、介護支援専門員や訪問介護

員を交えた意見交換の席で、計画作成やサービス提供に当たって工夫が必要になったという声は聞いたことがあります、工夫をされてから努力をしているということで、苦情のほうは今のところは聞いてない。

また、あるスタッフからは、これまで60分のサービスを1回提供していたところ、45分のサービスを2回提供することができるようになって、逆にきめ細かなサービスが提供できると、制度の改正を歓迎するという声のほうも聞いております。

以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） これは第5期5カ年計画というのは、3年間の期間を設けとるんですが、高齢化が進むということはどこの市町も共通するんですが、ただ必要とされる施設、性格上は3つのタイプに分けられると思うんですが、大竹市の場合は充足しとるということになりますか。この計画で見れば、そういうふうなことに見えるんですが。将来的に早い時期に、「これは3年を経過せにゃあ、そういうことは考えんよ」ということではなくて、常にこれは検討課題として日常的な問題だと思いうんですが、大竹市の場合、関連施設はもう充足をしていると、特別に増設の必要はないというふうなことになりますか。

○議長（西川健三） 保健介護課長。

○保健介護課長（山本八州宏） 大竹市のほうも、3施設を国の基準の参酌標準にのっとりまして37%の基準内で持っていこうとしております。現在のところ、確かに特養なんかは待ちの人がおりますが、その不足部分は共助とか公助とかああいったことで現在、盛んに叫ばれております地域包括ケアシステム、地域の中を皆が一緒になって助けていこうといった精神のもとで進めるべく施設のほうもカバーしながら対応していかざるを得んかなという感じがしております。当然のことながら施設の整備はイコール保険料ということも関係しますから、そこら辺も見ながらまた皆さん方の声を聞きながら、場合によっては37%もまた考えていかないとはいけんかなと思っております。以上です。

○議長（西川健三） 山本議員。

○16番（山本孝三） 最後の質問になりますが、これは市長にお伺いするんですが、大願寺の造成地が処分された際に、あそこに今、子育て支援施設とか老人福祉施設をつくるというのが大きな採用要素として説明されたんですが、ここのことについてはその後、何か具体的な協議なり、また市のほうから世間に対して、活用についての提示なり協議なりされた経緯がありますか。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） あそこを売るときに業者をお願いしたのは、優良な宅地をつくってくださいということ、そのことをお願いしたわけでございます。提案いただきました「あわせていろいろな福祉施設等について考えます」という提案をいただいたことについては、大変ありがたく受けとめますということでございます。

今、いろいろな情報は得ておりますが、まだ具体的な協議には入っておりません。

○16番（山本孝三） 終わります。

○議長（西川健三） 続いて、2番、大井 渉議員。

〔2番 大井 渉議員 登壇〕

○2番（大井 渉） 2月28日から会派が変わりまして、私と藤井議員さんで新しい会派、市民の味方を立ち上げさせていただきましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。きょうは、大願寺地区土地売り払いに対する住民監査請求棄却の理由についての御質問を黒田代表監査委員さんに御足労いただきて御答弁いただくということで御通知を申し上げておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

監査委員さんは、地方自治法上第195条から201条までうたっております。その中で196条「監査委員は普通地方公共団体の長、要するに市長が議会の同意を得て人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。」と、選任方法はなっております。人格が高潔とは、「人柄が立派で利欲のために心を動かすことがない」というふうに辞書には載っております。また、198条の3、「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正普偏の態度を保持して、監査をしなければならない。」と。黒田さんも立派な監査委員だと思っております。ぜひ、真摯なお答えをよろしくお願ひしたいと思ひます。

本議会の冒頭にも市長からも挨拶がありましたように、私を含めて議員5名の住民監査請求を行いました。その後は訴訟でございますので、その後は司法の場で争うことになろうと思ひますので、そのことについては聞くことは一切ありません。あくまでも監査委員さんとして公文書でいただいたこの内容について、今回はわからないところをお聞きしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。地方自治法121条に基づいて、きょうは御出席をいただきておりますし、また同法242条での質問をさせていただきます。やっぱり住民監査請求あるいは訴訟、こういうものは誰もしたくはないと思ひます。私もはっきり言って非常に迷いましたし、人を訴えるということは自分も苦しい立場であります。ですけど、市議会議員として皆さんに推されて、そして自分がお約束したことを信念を持って覚悟を持ってやり通すために、いろいろ市長初め執行部の方とは、昨年の9月の定例議会で日域議員からも質問がありましたし、それから10月の決算委員会、2時間半程度この問題についてはやりました。なかなかかみ合いませんでした。で、いろいろその後も勉強させていただきました。そういう形を取らざるを得ないという非常に私も残念な立場でございます。

大願寺地区の土地売り払いにつきましては、市長初め諸先輩の議員あるいは同僚の議員さんを初め職員の方々、それから長年の懸案事項でございますし、市民の方々の関心は今でも非常に高いと思っております。議員個人の皆さんのニュースや会派でのニュースも発行され、市民の人へのいろいろな情報が開示されることは非常に喜ばしいことだと思っております。中には反対した議員は、対案を示せというような内容もございましたけど、私は対案ははっきり申し上げると思ひます。宅地売却につきましては、一切反対しとるつもりはございませんし、宅地売却はいいということを申しております。ここで明確に申し上げておきます。早期に完売され新しいまちができ、小方学園の子供たちが安心して通学できることを期待しとる一人でございますので、お間違いがないようお願いを申し上げます。

先ほども申し上げましたけど、住民監査請求には私も名を連ねさせていただきました。

平成23年の12月議会のときに、こんな価格で売ると市民に説明がつかないという理由で反対をいたしました。しかしその後、市民の方からの意見として、「法律に違反しているのではないか」という御指摘等がございました。私の同級生の弁護士がおります。いろいろな弁護士数名とも御相談をしました。勉強もさせていただきました。

地方自治法というのはもちろん御存じだと思いますけど、地方公共団体の運営上、一番重要な法律でございますので、私から見れば、これを見落とされていたのかまたは御存じであったのか、その辺がわかりません。市の条例で行われたということは定かであります。

この法律の第2節の中の権限の中に、96条にこのように記述されております。「地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」もう一度言いますけど、「議会は議決しなければならない」と書いてあるわけです。15項目までございます。まず1番目には、「条例を設け又は改廃すること。」2番目には、「予算を定めること。」等々、15項目ございます。これは議会の議決をしなければならないと書いてあるわけです。「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」と96条1項6号にこう書いてあるわけでございます。どういう意味かは御存じだと思いますが、適正な対価なくして財産を譲渡すると。こういう場合には議会の議決が必要であるという意味は、おわかりだと思います。では、「適正な対価」とは何なのか。「議会は議決しなければならない」この法律でこういうふうにうたっております。棄却内容がよくわかりません。

十

また、地方自治法の第237条、財産の管理及び処分の2項には、「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」と。要はこの条項では表現を変えて、「議決がなければ譲渡してはならない」と。再度強く、2つの条項で求めているわけでございます。

平成23年の12月議会の議案第68号でございますが、これ、どこにも適正な対価によらないものだ、初めから適正な対価で売却するんじゃないやありませんよという議案はありません。私も県の人を何人も知っておりますし、来られることもあります。県の職員の方や近隣の市町の方にも聞きました。「議案がないのに議決ができるわけないでしょう」と一蹴されました。当然だと思っております。

議員の方々の中には、「丁寧に説明されたので理解できた」と言われる方もいらっしゃいます。私が問題にしてるのは、100時間説明されようが1時間しか説明すまいが、議案がない議決などにはあり得ないということでございます。「学校ができるんだからいいじゃないか。何回公募しても売れなかったんだから、今、家が建ち始めたんだからいいではないか。何であなた方は反対するのか」という人もいることは知っておりますが、法治国家でございますので、我々議員は、法律や条例、規約、規則に基づいて正確な判断をしなければなりません。

以前、市長の答弁にございました。「鑑定評価では売れない。売れる値段こそが適正な

価格だ。職員から、そんなことをしたら訴えられますよと忠告を受けた」と。しかし市長は、「腹をかける」と言われました。かけられる。じゃあ私も腹をかけましょうと。私も覚悟を決めましょうということで住民監査請求を起こしました。適正な対価によるものというものであれば、その判断根拠もお示しいただきたいと思います。

以上、壇上での質問は終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） それでは、大井議員の御質問にお答えします。

大願寺地区土地売り払いに対する住民監査請求棄却の理由を問うについてでございますが、当該住民監査請求は、平成24年12月4日に住民15名の方により行われたもので、受付日の翌日から60日以内の1月28日に、請求人である住民の15人の方に対し、監査の結果について通知をするとともに公表を行っております。

請求人におきましては、監査委員の結果に不服があるときは、裁判所に対し結果通知があった日から30日以内に訴訟を提起することができることとなっておりますが、新聞等によりますと、平成25年2月26日に住民監査請求を行った15名の方のうち10名により住民訴訟が提起されたとの報道がなされております。

御質問につきましては、平成25年1月28日に通知及び公表いたしました住民監査請求の監査結果のとおりでございます。

なお、今回の件につきましては、裁判に影響を及ぼす恐れがございますので、この場ではなくて法廷においてただしていくことになろうかと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、大井議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） 訴訟は訴訟です。私が事前通告したのは、公文書でこれをいただいとるわけですから、これについて御質問をさせていただきますということを事前通告しとるわけです。裁判のことについては一切聞く気もありませんし問うつもりもございません。公文書として出しておられるわけですね、これを。これは、監査委員の判断というようなことが最後のほうにも書いてあります。結論も書いてあります。それから事情聴取されたとも書いてあります。こういうところ、ですから、これが適正な価格であったのかどうなのか。それは、この監査委員の判断について一つもわからない。私もわからなければ弁護士さんもわからない。だから法廷がどうのという話じゃないわけです、これは。あくまでもこの公文書、あなたと寺岡監査委員さんが両名が公印を押して出されたこの書面について、私はお聞きしとるわけです。だから裁判に影響するとかという、そういう話じゃないと思うんですが。引き続き聞かせていただきます。

特に、終わりから2ページ目。これをざっと監査委員の判断についてということを読めば、実際は、議案は出ておりませんよと。7億1,300万円というのが適正な価格だということは、あらかじめわかりましたよね。詳しく申し上げます。時系列的に申し上げます。この中で全然、初めてだという方もいらっしゃると思いますので、管理職の方もいらっしゃる

すので。わずか1カ月半のことですこれは。1カ月半で、この事案は終わっとることなんです。当然、最初の売り出しから言えば違いますよ。最初は、平成20年10月から売り出したわけですけど。今回につきましては、22年9月と今回がプロポーザル方式で公募されたわけですけど。

今回につきましては、鑑定評価については広島市中区の本川町の株式会社田原総合鑑定所に依頼をされたわけです。価格時点は23年10月1日。鑑定評価を行った日付は平成23年10月28日。鑑定評価額は7億1,300万円で1平米当たり1万1,500円。3.3平米、1坪当たり3万8,000円で面積は6万2,043平米、直接比準価格と開発法で算定をされておるわけです。これは、鑑定書の中に、「資産価格の信頼性などの度合いを判断し、大竹市及び近隣地域における要因並びにその変化における需要動向、将来性も考えたこの需要動向、あるいは本件の依頼目的などを勘案した上で調整を行い、対象不動産価格を決定いたしました。さらに地域要因の変化、需要動向、単価と総額、市場性との関連性の適宜の検討検証を加えた結果、これを適正妥当だと認めたので鑑定評価額と決定した。以上のとおり、謹んで鑑定評価をいたしました」と。23年10月31日、大竹市に提出されとるわけです。これからが始まりなんです、要するに。

鑑定評価の原本がここに 있습니다。これも全部、今までの中、1カ月半の中に出していただければよかったんですが、出していただけなかったから、次に情報公開条例に基づいてですね。こういうものを全て出していただければ、ちゃんと議論ができたと思うし審議もできたと思うし、いろいろな指摘もされたと思うんですが、とにかく出されない。出していただけない。で、後からいろいろなものを情報開示したら、これが出てきました。この中にそう書いてあります。

そして、31日に出されて4日後の11月4日9時から9時40分まで不動産評価審議会を開催しております。会長は大原副市長で委員は総数10名です。説明員は監理課で事務局は企画財政課、全会一致で7億1,300万円の鑑定評価は「異議なし」と、これもここに情報公開で出ております。いろいろな方がいろいろな発言をしておられます。いいことも言っておられます。ちゃんとわかっておられるんだなと思うこともあります。

例えば、審議委員さんということですから副市長以下、部長、課長、関係の方々、名前を全部書いてありますが、どなたが言われたのかわかりませんが、「本審議会は、不動産の適正な評価をすることが目的であって、売買成立の結果まで求められているものではない。それに市にとっては高く売れたほうがいいのは言うまでもない」それから、「前は、平成20年度に徴した鑑定評価額をもとに地価の下落率から時点修正を行って算出している。今回の開発法では、三井社宅跡地の販売価格も考慮されているので現実的な価格であると考えている。開発法では、販売価格がどれくらい見込んでいるのか」「坪14万円である」と。「平成20年度に鑑定した分は坪20万円台である」と。6万円下げとるわけですね、要するに。で、「三井社宅の跡地はおおむね18万円なんだから」と、こういう議論も交わされております。だから、売れなかったらどうするのかと言ったら、さっきのようにここの審議会は、あくまでも田原総合不動産鑑定所が出したものが評価として正しいのかどうかという非常に大事な審議会です、これは。これ11月4日にやっとなるんです

よ。

それから、その5日後11月9日、公募広告をしとるわけです。25日までが締め切りでございます。この間に、日付は11月18日ですけど、市長が予定価格調書を書いておられます。これも持っております。市長の手書きの予定価格調書です。（最低価格）と書いてあります。3億3,777万8,342円、1平米当たり5,448円、認め印は塗りつぶされています。当然、これも情報公開条例に基づいて開示されたものです。

それから、締め切りが25日です。25日から4日後の11月29日にプレゼンテーションがあったわけです。これはエポックワン有限会社とアオイ不動産有限会社の関係者3名が来庁され、4階の第2会議室、10時55分から12時まで説明を受けておられます。そして11月29日の同じ日に午後3時半から4時55分まで、4階の第2会議室、同じ部屋で、大竹市大願寺地区造成土地売却事業実施者選定委員会を、委員長大原副市長ほか総数11名で開催し、2社1グループで決定という運びになっております。これで1カ月がたちました。

12月5日に仮契約を市は行っております。12月8日に議員全員協議会。この監査結果の中にも12月8日のことが書いてありましたけど、この議員全員協議会の開催のことが書いてあります。そして、12月12日、本会議で議案が上程されました。これが先ほど申しました議案第68号です。午後に生活環境委員会がございまして、3日後の15日に本会議で可決・承認されたということでございます。

ですから、10月31日ですから11月1日から初めとしたら、1カ月半でこの事案は可決・承認されたということなんですが、この1カ月半の間が、私は問題だということを御指摘しとるわけであって、その議案が出てないじゃないですか。でも、監査委員さんは書いておられるんですよ、ここに。「加えて、本会議における質疑及び活発な討論がなされ、議決されたと判断する、実質的には」と。いろいろな議論・討論の中で、議案はないけど議決されたとみなしますよと。そんなものは日本中の自治体に行って調べてください。議案がないのに議決はできません。委員長や議長さんが一つの議案に対して、「第何号議案についてお諮りします。質疑はありませんか」と、「質疑なしと認めます」と。「討論はありませんか」と「討論なしと認めます」「採決に入ります」と、一つずつ、これが議案ですよ。これみなし議案ですよ。これ弁護士さんに聞いてもわからない。ぜひ、きょう聞いてほしいと。住民監査請求を出すときですよ。ここまでは、黒田委員さんも自分で書かれた責任がとおりでしょうから。

それから、一番最後のページです。12月6日に受理、不受理及び実施計画の検討、12月10日に顧問弁護士に法的根拠について相談。受理と決定と。それからいろいろな方を事情聴取して聞かれとると。

ここで私が一つ問題にしたいのは、市長は、昨年12月の一般質問それから10月の決算委員会等で、顧問弁護士に相談したから、ちゃんと顧問弁護士に相談されたと言われたわけです。この顧問弁護士というのは同じ方ですよ。同じ顧問弁護士に相談されたら、同じ答えが返ってくるのはわかってますよね、これは。これもいかなもんかなと私は思うんですが。今のことを踏まえて、ぜひ御答弁をお願いいたします。

○議長（西川健三） 監査委員。

○監査委員（黒田孝士） 適正な対価の判断につきましてですが、住民監査請求には、地方自治法237条2項の議決があったというためには、当該譲渡等の適正な対価によらないものであることを前提として審議された上で、当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がされたことを要するとして、最高裁判所平成17年11月17日の判決を例として挙げております。この部分が争点になっていると判断して、監査結果としては、この部分に対して過去の経緯等や平成23年12月12日の委員会の中での審議されている内容に基づいて、結論を導いたものであり、適正な対価が幾らということについては触れておりません。

以上でございます。

○議長（西川健三） 大井議員。

○2番（大井 渉） ですからその適正な対価を触れていただかないとわからないというのを、私は何度も申し上げとるわけです。

適正な対価ということが、今一番問題になっとるわけです、要するに。適正な対価で売られとったら、あるいは時点修正で5%とか7%とか、そりゃあ土地の下落はありますので、10億5,000万円という20年にとられた鑑定評価がありますよね。それから、23年にとったら7億1,300万円というので、もう3億円以上地価が下落しとるわけですから。だからあくまでも直近にとられた10月31日、この売却するときにとられた7億1,300万円というのが、市の不動産評価審議会で、「適正だ」と、全会一致でやっとなんですよ、これ。だから7億1,300万円が適正なわけでしょう、要するに。私はそこを聞いとるんです。7億1,300万円が適正であるのなら、7億1,300万円で売られるのなら、何ら住民監査請求もなかったと思います。もう少し譲歩して言うのなら、7億1,300万円では売れないんだと、だから全て開発法、ありますね、この売り方が。売却方法が開発法とか直接比準価格とかいろいろなあれがあるんですが、全て開発法でやっとなんとしても、これ9,590円かかるとるわけですよ。直接比準価格でやれば1万6,000円かかるとるわけです。その安いほうを7割見とられるわけですよ。高い1万6,000円のほうは3割しか見とってないわけです。100歩譲って、じゃあ安い土地開発法で全額売ったとしても、3万円超えるんですよ、坪当たり。それが、そうなりますと当然、1万8,000坪ぐらいあるわけですから、もう1億8,000万円以上、2億円以上高くなるわけですから、5億5,000万円とかそういう金額になるんです、仮に100歩譲ったとしても。

でも、不動産鑑定士さんのほうでは、それは100%開発法ではまずいですよと、だから7対3の割合にしますよと、安いほうを7割とって高いほうは3割しかとらなかった。それが、一番適正な不動産鑑定士としての評価であると。それを先ほどから何回も私は言うんですけど、不動産評価審議会が、「これは適正である」と認めたものが、何で半額以下の3億三千何ぼになるのか。これは適正でなかったら、必ず議会の議決を経なきゃならないとなっているわけです。先ほど申しあげましたように、議案となれば、ここで議案第何号、堂々と書いてなければいけない。それが今回抜けとるんじゃないかということ、私らは御指摘しとるわけです。そういうものを抜かして物事を進められることはよくありませんねと、ちゃんと説明してほしいですねと。

それから、誰かの質問に答えておりましたけど、職員との信頼関係というようなことも

ありました。この中をいろいろ情報開示で調べてみましたが、職員の方もちゃんと会議で言っておられるわけですが、この中にもこういうことも言われとるんです。これもちよっと今のこととは違うんですが。これは土地売払い事業実施者選定委員会、29日の3時半から行っているんです。エポックワンとアオイ不動産に決めたこの議事録ですけど、委員から、委員というのはどの職員か管理職かわかりませんが、「市に幾つかの要望が出ており、老人施設についても、こちらが29床なら構わないと言っても」もう市のほうが28床ならもう認めてあげますよと言っても、「80床で提案されるし、保育所も認可が必要になる」というような議論もされとるわけです。特にあそこで、ここで3ページ物ですけど、この中に議論されとるのは、あそこに何も書いてないということは、本当にプロポーザルの中で福祉施設用地というのは書いてありますけど、要するに80人収容のそういう施設をつくりたいとか保育所をつくりたいとか、それが全く書いてないというのは福祉計画ができてないと、そういう言い回しで我々には反対されましたけど、だから書けなかったんだということを言っておられますけど、だけど、そういうことも全部オープンにしていたきたかった。そうすれば、それから、今のように適正な価格でないということになれば、じゃあこの適正な価格で売れない、開発法を100%用いてもこれでも高過ぎるから、応募者がいない。だから学校もできるし、もうずっと寝かしとって利息ばかり払うんだから、安くするためにはこういう理由で、例えば4億円から始めたいとかそういう議案を出されなかったということを、我々は問題にしとるわけです。「じゃあ最低価格を言ってください」と言われても、最低価格も公表されないんです。これも問題だと思うんです。

+

+

9日から公募されたんですが、9日の時点では、最低売却価格、予定価格、価格は決まってないんです。こういう一連のものについて、今私がいろいろ言いました、この議事録を含めまして、こういうものは精査されましたか。精査されましたか、それとも全くこれは知らないのか、知らずにこういう回答書を出されたのか。それともこういう全てのものを見られた上で、こういう回答書を出されたのか御答弁をお願いします。

○議長（西川健三） 監査委員。

○監査委員（黒田孝士） 本件は、条例第3条の規定によって議案を上程されております。本件の土地の過去の売却の経緯とか、議員全員協議会での予定価格設定の説明とか、それから申込者の土地購入コンセプトや価格についての説明がされていることで、適正な対価によらない前提がつけられていると判断しており、生活環境委員会での審査の内容から、低価格で売却する必要性、妥当性を審議されたと判断いたしましたので、議案に地方自治法第237条第2項の規定の記載がなくても、地方自治法第237条第2項の議決があったと判断をしたということでございます。

以上でございます。

○2番（大井 渉） これはまた、次のステージでお話ししなきゃならないと思いますが、今の精査をされたかされなかったかということについては御答弁いただいておりますので、それはちゃんとお答えいただきたいと思います。

それから、先ほど顧問弁護士さんに御相談されたと書いてありますね。顧問弁護士さんは同じ人だと思しますので、答えは同じですよ。これに聞かれたことがちょっとまづい

んじゃないかと。これも思っております。

それから、実質的に審議されたので議案だと、こういう認識でよろしいわけですね。だから正式な、適正な価格ではないけど、いろいろ議員全員協議会とか委員会とか、そこで言ったんだから、もう価格は半値になろうが3分の1になろうが、もうそういうことは皆さんわかっておるんだと。そういう議案だというふうにお認めになるわけですね、要するに。そういう解釈をされたということですね。この3つの件について、お答えをお願いします。

○議長（西川健三） 監査事務局長。

○監査事務局長（小松正二） 顧問弁護士の件でございますけど、これは事務局のほうから法的解釈、事務的な手続などを、これはあくまでも参考意見として聞き、最終的な判断については監査委員の合議によって決定しております。以上です。

○議長（西川健三） 監査委員。

○監査委員（黒田孝士） 質問のあれをちょっと失念してしまったんですけども、あと2つ。もう一度、おっしゃっていただけますか。

○議長（西川健三） 監査事務局長。

○監査事務局長（小松正二） 先ほど、全ての書類、資料を見て、それを精査して結論を出したのかという御質疑だったと思います。その中で、業者選定委員会のほうは資料をとっておりません。選定委員会のほうの結果報告は、資料をとっております。以上です。

○2番（大井 渉） なかなかこういうところで申しにくいこともあろうかと思いますが、やっぱり市民を代表して監査をしておられます。やっぱりこれが訴訟になろうかなるまいが、それは、後は住民が決めることですので、ここまでは公文書として正式に出とるわけでございますので、ちゃんと中を精査され、あるいは今私が言ったもろもろのこういう資料等につきましても我々を聴取することもできるわけですから、こういうものもぜひ見ていただいて、ちゃんとした判断をしていただきたいと思いますし、今後はぜひ、そういう漏れがないようにありとあらゆる方面から精査いただいて、市民の代表監査としてまた御尽力をいただきたいと思います。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は午後3時35分から再開いたします。

~~~~~○~~~~~

15時20分 休憩

15時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

12番、寺岡公章議員。

〔12番 寺岡公章議員 登壇〕

○12番（寺岡公章） 12番、公正クラブの寺岡公章でございます。私からは、大きくは当初予算の基本的方向について伺ってまいります。平成25年度の当初予算案でございます。大竹のこれからのございますので、前を向いて元気に質問してまいりたいと思います。

当初予算の細かな部分の審査につきましては、予算特別委員会のほうに委ねるといたしまして、主には当初予算の背景また考え方について確認してまいります。

第五次大竹市総合計画わがまちプランでは、前提として置かれている条件に、行政社会の仕組みづくりという項目が据えられて取り組んできておられます。このことについては、議会もわがまちプランを承認し、その後も一般質問でのやりとり、また各施策の説明の中で何度も意見交換がされてきました。私自身もそういった中で、この本位についてある程度の理解はできているのではないかと感じているところでございます。

さきの本会議におきまして提案されました平成25年度の当初予算、その説明におきまして、「行政や社会の仕組みを変えていくことにチャレンジしていく」と、こういう言葉が市長のほうから何回か繰り返されております。その時代の社会に適した組織を模索して仕組みを変えていこうとする姿勢には好感が持てますし、結構なことだと思いますが、形を変えたからといってそれがすなわち十分な成果につながるというわけではありません。組織構成員である職員の皆さんが、その意図を持った変化に対し、根本理念や目的を理解し共有していなければ、中身を伴わせることができずに形を変えることだけに満足して、誤解した達成感に行き着いてしまうのではないかと感じております。

私は、計画や予定というものは、文字列でも模式図でも画像でも映像でも、頭の中で達成の瞬間のビジュアルイメージが浮かんでいないとなかなか達成しにくいものではないかというふうに考えております。本日のこの一般質問も、登壇した私自身の映像というのを頭に浮かべながら準備をしておりました。もちろん私一人だけが勝手にイメージを持つのと違い、行政は組織である以上、共通のイメージを持っておかなければ右往左往するばかりで、総合計画の前提とはなりがたいのではないかと考えております。つきましては、市長のチャレンジ精神に敬意を払いまして、果敢に仕組みを変えていった先に何かがあるのか。明確な完成イメージ、組織、職員全体では、どのように共有されているのか伺いたいと思います。

次に、施策の方向性と基本方針の関係について伺ってまいります。

単年度の当初予算に先んじてあるわがまちプランの実施計画の重点事業、主には5ページと6ページについてです。わがまちプランの実施計画になります。この表のまとめ方を見る限り、重点取組施策の方向性と主要な施策の基本方針では、施策の方向性がもとになり、その上での施策の基本方針だと解釈しております。

重点事業の中では特に、大竹を愛する人づくりでは、個別の事業が先にありきで基本方針がその説明文となっている印象を拭えません。そう感じた大きな理由は、基本方針の中で「推進」また「促進」という単語の使用頻度であります。これでは、各担当の職員さんがつくられた文言を寄せ集め、余り検証されずに基本方針をまとめられたのではないかと邪推さえしてしまいます。事業のもとになっているわがまちプランの基本計画では、ここまであからさまなまとめ方はしていらないのに、どの時点でこのような表現にな

ったのかわかりかねます。現場だけで使用する資料ならともかく、規則性が見当たらず、広く伝える実施計画にしてはまとまりがないように感じます。一層のこと、逆に全ての方針に「推進」という単語を用いたほうが、総合計画の位置づけにも即し、すっきりしてわかりやすかったかもしれません。

ともあれ一方で、職員さんが個々のお仕事に誇りを持って臨まれ、また各事業の意義を自信を持って表現されているであろうことは大変喜ばしいことです。ただ、各施策の土台であるはずの大竹を愛する人づくり、地域を担う人づくり、こういった概念が、現場においてどの段階で検証され、共通認識として各施策や個別事業にフィードバックされているのか疑問が残ります。事業やイベントの企画またプランニング、組織の運営をする上で、まず考えることは、なぜこの事業を行うのか。なぜこの組織が必要なのかという目的でありまして、目的を忘れてしまうと、事業も組織も軽い仕上がりになってしまいますし不測の事態に即時対応できません。ただやっただけでお金や時間、労力の無駄という惨めな結果で終わってしまう場合もあります。このような一般論をそのままこのケースに当てはめるのがふさわしいかどうかはわかりませんが、その目的というのが、このたびのケースでは、重点取組施策の方向性に当てはまると思います。手段である各事業とこの目的とが混同しないように注意しなければなりません。

さて、わがまちプランの体系図では、「住みたい、住んでよかったと感じるまち」という将来像から、大竹を愛する人づくり、行政・社会の仕組みづくりなどの基本目標を置き、地域を担う人づくり、市民自治の促進などの施策の方向を定め、それからさらに分かれ50の主要な施策につながっています。将来像と50の主要施策の間では、演繹的な思考と帰納的な思考がバランスよく交わり、相互検証する行為そのものがより確実な組織づくり、行政・社会の仕組みづくりにつながるのではないかと思います。つきましては、わがまちプラン実施計画におきまして、主要施策の基本方針とその上位であるはずの重点取組施策の方向性とのつながりに違和感を覚えたことが、このたびの質問に至る起点となっておりますので、この点の御説明を改めてお願いいたします。

以上、当初予算の基本的な方向について、主には背景と考え方について、登壇しての質問を終わります。御答弁、よろしくお願いします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） もう大分以前の話でございますが、パウエル元米国国務長官がテレビ放送で、「リーダーが言った言葉は、予想外に末端まで伝わっていないもので、絶えずきちんと伝えていくことが大切である。また、そのことをするのはリーダーの資質である」ということ、まさに議員の御質問を受けて、このことを思い出しました。わがまちプランの基本理念を大切に思い、形にしたいと思ってくださるお気持ちからのまさに予算の総括質問、ありがとうございます。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えいたします。

当初予算の基本方向について、まず、わがまちプランの前提条件にも位置づけていますチャレンジしようとしている行政・社会の仕組みづくりの完成イメージの共有についてお答えいたします。行政・社会の仕組みづくりは、庁内ではかねてから行財政システム改善

という言葉を使って表現していますが、現在の行財政システム改善は、総合計画を実現するための前提として、行政がやるべきことと定義づけています。行政・社会の仕組みづくりのうち、行政の仕組みづくりは総合計画を実現するための行政の組織づくりと定義づけ、平成23年4月に大竹市行財政改革の基本方針を定めています。限られた人材・財源を有効に使い、持続可能な行政を実現することによって総合計画を確実に実施することを目指し、次の3つが取り組みの柱となっています。

1点目は、効率的で質の高い仕事ができる組織の確立です。多様化・専門化するニーズや行政課題に迅速に対応できるよう、人的資源を最大限に活用できるような組織をつくることを取り組み内容としており、職員のやる気を発揮できる組織が完成イメージとなります。今回の機構改革も、この取組項目を受けて実施しました。総合計画実現のための前提条件の一つに行政組織があり、さまざまなアイデアを組み合わせ、実現に向けた提示をする役割を担う職員がいますので、機構改革は総合計画の重点取組方向に沿って動きやすいよう形を整えるという作業ともいえます。ただし、行政のプロである職員には異動がつきもので、個別の業務について全員が詳しいというわけではありません。引き継ぎがうまくいかなければ、いつの間にか経験が失われ効率性が低下してしまうこともないことはありません。

業務におけるベストを考え、引き継ぐ作業を2点目の取組項目である効果的な施策の推進で検討しています。ここでのイメージは、最小の経費で最大の効果を上げることですが、具体的には事務及び事業の総点検を実施しております。事務の総点検は、事務を一度、細部まで分解して組み上げる作業を通して、無駄を省くことと漏れがないことの双方を発見できる手法として、現在、確立に向けた取り組みを行っているところでございます。最終的には、事務ごとにプロセスチャートをつくり、誰でもそれを見れば事務の内容がわかるというマニュアル化のイメージです。行政サービスをマニュアル化できるのかという固定観念からの脱却が大きな課題でありましたが、事業は事務の積み上げであるという整理から、間違えない事務執行は効率的な事業執行につながると考えています。ただ、結果を得るまでには相当の手間がかかることもあり、難しいチャレンジとなっています。

一方、効率的な事業執行と効果的な事業執行は、別物でございます。効果的な事業執行については、事業の総点検で行っています。予算・実施計画のPDCAサイクルの中で実施しており、職員にも浸透している手法ではありますが、予算編成という直接的な作業のために行っているのだと勘違いしないように、職員には繰り返し伝えていく必要はあろうかと思います。

3点目は、持続可能な財政基盤の構築でございます。職員の職務能力の向上を図りながら、定員管理の適正化等に取り組むこととしていますが、この完成イメージはいまだ形成できておらず、具体的な取り組みには至っておりません。行政の仕組みづくりは、庁内の取り組みであり、基本方針を定めていることから、職員も認知していると思いますが、行財政改革というものは、言葉での認知だけでは意味がありません。実際にみずから働くという意識が重要であり、行財政改革を実施するに当たっての目的を繰り返し伝えることが重要であると思っています。

一方、社会の仕組みづくりですが、まちづくりのベースはわがまちプランの基本理念「地域資源を活かし、みんなでつくるまちづくり」です。総合計画を実現するための仕組みとして、市民みずからがまちづくりを自分の問題として捉え、考え、そして行動する市民自治の考え方が根づくことが完成イメージでございます。社会の仕組みづくりに関係するのは、大竹にかかわる全ての市民でございます。その数は非常に多く、広報でも繰り返し理念等を紹介していますが、考え方を示すだけでは浸透していかないのが実態でございます。事象の中で、市民自治の考え方を広めたいと考え、施策の柱として「生涯元気な心と体づくり」を選び、機構改革により体制を考えました。いつまでも元気で生き生きと暮らしたいというのは万人の願いだと思います。誰もが肯定的に考えることのできる健康保持を柱に、予防というキーワードでさまざまな事業を展開したいと考えています。ただ、私たちが提供できるのは、情報や環境であり、それをうまく活用すべきは市民の皆様方で、健康保持という恩恵を受けるのも、また取り組んでくれた方々ということになります。市民全員が、健康はたまたま与えられたものではなくて、みずからの生活習慣によることが大きいことを認識し、健康保持に向けての行動を起こし健康のまちとして誇れる大竹市にしたいと思います。主体性や当事者意識を持つ前段には、興味を持つという行動様式が存在します。興味を持つことが行動を起こす動機につながることから、わがまちプランの推進力として、大竹を愛する人づくりという重点取組方向がつけられました。

御質問の2点目は、この大竹を愛する人づくりについて、実施計画を見ていると、重点取組施策の方向性と主要施策の基本方針の流れが逆になっているように見えるとの御指摘でございます。

まちづくりにあっては、将来像やまちづくりのテーマがあり、それを実現するために基本目標を立て、またそれを実現するためにもっと細やかな施策の方向やそれを構成する主要な施策や事業を考えるという、より大きなところから個別へという考え方があると思います。基本構想を検討する際にも、将来像やまちづくりのテーマ、6つの基本目標などは最初の段階で決まっていきました。ただ、行政は継続しています。新しい計画を立てたのを契機に、これまでの施策は全て一から考え直すので、一旦やめますというわけにはまいりません。そのような事情もあり、今ある事業の中身を基本目標の理念や方向性に合わせて変えていくという手法をとることになります。このあたりが、下から積み上げた計画のように見える原因の一つではないかと思います。何事にも理屈というものがあり、そのとおりに進めていくのが理想ではございますが、なかなか一筋縄ではいかないのが現実でございます。ゴールに向けてのアプローチは幾つあってもよいと思います。

議員の御質問の中に、演繹法と帰納法という思考方法が出てまいりました。実は、わがまちプラン基本構想の作成段階においても、両方の考え方を使っております。先に申し上げました6つの基本目標におきまして、推進力と位置づけた大竹を愛する人づくりと前提条件と位置づけた行政・社会の仕組みづくりは、この2つにつきましては、帰納法の考え方で、他の4つの基本目標は演繹法の考え方で組み立てていきました。

物事は一足飛びに進みません。職員には、よいまちに向け、押さえるべきところはきちんと押さえながらも柔軟性を持って一歩ずつ、しかし確実に事業を展開していったほしい

と考えております。

以上で、寺岡議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 寺岡議員。

○12番（寺岡公章） 御答弁をどうもありがとうございます。改めて御説明をいただきまして、理解できた部分が多くあります。私自身がいろいろと誤解をしていたところもあったかなというふうに思いました。失礼をいたしました。

また、御答弁の中で、新しく私が知ったわがまちプラン策定時の裏話なども若干、含まれておりまして、これは新しく知りまして、職員の皆さん方の取り組みを少々、頼もしく感じましたのでつけ加えておきます。

行財政改革のお話などもしていただきました。その中で、私がメモをとった中で、定員管理、要は職員の数がどうなのかということだと思うんですが、また今後4月から組織が若干変わっていく中で、今の感触として4月からうまいこと回るのだろうかというふうなものもちょっと心配しているところです。クラウドシステムがうまいこと回り始めて、それを全ての職員さんが活用できるようになれば、また職員さんの減ということも考えられていくのかなとも思いながら、ただ、最近の庁舎内いろいろ歩かせていただくと、皆さん、いつも忙しそうにしてらっしゃるなど、職員さん足りているのかなというふうな心配もありまして、4月以降の定員管理の展望を何かお持ちであれば、ちょっと聞かせておいていただきたいかなというふうに思います。

それから、御答弁の中に、「当事者意識」と「興味を持つ」というふうな言葉がありました。この言葉、市長さんの提案理由の説明の中にもあって、ちょっと私自身も日ごろからいろいろな場面でのキーワードにここ何年かなってるなあというふうなのがありましたので、ちょっとこの辺を取り上げていきたいんですけども。

特に提案理由の説明の中で、私が印象に残っている言葉が3つあります。前後の文脈はちょっとともかく置いて、一つ目が「他人事ではなく」、二つ目が「評論家で終わらず」、三つ目が「当事者意識を持って」この三つがワードとして自分の中にずっと入ってきました。これらの言葉というのは、私自身が議員のあり方を考える上で、今後また参考にさせていただきながら自分の考察を深めていきたいというふうに思うんですけども。

それとは別に、市民が考えるよいまちのイメージ、総合計画わがまちプランの中にありますけれども、「子供から高齢者まで、夢と希望にあふれ充実して暮らせるまち」これ、よいまちのイメージなんですけども。これは誰がつくるんだろうかなというふうに思いました。市長の先ほどの御答弁の中に、「全ての市民が、みずからが捉え、考え行動するのが完成イメージ」というふうに述べられております。そのようにお答えいただいた後であればなんですが、私も漠然とですが少しそのように思いまして、行政や議会それから市民お一人お一人が、役割分担をしながら、他人事ではなく評論家で終わらず当事者意識を持って文字どおりみんなで作る。そういうふうに漠然と考えました。この件については、まだ掘り下げて考察には至っておりませんが、先ほどの健康保持でありますとか予防、あとはごみの問題、きょうたくさん話題に上がってます。あと防災の関係もそうですけれども、これら全て市民の皆さんお一人お一人の当事者意識というものは欠かせないだろうなと

いうのは、実に強く感じているところでございます。その仕掛けを、行政はどのようにしていくかということが課題になっているかなというふうに思います。

市民の皆さんのことはちょっと置いといて、一方で、職員さんお一人お一人の自治体職員としての当事者意識。これは、皆さんどのようなものをお持ちかなということもあわせて考えました。いろいろな場面によっては、市民の民度が高い低いと、こういうふうに表現されることも耳にすることがあります。そうなりますと、職員さんの場合は、官民とか言いますから、官度かなと。官度が高い低いというふうになるのかなというふうに、ちょっと思いをはせました。そうすると大竹市の職員さんの官度は、どの程度の高さになるのか、何か検証もしてみたいなという気もしております。

職員さんのそれぞれが割り当てられている役割以外に、何が全体にとって必要なのか、みずから考えみずから行動できる。そういった職員さんであってほしいと思います。このみずから考えみずから行動するたくましい子というのは、教育関係のほうでよく説明をいただくものですが、それをぜひ職員の皆さんにも実践していただきたいなと思います。もちろん、私も議員としてそういったところは意識をしていきたいというふうに思います。

毎日のお仕事をなさっていれば、評論じみた愚痴の一つもこぼれることもあるかもしれませんが、ただそれを愚痴として終わらせずに、ぜひ組織の課題であるというふうに前向きに捉えていただいて、その課題をチームプレーで解決していくという気持ちをお持ちいただきたいと思っております。そのために、行政理念の全体共有というのが必要になってくるかと思えます。ほかの部署やほかの役割の理解、これが不可欠な要素になるかなと思います。

そこで、じゃあ具体的にどうするかということも、ちょっとこれは御提案といいますか触れておきたいんですけども。先ほど申しました今回、主に使わせていただいた資料のわがまちプラン実施計画の5ページに、重点取組施策の中で、施策の方向性というのがあるんですけども、この中では、地域に住んでいる人同士が助け合うというふうな高度成長期に台頭してきた個人主義的な考え方の限界など、そういったところがあります。これを職員さんもぜひ、みずから当てはめていただいたらどうなるか。地域を市内、人を職員というふうに置きかえてみたら、これ私なりに考えてみて、例えばの話ですので聞いていただきたいんですが、高度成長期に台頭してきた職場での個人主義的な考え方の限界と、市内のつながりの大切さを学び、市内で仕事をしている職員同士が教えあい学び合う、そのような大竹市を愛する職員づくりといったもの、こういったところが内部目標の例として挙がるかなというふうに思います。こういった行政がみずからの職場の中で人づくりを、目標を持つことは、対外的にも意義のあることだというふうに思います。今の例えではなく、きょうの一般質問の時間の中で、同僚議員とのやりとりの中であった宣誓書というのがあるんですね、職員さんが着任されたときに。それを私は初めて知ったんですけど、そういったものもまたやはりスローガンになり得るものではないかなというふうに思います。わかりやすい共通のスローガンを持つことで、職員同士の理解というのは、まずはかけ声から広がっていくのではないかなというふうに思いました。そういったスローガンというところ、何か内部で掲げてみてはどうかという御提案でございます。

それから、当事者意識についてももう少し触れておきたいんですけども、当事者意識というのは、意識というだけあって、誰かに言われたからといって「はいそうですか」と、すぐにどうこうなるものではないと。そういうところは理解しているつもりでございます。ただ、そのあたりを当事者であることを意識していただくきっかけをつくる営みというのはできるかなと思います。答弁の中では、「興味を持つ」と、まずはそのことから始まるというふうに触れておられますが、私のほうは、もう少し砕いて、「かかわる」という行為、またそれが発展していった「帰属意識を持てる」と、そういったところが当事者意識というものにつながっていくのではないかなというふうに思います。それらをどうするかという仕掛けも、また内部でできていくと思うんですけども、後で同僚議員の一般質問の中に入っておりましたので、ちょっと例え話として触れておきたいんですが。

庁内限定での職員間の公式SNS、これでそれぞれがかかわり合う機会をふやしたり、若干難易度は上がるんですけども、全職員でアカウント共有したツイッター、職員さん一人一人がツイッターで大竹ってこうですよというふうなつぶやきをすると。外部への情報発信をすることによる責任分担という形。これも、お互いがかかわり合いが持てるという一つの例かなというふうに思いました

そこで、市長にもお尋ねしておきたいんですけど、何か職員同士がかかわる仕掛け、今まで以上ということなんですが、これはちょっと御検討されてみて、理念の共有、意識の共有というところにつながっていかないかなというふうに感じておるんですが、ちょっとここまででコメントをお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 多岐にわたる高度な御質問いただきました。大変、返答が難しいところですが、挑戦をしてみます。

定員管理につきましては、まさに生まれてくる子供たちが少なくなり、そしてこの世の中を支える人たちが少なくなってくる中で、行政の仕組みを根本的に変えて行政にかかる人件費部分は大きく落とさざるを得ない、そのことがもう背中、目の前に迫っているという危機感を持ちながら、職員皆さんに、「今のままのやり方ではもう成り立たない時代が目の前に来ていますよ。根本的な行政のやり方を変えていくことをやっていきましょう」ということを言い続けております。職員は、そのことについて理解をしてくれ始めて、そしてそれぞれがいろいろなチームも持ちながら、今のやり方について根本的に変えていくにはどうしたらいいかということを考え始めてくれております。もうこのことについては、余り時間がないというふうに自分自身は危機感を持っております。

2点目の職員みんな当事者意識を持って仕事を一生懸命やろうよということにつきましては、まさに目的意識を共有すること。何のために行政があり、何のために我々は仕事をしているのかということ、常に問い直させていただいております。いつも何事かあったときに、「ほんとか」いつも、このことを問い直すことを、自分は心がけております。そして、そのことは市民の皆さん方のためになるかどうかということの判断、そして公平かどうかという判断、この3つの判断基準をいつも持ちながら、職員みんなで力を合わせて行政を進めてまいりたいというふうに思います。

また、自分は民間からこの世界に入ってきました6年間、職員とつき合わせていただき、いろいろな場で職員のことを言うわけですが、職員は非常に真面目で、そして民間の企業に比べてもずっと優秀でございます。この優秀さをこれからますます引き出していくために、どのような組織でどのような仕事をやっていくかということ、まさにこれは、そのリーダーシップをとる私の大きな役割だというふうに思います。

そして、職員がみずから考えてみずから行動してくれること。そのことを望んでいるということで、職員みんなには、上司から言われたからやるのではなくて、まず自分が判断して自分の行動計画をきちっと決めた上で、物事をやってくれということ、常々申しております。同じことを6年間、口を酸っぱくして言っておりますので、少しは浸透してくれているのかなという期待感を持っております。

また、自分がいろいろな場面で挨拶等についてとかいろいろな書物について、職員に原稿を書いてもらうようにお願いするわけですが、職員が皆、こちらが思うことを実に的確に自分以上によく考えて書いてくれているということ、いろいろな場面で感動しているような次第でございます。これからも、職員挙げて厳しいいわゆるマスコミ初め、国民の厳しい公務員に対する目はございますが、やはりいつの時代もどこの国も、公務員がしっかりしていない国は滅び衰えるという、このことの基本をしっかり考えつつ、物事を進めてまいりたいというふうに思います。

そして、たまたま安倍首相の施政方針演説を見させていただいたときに、常々私どもが考えていること、これが共通しているなということで、この中の前文が、「私たち一人一人がみずから立って前を向き、未来は明るい信じて前進することが、私たちの次のそのまた次の世代の日本人に立派な国、強い国を残す唯一の道であります」ということが書いておられました。自分が、そういうことを思い続けながら、この大竹を進めているということ、そしてもう一つは、これを今、国会議員というのを市議員に置きかえますと、「私は、この議場にいる全ての市議員の皆様に呼びかけたいと思います。我々は何のために市議員を志したのか。それは、この市をよくしたい。市民のために力を尽くしたいとの思いからであって」という文章がございます。そういう意味で、これからも議員の皆さん方と力を合わせて、いいまちをつくる、これからどうやってやっていくかということ、お互いが共有しながら議論を闘わせながら、物事を進めたいというふうに思います。行政、職員だけで物事が進まないという厳しい時代の中で、力を合わせて市民の皆さん方とともにいいまちをつくりたいというふうに考えております。

○議長（西川健三） 企画財政課長。

○企画財政課長（政岡 修） ただいま、市長が説明をされましたことの具体的な仕掛けということで、今の行っていることの実例でございますが、総合計画をつくる前段、過程で、いろいろな事業のヒアリング、協議を各課と部同士で行うという作業をしております。事業のチェックシートというのを作成をするわけですが、そのチェックシートの中にこの事業の目的は何か、これは第五総のわがまちプランの目的に合っているかということを書く欄を設けております。各課におきましては、これを書くことによりまして、わがまちプランの理念というものを再確認をするということ、それをなかなか人間は意識というものは

変わらないという話があります。行動は変えられるということで、行動から入るとのことの一つの仕掛けとしましては、そのような仕掛けをしております。これにつきましては、十分な形になるまでお互いに協議をしていくと。こういった形でございます。

また、この4月から組織を改編いたしますが、2つの目的を主にもくろんだ組織をつくりたい。明確な行動の理念が示された組織でございますので、このような組織ができますと、そういう仕事をせざるを得ないということで、そういう改革といいますか2つの理念を強力に推し進めるエンジンとしての組織をつくっておりますので、組織全体がそれで回らざるを得ない。回る中で、自分たちが何をやるかということがわかってくる。これは行動からということで、理念についてはまた常に研修等を、共有するべく努力はするわけですが、行動から入るという部分については、そういう実務的なものに取り組んでおります。

SNS、ソーシャルネットワークキングサービスという言葉があります。実はこれはもう古くから庁内にはあります。共通アカウントという言い方でございますが、全員が同じパスワードを持ちまして、掲示板的な使い方をしてあるということがあります。もう一つは、課内で統一の組織で情報を共有できるわけですが、仮想課というような形で、今の課に捉われずワーキングスタッフを一つの課として捉えて、その中で情報を共有できると。そういうような形があります。これは新しい組織の中では、またエンジンがフル回転をする中で、そういうようなものも使っていくようになるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（西川健三） 12番、寺岡議員。

○12番（寺岡公章） いろいろな仕掛けを、もう既にやっておられる部分もあるということで、ありがとうございます。やっぱり聞いてみないとわからないことが、まだまだたくさんあるようでございます。

4月からの新組織においては、すぐに成果が出るかどうかわかりませんが、しっかり計画的に取り組んで、年度末には「これができました」と、そういった成果を出していただきたいというふうに思います。

また、あと市長が先ほどいろいろとお話くださったことで、大きな流れそれから深い理念の中で、また25年度の予算というのにも組まれているのかなということが、再確認できました。今後、予特で審査に入りまして、いろいろな質疑応答があると思います。その中でも、御答弁の中には、この大きな流れ、深い理念というものを見失うことがないような、そういう御答弁をいただいて、真剣な議論ができればというふうに思っておりますので、どうぞまたよろしくお願いいたします。

私からの質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（西川健三） 続いて、5番、乃美晴一議員。

〔5番 乃美晴一議員 登壇〕

○5番（乃美晴一） 民政クラブの乃美です。多分、最後の質問者になるような予感がいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

平成25年度当初予算が136億円強で提案されています。小・中学校の改築事業が終了し

たことなどを主な理由として、昨年比5.1%の減少です。また、歳出においても、世の中の流れどおりに扶助費が増加し、非常に厳しい財政運営が予想されます。今回の予算編成を、感覚で申し上げれば、次のまちづくりに向けた準備予算というふうに感じています。今後も予算特別委員会での集中審議がなされますが、議論の中身に注目していきたいというふうに思っております。

さて、きょうの質問は、第五次大竹市総合計画わがまちプランに関連して、3点お伺いをいたします。

まず1点目は、まちづくりの基本目標にあります安心できるまちづくりに関連して、発達障害を取り巻く環境整備についてお伺いをいたします。

近年、発達障害に関する理解は、関係者、行政の努力により少しずつではありますが、進んできているものと実感いたします。しかしながら、昨年、大阪維新の会が条例提出しようとした家庭教育基本条例の案文に、乳幼児期の愛着形成の不足が軽度発達障害またはそれに似た症状を誘発する大きな要因と記されたことが、関係者の間で批判され、条文変更を余儀なくされたことは、記憶に新しいことです。この条文案例のように自閉症を初めとする発達障害が、親の育て方に起因するなどというトンでもない誤解から、発達障害の理解が薄まり、障害者本人また家族、関係者の心にどれだけの苦痛を与えてきたか、過去の歴史を考えても推して知るべしです。発達障害者の関係者の望みは、地域社会の中で、ともに生活することです。発達障害の理解を深めることは、私たち議員としての使命でもあります。障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わっても、国の求める形は障害者と地域の中でともに生きることにあります。25年度当初予算案には、新規事業として、障害者福祉施設開設等補助事業600万円が計上されています。

本年1月、大竹市地域自立支援協議会から、本市へ要望書が出されていることと思います。現在、本市にある障害者関連施設は、社会福祉協議会が運営するさつき作業所とアイビー作業所があるが、現在、定員いっぱいであり、新たな利用者を受け入れることができないため、自立支援法の定めるところの民間法人による指定作業所が大竹にはないので、開設できる環境整備をお願いするという内容だったと記憶をいたしております。これまで、大竹市に希望作業所が見つからず、広島市内、廿日市市、岩国市といった近隣市町に通勤しており、負担も大きいという声も聞いてきました。今回の新規事業は、障害者とともに生活するという観点から、非常に評価できますが、制度の概要についてお聞かせください。

また、私が議会で初めて質問したとき、「行政として発達障害の理解を」と、お願いをいたしました。「保育園から小学校またその後のライフステージごとに、部門ごとの連携を密に行います」と言われたことを記憶しています。その後、実際に連携はとっているなどの実感はあります。また社会的にも、発達障害をめぐる理解は、公の機関でも進んでいます。

一例は、昨年7月30日、大阪地裁で、被告が発達障害であることを理由に、社会復帰をしても生活の場はないとして、求刑を上回る判決を出したことから始まる騒動がありました。大阪高裁は、地裁の判決を批判し求刑を下回る判決を出しています。法曹界も、障害の理解が必要不可欠となってきています。24年度補正予算再編交付金を活用して、来年度、

小学校に特別支援員を増員することが提案されています。

過日の総務文教委員協議会において、大竹小学校の現状が報告をされました。学級崩壊が起きているという報告でした。学校を実際に見られた方は、どういうことが起きているか理解できるでしょう。教師の言うことを聞かない、席に着かないなど問題行動を起こす児童が数多くいます。中には、発達障害が疑われる児童もいますが、問題行動を起こす児童が全員そうではないと思います。学校側のこれまでの努力もお聞きしてきました。行政・保護者・PTA・地域の方を含めてこの問題に対処されています。小学校の安定は、全ての人の願いです。特別支援員の加配だけで解決できるとは思えません。福祉関係者、警察関係者、教育委員会、地域の方全ての協力が必要です。このときに、正しい発達障害の理解が必要になります。わからなければマイナスに作用することさえ起こり得ます。ここで言いたいことは、全ての人が、発達障害に対する理解が深まったときこそ、本当に地域でともに生きていける環境ができるのではないのでしょうかということです。行政関係者は、全て理解し業務に当たることが必要です。行政内でのさらなる連携のための方策をお伺いをいたします。地域社会の全ての方と普通の生活を送ることを望むのに、本人の過大な努力や保護者を初めとする関係者の必要以上の大きな努力が必要な社会から脱却をいたしませんか。

次に、2点目に、大竹を愛する人づくりに関連して質問をさせていただきます。

人は人を好きになるといいところしか見えません。嫌いになると嫌なところしか見えな
十 いといわれます。まちにおいても同じことがいえると思います。大竹を好きになってくれる人を多くするために、行政は多くのことを実施しています。ならばもっと多くの人に、
十 やったことを見てもらいましょう。現在、本市から一般的に発信される情報は、広報おおたけ、ホームページぐらいです。今の世の中は目まぐるしく進歩しています。携帯電話からスマートフォンへ、パソコンからタブレットへ、ハードも変化しています。この流れの中、佐賀県武雄市、岩手県陸前高田市などは、ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSを巧みに利用して行政情報の発信をしています。中でもなりすましなどの可能性が低いとされるフェイスブックを活用しているケースを多く見受けます。国の機関も巧みに利用してます。大竹に住んでいる人にも、大竹で育ち遠く離れて暮らす人にも、まちのいいことをどんどん発信できます。また、若い世代へ向けた発信ができることも特徴です。過去、情報発信の強化の必要性を決算特別委員会、予算特別委員会などで訴えてきましたが、若手を中心としたプロジェクトで検討するというをお聞きいたしております。検討内容についてお伺いするとともに、今後の情報発信の強化の必要性についてお伺いをいたします。

最後に3点目です。安全なまちについてお伺いをいたします。

昨年、三井化学株式会社岩国大竹工場の対応については、6月の議会で質問し回答をいただいたことを粛々と実施していただいていると理解をしています。また、消防署に大竹ハズマツトという化学災害に対応する特別部隊を編成されるとともに、土砂・浸水ハザードマップの作成など、安全なまちづくりに一つずつ前進されていることは評価いたします。また、25年度では、地震津波ハザードマップの作成を予定されているなど、今後の防災体

制への強化の期待も高まります。東日本大震災の復興はまだまだ道半ばですが、記憶の風化が問題となっています。本市では、南海・東南海地震の襲来による影響が心配をされています。海拔表示などの徹底を、今後も進めていただきたいと思います。

昨年、本市の基幹システムをクラウド方式に変更いたしました。データセンターは、災害対策の施された厳重な施設の中にあると伺っています。広島県内で先駆けてクラウド化を実施し、今後のシステム変更費用の削減に大きく期待するところです。このシステムのパートナーに、日本ユニシスさんを選定されています。日本ユニシスの自治体向けクラウドサービスの中には、防災システムが構築できるセーブエイドというものがあります。昨年の本格運用を機に、このセーブエイドの基本仕様ライセンスも付与され、現在、運用の方法を検討されていると伺っております。このシステムを応用すると、職員参集システムはもちろんのこと、災害情報の把握が現場と同時にできるようになります。また、写真データなども、災害対策本部と支部との間で連携をとることができます。さらには、消防署との連携運用で、市内の状況把握が素早く行えます。

また、先ほど申し上げました情報発信機能と組み合わせて素早い広報への活用も期待できます。ぜひ、このシステムの運用を、機能的に充実させるべく、現在までの取り組みと今後の予定について伺いをいたします。

東日本大震災での教訓から、災害時に行政機能が維持できなくなる問題を学びました。特に、市役所業務の一般的な住民サービスすら職員不足により停滞する現象が起きていました。本市の消防及び水道局は、災害派遣で被災地で活動をいたしました。そのほかの派遣は実施をいたしておりません。しかし、被災地には多くの自治体が一般職員を派遣しました。要請に基づくものであったのかもしれませんが。本市が被災したときの状況を考えてみてください。大竹市に全国の自治体から応援に駆けつけてくれるでしょうか。沖縄の豊見城村は来てくれるかもしれません。子供を通じてではありますが交流があるからです。今後の市町交流は、災害対応も含めた交流が必要だと考えています。安芸高田市は、陸前高田市などと災害連携を中心とした交流を始めたと伺っております。本市も、日本各地の同規模、同程度の自治体と災害対策を主眼に置いた交流を考えてみていいのではないのでしょうか。

以上、3点のことにつきましてよろしく御答弁をお願いいたします。花粉に負けておりますので、若干、言葉が聞き取れなかったかもしれませんが申しわけありません、よろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 新しいことやものをすぐに取り入れて利用することは、行政組織にとっては少し苦手な行動様式かもしれません。しかし、思い起こせば、乃美議員の御質問、総務文教委員会の視察がターニングポイントになりまして、クラウド方式の導入ということもございました。御自身の経験やまちの動きを捉えて貴重な御意見や御提案をいただきありがとうございます。

それでは、乃美議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の発達障害を取り巻く環境整備についてお答えいたします。行政分野での連携のうち小学校での指導などにつきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

平成25年度当初予算におきまして、障害者・障害児福祉施設開設等補助金を計上いたしました。現在、大竹市内には指定障害福祉サービス事業所がなく、市内在住の障害者は廿日市市や岩国市の事業所に通っております。しかし、ほとんどの事業所が定員をオーバーしており、今後、特別支援学校を卒業する障害児の行き場が不足していることから、障害者や障害児の御家族の方々は、大変不安を抱えておられます。このような不安を軽減するため、市内に指定障害福祉サービス事業所の開設を検討する法人に対し、開設に係る経費の一部を補助する制度を創設するものでございます。この制度では、常時介護を必要とする方が安定した生活を営むことができるよう、通所により入浴、食事、排せつなどの介護や、創作活動や生産活動の機会を提供する生活介護事業と、同じく通所により就労や生産活動の機会を提供する就労継続支援B型事業の2つの事業を一体的に行うことに加え、事業開始後数年以内に、一般就労などへの移行に向けた支援を行う就労移行支援事業を実施する見込みがあることを補助の要件としております。

対象となる経費及び補助額でございますが、生活介護、就労継続支援B型の2つの事業の開始に必要な入浴などの介護設備の設置や送迎用の車両の購入などに要する費用につきまして500万円を上限に対象経費の2分の1以内の額を、開設当初に必要なパソコン、机、椅子などの設備に係る費用につきまして、100万円を上限に同じく対象経費の2分の1以内の額をそれぞれ補助いたします。補助対象者の決定に当たりましては一定の基準を設けた上で、関係機関への周知も含めて7月ごろに募集を行い審査の上、10月ごろまでには1法人を決定し、年度内に事業を開始していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、発達障害のある方への支援についての行政における連携についてお答えいたします。

発達障害のある方は、地域社会との相互のかかわりの中で、対人関係の構築が難しい、コミュニケーションがとりにくいなどのさまざまな困難を抱えています。そのため、発達障害者支援法におきましても、国民の責務として「発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。」と規定されております。しかしながら、行政を含め、社会全体の発達障害に対する正確な知識や理解、配慮につきましては、まだ十分とはいえない状況でございます。市といたしましても、発達障害に対する理解を深めるため、啓発活動を進めてまいりたいと考えております。また、本市では、発達障害のある方に対し、保健介護課・福祉課・教育委員会が連携し、早い段階から継続した支援を進めておりますが、今後は、消防本部や警察、ハローワークなど他の行政機関とも連携し、民間企業も含めて社会全体で支えていく仕組みの構築を図ってまいります。

続きまして、2点目のSNSなどを活用した情報発信についてお答えいたします。

行政として最も重要なのは、緊急時にお知らせすべき情報「災害情報」の取り扱いでございます。避難情報など緊急度が高いものを確実に伝えたいとの思いから、最も即時性が

高く、全体に広く行き渡る防災行政無線や広報車両などを活用しております。また、避難指示などのより緊急度が高い情報の伝達には、エリアメールの活用も進めております。

そして、緊急時の情報が生かされるために、事前に土砂・浸水避難地図を作成・配布するとともに、市広報紙などに防災情報を掲載し、いざというときには「まず逃げる」ことの重要性を繰り返しお伝えしております。引き続き、自主防災組織に対する避難訓練や勉強会、防災講話などの実施や来年度に作成予定であります地震・津波避難地図などを活用した災害時における迅速かつ安全な避難などの減災対策の実施により、防災意識の向上に努めてまいります。

新しい情報発信媒体の活用の検討についてでございますが、まず、大竹市全体としての情報発信力について考える必要がございます。定住促進アクションプランの中間検証において、各事業の情報発信が弱いことが確認されたことから、昨年、若手職員によるワーキングスタッフを設置し、情報発信力の強化について研究・検討を重ねてまいりました。ここでは、情報発信の目的を定住促進に限定せず、市全般の情報発信の具体的な方策を検討しております。27回もの会議を経て取りまとめられた提言では、広報紙、ホームページなどの媒体を評価項目別に分析した結果、「情報発信は広報紙が中心となっており、市外への発信力が弱いこと」「職員の情報発信への意識が低いこと」が示されました。

新しい媒体としましては、ソーシャル・ネットワーキング・サービスいわゆるSNSを利用することにより、情報の即時性、市外への発信、拡散性、浸透力が見込めるとも示されております。さらには、「大竹を愛する研修」「広報うまくなる研修」などと銘打った職員の情報発信力を高め、各種媒体の利点とリスクを知り使いこなせるようにするための研修を実施することの重要性も指摘されております。

乃美議員御指摘のように、相手が見に来てくれたらという相手方の能動性を頼りにする情報発信ではなく、こちらから相手に届けるという攻めの情報発信体制の重要性は理解しております。情報通信技術の発達著しく、インターネットを介する電子情報網いわゆるソーシャルメディアは、能動的に情報を伝えるには有効な手段といえます。

しかし、こちらが発信した情報が受け取り手のそれぞれの思いでのやりとりによって不正確な情報に変わってしまう危険性もあるなど、注意すべき点も多くございます。情報の取り扱いに誤りがあれば、SNSの魅力であるはずの拡散性があだとなり、市政に取り返しのつかない影響が生じる可能性もございます。活用に当たっては、しっかりとしたガイドラインの作成が必須であり、また、本来の魅力である即時性・双方向性の部分を落とし活用する必要も出てくるのではないかと考えられます。

また、能動的な情報発信は、受け手側に立てば、膨大な情報が勝手に入ってくることを意味します。情報自体の魅力が乏しければ関心を引くこともなく、届いた情報も無視されてしまうことになりますので、我々がまずすべきことは、発信する情報そのものをわかりやすく魅力的なものにする能力を備えることではないかと考えます。現に、若手職員によるワーキングスタッフの提言においても、「職員の育成なくして情報発信強化なし」と結論づけており、研修の重要性を訴えております。研修を行うことで、魅力ある情報づくりだけでなく、職員みずからが大竹市のよいところを知ることにもなり、まちを愛する気持

ちが深まるという効果も期待できますので、情報発信媒体の整備・改善とともに、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。いずれにしましても、ハードの部分、ソフトの部分が全て完璧であると確信できるまで動かないということではなく、一定の整理ができた段階から順次、新しい媒体の活用にも取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の今後の災害対策についてお答えいたします。

まず、災害対策の強化についてでございますが、本市では、今年度、土砂・浸水避難地図を作成いたしました。また、これに引き続きまして平成25年度においては、地震・津波を想定した避難地図の作成を予定しております。これらの地図は、ただ作成し配布するだけではなく、自治会・自主防災会へ出向き、説明会や勉強会を実施させていただきながら、地域の皆様と一緒に地域の実情に即した避難のあり方を考えていくことによって、有効な活用ができるものと考えております。また、海拔表示につきましては、現在、準備を進めており、今後、公共施設への設置を開始したいと考えております。

次に、避難訓練の実施についてでございますが、平成25年度の主要事業にも挙げております防災訓練実施事業といたしまして、自治会・自主防災会と連携した避難訓練を実施するとともに、市の避難勧告などの判断・伝達について、広島県危機管理課の協力を得て、図上訓練を実施するよう調整を進めております。あわせて、大竹市消防本部では、コンピナート特別防災区域での化学災害に対するさらなる体制の強化といたしまして、高度な専門知識と各種資格を有する隊員で構成する化学機動隊「大竹ハズマツ」を昨年12月に立ち上げ、先進地への視察研修や企業との図上訓練などに取り組んでおります。今後は、コンピナート地区周辺の市民の皆様方に安心して暮らしていただけますように、関係機関と連携した避難訓練も計画してまいります。

次に、若年層に対する防災意識の高揚につきましては、これには小さいころからの防災教育が最も重要で、このことは東日本大震災における「釜石の奇跡」でも実証されております。子供たちが防災を学ぶ機会を設けることにより、子供から大人、家庭や地域へも効果が波及すると考えられることから、今後、関係各課において調整、検討を進める必要があると考えます。

次に、災害用システムでありますセーブエイドの活用についてでございますが、現在、職員参集システムとしての本格運用をするための準備を進めているところでございます。乃美議員御指摘のとおり、災害対策本部、消防、各支部における災害情報の共有を効率的に行うことは、今後の防災・減災対策において重要であり、検討をしていく必要があるものと考えております。

次に、他の市町との連携についてでございますが、現在本市では、大規模災害時の相互応援に関する協定、瀬戸内海の路ネットワーク災害時相互応援協定、石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定などを締結し、災害時において物資の提供や職員の派遣、被災者の受け入れなどを実施することとしております。これらの協定につきましては、単に締結しただけに終わることなく、災害時に有効に機能するよう、今後、参加市町と事前交流・連携を深め、信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上で、乃美議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、発達障害を取り巻く環境整備に関しまして、小学校での指導や行政における連携などについてお答えしたいと思います。最初に、先ほど子育ての要因で発達障害が起きるのではないかなというような法整備がなされようとしておったという点に関しまして、けさほど私申しましたように、母体のホルモン等による環境要因とかそれから虐待とかいじめというようなトラウマ体験によってスイッチが入る、オン、オフになると、スイッチが入った状態というのが特に困った状態になるというふうに考えられておりますので、子育ての要因というふうなところではまだ解明されていないんじゃないか、そういう要因は非常に少ないんじゃないかというのが現段階での定説となっておりますようでございます。

本市における特別支援教育といたしましては、各小・中学校に校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心に児童生徒の実態把握を行うといった支援体制の整備を図ってまいりました。しかしながら、特別支援学級に限らず通常学級におきましても、特別支援教育の視点を生かした指導やかかわりを必要とする児童生徒がふえてきております。特別支援教育コーディネーターの役割の明確化や通常学級における個別の支援計画、個別の指導計画作成までできていないのが現状でございます。

そこで、今年度におきましては、一人一人に応じた適切な指導や必要な支援を計画的・組織的に実施していくため、市内の小学校に対しまして、特別支援学校から職員を講師として年10回派遣していただき、学校での指導の充実に向け、より望ましい個への支援と授業づくり・学級づくりのあり方について研修を行ってまいりました。この研修を通じまして、教職員は個の実態に合わせた支援の仕方についてのノウハウを学ぶことができたと考えております。

各機関との連携につきましては、これまでも福祉課やこども相談室などと密接な連携を図ってまいりました。あわせて、保護者との面談を行ったり、保護者対象の研修会を実施するなど、発達障害のある子供に対する理解や知識の促進に努めているところでございます。

これからも発達障害のある子供への対応につきまして、子供がかかわる多くの人々の理解を深めながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、乃美議員への御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） 質問に入る前に、豊見城市に訂正させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。まず最初にお伺いをしておきたいのは、先ほど教育長が最初に御答弁いただいた、「まだよくわかってませんね」というところです。ただ、国の法律に定めるところの行政の基本姿勢としては、発達障害というものは先天的なものであり、親の育て方に起因するものではないという認識を持ちながら施策を進める必要があるのではないかなというふうに考えております。そうしないと、発達障害と言われたときに、希望の光を失った親がどうしても自分のせいだということ、親は絶対自分のせいだと思います。

ので、それを一筋の希望を見つけながらその子供とつき合いながら育てていくということ
で一生懸命頑張っておられますので、そのことを行政の基本としているんだということを
ちょっと確認だけさせてください。

○議長（西川健三） こども相談室長。

○総務学事課副参事兼こども相談室長事務取扱（船本哲生） 今、お話しいただいたとおり
です。親の育て方、例えばしつけ不足が発達障害の要因であるとは捉えておりません。以
上です。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） ありがとうございます。それでないと、何も言えなくなってしまう
ので、よろしくお願いします。

先ほど、新しい制度のお話がありました。事実、社会福祉法人になるのかNPO法人に
なるのか、こちらに来られている大竹市内で開設するそういう指定作業所というものが過
去なかった。なぜなかったかというのはいろいろ経緯があるんですが、その経緯を踏まえ
て、今後、大竹にぜひ来ていただきたいという意思表示の予算であると、先ほども言いま
したけど、本当に前進したなと感心をさせていただきます。

ただ、これ前進しただけ、意思表示しただけでは何も解決しない。実際に何らかの指定
作業所が大竹市内に開設をしていただかなくてはいけない。その開設準備金ということで、
用意をしていただいておりますが、来年の7月に募集して受け付けして10月に決定する
ということなんで、今段階では感触というものはお持ちではないんでしょうけど、これ絶対
来ていただかないと、絶対来ていただきたいという希望ですので、行政側もその辺の感触
というか、もし来なかったからどうするのかなど。来年1年募集してみて、この条件では
大竹には開設できませんというときに、今度はどういう、また次の手を打たにやいけん
のかどうか、その辺を考え準備があるのかどうか。来なかったことを前提というのはおか
しいんですけど、一生懸命、これなら開設していただけるだろうという条件だと思うん
ですが、これでも無理な場合というのは、ひょっとしたらあり得るかもしれません。その
ときには、すぐ新しい手を打たないといけないというふうに思っておりますので、ぜひ、
この二の矢をどう考えるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西川健三） 市民生活部長。

○市民生活部長兼福祉事務所長（塩田小百合） 平成25年度中にこの事業の対象となる事業
所がいなかった場合においても、26年度についても制度の見直しとかを行った上で、継続
していきたいと思っております。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） 制度の継続はいいんですけど、何らかの、物すごい充実をさせてき
てくださというの何かおかしな話なので、基本的に自立支援法の定めるところによると、
自分で営利活動ができないと、継続できないというのが考え方にありますので、その辺、
できやすい環境をぜひ考えていただきたいというふうに希望をいたしておりますのでよ
ろしくお願いいたします。

仮に、指定作業所ができたということになりましても、発達障害だけじゃないですよ、

生活介護もありますので、いろいろな障害者の方の望みというのは、最終的にはグループホームの建設というところに落ちついてしまいます。親から見ると、親が死んだ後、この子たちはどうやって生きていくんだろうかというのが必ず心配、どんな心配よりもその心配が一番大きな心配ぐらいで、そういったことも今後もいろいろ考えて検討、まずは指定法人が来てくれないと。今の社会福祉協議会の範疇の中では、グループホームの建設ということにはなかなか行きにくいでしょうから、まずは社会福祉法人含め、市内でいろいろなことが運営されるという状態にならないとなかなか無理だと思いますので、ぜひ早くそのような日を夢見ておりますので、御尽力を今後もいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それから、学校関連、多分一番悩んどってのは親御さんだと思うんです。生徒も一番辛いかもしれないですけど、親御さんも一番悩んどってだと思います。さらに、そこに通っている普通と言っではいけないんですけど、一般的に授業を受けたい生徒とそれを受けさせたい親と、なかなか難しい部分ではあると思います。今のいいところは、大竹小学校もいいところなんですけど、学校内だけで解決してない。いろいろな方のお知恵をいただきながら解決しようと今、努力をされてます。今後も、もっともっといろいろな人に力をかりなくてはいけないだろうというふうに思います。先ほど警察ともいろいろ協議を、警察、消防も含めていろいろなところ協力しながら、ハローワークも含めるんですが、そういったことを協議しながらいろいろなことで考えていきたいというふうにおっしゃられていましたので、ぜひ、学校の安定を求めるための基本議論をもう一回して見ていただきたいのと、教育委員会の中でもいいんですけど。今問題のある子が2、3、4というふうに伺っております。2年生までは少人数学級ですよね。3年生でいきなりクラスが減ることになります。その辺の問題も、加配の問題もあるんですが、文部科学省の出す35人学級以上のことを今から大竹市で子育てのためにやっていこうという気があるのであれば、30人学級を中学年ぐらいまでは延ばすという方向も検討の課題の一つではないかというふうに、考えてみる価値はあるのかなと。多クラスの学校の場合、思っておりますので、その辺の考え方もしっかり教育委員会内部もしくはいろいろな方と協議をしていただけたらと、それをしなさいということじゃないです。それも一例として含めながら、どういうほかの対応がとれるんだろうかということをぜひ考えてみていただきたいと思いますが、今のところ何かお考えがあればよろしくお願いします。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（西尾裕次） おっしゃられたように、来年度、学習支援員を10人それから生活支援員を2人ということで、時間的には7時間という形でつけていただきました。人をつければいいかと、それで解決するんかということはなかなか現状を見れば難しい状況がございます。ただし、今の状況でいいというふうには思っておりません。該当の児童、保護者それからクラスの子供たち、保護者、学校の先生方、本当にいろいろな方が悩みながら日々過ごしておられると思いますので、我々としても手をこまねいておるというわけにもいかないので、何とか今学期中には落ちつかせて、4月の新年度を落ちついた状態で迎えたいというふうに思っております。そのためには、学級の人数を減らすということも一

つの手だと思います。またほかにいろいろなボランティアの方に、いろいろな形で御協力いただき、あるいはいろいろな関係団体との協力ということも必要だと、いろいろな方策をとっていきたいというふうに思っております。またよいお知恵がありましたら、おかしいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） 1問目の問題については最後にしたいと思います。

教育に携わる人間って誰だろうといったら、全員なんですよ。世の中に生きている方全員です。子供を見守る人って誰なんだろう。全員なんです。その考え方は、基本的に隣の子供が可愛くないわけがないんです。隣の子供もかわいいんです。その考え方をもとに、一緒にいろいろなことを考えていきたいと思うんですが、最後になりますけど、教育委員会のあり方というものを、今の現場に教育委員会、どんどん現場に出ていけばいいと思ってるんです。最近、ここ何回か拝見させていただきましたけど、現場に出るところを見ないだろうと思うんですが、実際に現場に出られとるんだろうというふうに思うんですが、もっともっと現場に出ていって現場の実情を把握していろいろな討論をしてみればいいと思うんです。ぜひそういうふうな教育委員会になってほしいなというふうに思っておりますが、教育長の教育委員会に思う、思いというのは、今の教育委員会ですね。しっかり頑張ってますって言われるんでしょうけど、今後の教育委員会制度も含めて、どういうふうなお考えをお持ちなのかお聞かせいただければと思います。

○議長（西川健三） 議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

教育長。

○教育長（西尾裕次） 国全体で言えば、いろいろ教育委員会のあり方について、論議が行われております。私としては、今のような教育委員会の制度というのは必要であろうというふうに思っております。詳しくは述べませんが、このまま教育委員会をなくして、首長部局で全てコントロールするということになれば、いろいろ首長さんの思いによって、いろいろな形で恣意的なことが行われはしないかと、そういうのを防ぐために今の教育委員会という制度があるんだろうというふうに思っておりますが、その教育委員会が、いろいろな制度疲労を起こしているということは、今、乃美議員指摘されたように、例えば、自分たちが月1回ないし2回での机上の議論というもので終わってないだろうかというような指摘もございます。我々としては、机上だけじゃなくてそれぞれの形で、委員会が5人で学校へ行くということもありますし、それぞれ個人個人で学校を見に行くということもございます。その中でいろいろと現状に合わせて施策を打っているということにしておりますので、現状の委員会、もっともっと現場に近い委員会であればいいのかなというふうに私としては考えております。以上です。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） 次に移らせていただきます。「SNSを使ってみませんか」とずっと言ってます。いろいろなことを言われてきました。

先ほど、職員の方が言われたお言葉が、「ワーキングスタッフ会議を行って27回も会合をしました」と、相当な御苦勞をされたんだろうというふうに思います。その中で、最終

的な結論が、ちょっと聞き逃したんですが、自分たちの勉強なくして発信なしというふうな言葉に近かったんだと思うんですが、このいろいろな問題というのは考えれば限りなく起きてきます。「情報発信能力を高めることが先ですよ」と、先ほど言われましたけど、それもそのとおりです。ただ、やってみるということがなかなか腰が重たいんだと、先ほどのお話もありましたけど、やってみることの大事さ、これを、やってみれば、1個ブレイクスルーすれば、「何でこんなこと考えよったんだろうか」ということもあり得ますので、ぜひ若手の意見も大事にしながら、情報発信については本当に攻めの情報発信ということでやっていただけたらというふうに思ってますのでお願いします。

それと、ネット選挙が解禁になりますねという情報も新聞紙上ちらほら出てきております。そうなってくると、いやが応にも行政はSNSを含めたところに参加していかざるを得ないのかなというふうに感じておりますが、その辺の検討も今後、加える必要が、直接、情報発信とは関係がないんですが、加える必要が出てくるのかなと。投票率を上げるためにはSNSを活用しましょうという方針が国のほうから、いきなりどんと出るかもしれません。そういうこともあり得ますので、ぜひ検討を引き続きやっていくというお話もありましたが、どんどん豊かでない情報の発信をしていただければと思いますのでよろしくお願い致します。私のスマートフォンには、陸前高田から毎日、毎日、こんなことがありますといって入ってきます。奇跡の一本松の募金が、こんな人が募金を持ってきてくれましたとか、復興に向けてこう努力していますとか、そういった方が全国から注目をできるまちということになって、不幸なことがありましたので注目をされるというのは非常にいいことだと思うんですが、そういった大竹市からいっぱい工業製品が出て、世界中の方々を豊かにしているにもかかわらず、その出元が誰にも理解されてない。ちょっと寂しいんですが。そういったことも含めて情報発信の一助になればと思いますので、ぜひ今後とも検討をまたよろしくお願い致します。これ以上言うと、なかなか答えも見つからなさそうなので終わっておきます。

続いて3番目の防災の関連についてお伺いをしておきたいと思います。

クラウドという言葉が、きょう3回出てきました。非常にいいシステム、今のところの世の中のシステムを見ると、非常にいいシステムなのかなという錯覚を、実は私自身も、私は錯覚なのかなというふうに思いながら考えとるんですが、ただ、安価に使うことのできる、今までだって地図情報を消防でいろいろ確認しようとするとなん億もするような機械を買わなきゃいけないとかいう世の中だったと思うんです。それが、クラウドシステムを使うと、年額何万円で済みますよという時代になってきたので、ぜひ、災害情報の共有も今後のテーマ、先ほど「今後のテーマ」だと言われましたが、なるべく早く取り組んでいただきたい。職員参集システムだけでセーブエイドを使うというのは、物すごいもったいないなというふうに考えておりますので、ぜひそれ以外のシステムを含めて考えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それと、他市町連携なんですけど、瀬戸内の海の路の連携、大事なんですけど、南海トラフに対応できるかなというふうな思いもいたします。災害をメインに置いた連携というのが大事だとは申しましたが、それ以外にも、いろいろな形で心を豊かにするためにも、いろい

ろな町と連携するというのは大事だなと。安芸高田と陸前高田が高田つながりで連携をしますと、そのことも本当に、災害だけでなくいろいろな交流の面で有利なことが多いのかなというふうに思いますので、よそに大竹市があるのかどうかもわかりませんが、多分ないと思いますが、何とか大竹市というのがあったら、ぜひ交流をしてみたいもんだというふうに思いますけど、ぜひ災害を視野に入れた交流というものを、全く考えずに、いろいろな機会いろいろなところで取り組んでみて、構想があればぼっと乗っていついていただきたいなというふうに思いますので、お願いいたします。

最初のセーブエイドをどこまで活用していこうかというふうに思われとるのか、今のところ私もシステムの勉強から入らにゃいけないのかと思うんですが。どの辺まで広げられれば理想かなと思われとるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（西川健三） 危機管理監。

○総務課危機管理監（平池泰憲） セーブエイドでございますけれど、現段階では職員の参集システムを現在、運用を開始するために準備をしております。今後、議員御指摘のように本部と消防と各支部でございますけれど、情報共有できるような形で効率よく進めれば、共有できるような形で進めていきたいと考えておりますけれども、もう少し研究をさせていただきたいと考えます。よろしくをお願いします。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） 研究をぜひ、して早目に、ちょっとこれオプションシステムを組み入れないとできない部分もありますので、ちょっとお金もかかってしまうかなというふうに思いますので、それも含めてよろしく御検討いただきたいと思います。

消防長も、もうすぐと言っちゃあなんですけど、なので、御意見をいただきたいんですが、今からの災害対応について、消防署として、ハズマツトを発隊させるだけじゃ十分ではないだろうと、発隊させてなお、その方々にいろいろな特殊技能を持ってもらうというだけでは十分ではないだろうというふうに思っております。消防にしてみれば、きょうの議論の中にもありましたように広域化もまだ捨ててはないわけですし、職員の技能レベルの向上というのも今は広島市との連携を通じながら、少しずつ実施をされているという状況があります。この間の石油コンビナートの防災訓練もそうです。「防災訓練まだ終わってないですよ」って何回もあの後、申し上げたと思うんですが、まだ終わってないと私、思ってますので、次にいい防災訓練ができるまで前の防災訓練は終わらないものだというふうに思ってますので、ぜひ今後とも防災に対する思いを退官された後の話を言ってもしょうがないですが、現在、防災にかける思いというのを一言、言っていいただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（西川健三） 消防長。

○消防長（賀屋幸治） ありがとうございます。これまで、防災に関して、昨年特に1年間、県の石油コンビナート総合防災訓練というのに大竹消防として携わってきたわけですが、その中で見えてきた課題、そういったものを消防内部で若い職員、実際に参加した職員で総括をいたしまして、その中で自分たちで何が足りないのか、何ができて何ができないのかということを真剣に議論をしていただきました。その結果、やはり今の現

状では、自分たちには何も準備できていないと。そういう非常に不安に駆られた集約となりました。

では何をするのか。やはりそこで、みずからの化学機動隊という専門知識を有した特別な部隊を編成し、これから万が一起り得る化学災害にどう対応していくのか。それは、まずは自分たちの命にかかわる問題でございますので、自分たちが安全に活動し初めてその現場での早期鎮圧ができる。自分たちが犠牲になれば、そこでほかの多くの隊員あるいは自衛消防隊の皆さん、あるいは万が一被害が敷地外に及べば、市民の皆さんにも重大な被害が影響が出てくるということを一番懸念をいたしまして、その対応をどういうふうにするのかということで化学機動隊を発隊したわけでございます。

発隊して約2カ月ちょっとになるんですけども、既に先進地の視察を倉敷市消防局そして神戸市消防局、それと当然、一番近くの広島市消防局等にも行ってまいりました。そして、先進地としてどのような装備でどのような活動をしているのか、どういう警防計画を持っているのか、そういうことを情報として仕入れて帰りました。今後も、ほかの先進地に出かけていろいろな先進地の情報を集めてまいるとともに、いろいろな研修にも参加をし、レベルを上げていくということをする必要はあります。

また、昨日も、けさの中国新聞にも掲載されておりましたけども、大竹地区での3社の企業によります図上訓練というものを、大竹市消防本部のほうで行いました。そういう形で、いろいろな被害想定をしながら、それをどういうふうに防御できるのか、何が必要なのかということの一つ一つ検証しながら、市民の皆さんに安心してもらえるように耐用力をつけていくということに、今からも努力をしていくということが必要だろうというふうに考えております。そういった意味で、今後も化学機動隊それだけではありませんけども、消防本部を含めた消防行政の充実と強化ということがさらに必要になってくるんだろうというふうに考えております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西川健三） 乃美議員。

○5番（乃美晴一） ありがとうございます。いろいろな部門でいろいろなところで一生懸命、希望を見つけながら、先ほど安倍さんのお話を引用されましたように、前の希望を信じて一生懸命頑張っていこうというふうに思ひますので、今後とも御指導よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（西川健三） この際、お諮りいたします。

一般質問及び総括質疑の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、一般質問及び総括質疑は、次の本会議に議事を継続することに決定いたしました。

3月11日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参

集をお願いいたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本日は、これにて延会いたします。

17時16分 延会

(25. 3. 8)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月8日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 山 本 孝 三

大竹市議会議員 大 井 渉

+